

平成28年6月
大竹市議会定例会（第2回）議事日程

平成28年6月13日10時開会

日 程	議案番号	件 名	付 記
第 1		会議録署名議員の指名	
第 2		会期決定について	
第 3		一般質問	
第 4	報告第 1号	繰越明許費繰越しの報告について〔一般会計〕	報 告 報 告 報 告 (一 括) 即 決
第 5	報告第 2号	継続費繰越しの報告について〔一般会計〕	
第 6	報告第 4号	大竹市土地開発公社の経営状況について	
第 7	認 第 3号	専決処分の承認を求めることについて〔平成28年度大竹市土地造成特別会計補正予算(第1号)〕	
第 8	議案第44号	平成28年度大竹市一般会計補正予算〔第1号〕	総務文教付託 生活環境付託
第 9	議案第45号	平成28年度大竹市国民健康保険特別会計補正予算〔第1号〕	
第10	報告第 3号	予算繰越しの報告について〔水道事業会計、工業用水道事業会計、公共下水道事業会計〕	報 告
第11	認 第 2号	専決処分の承認を求めることについて〔大竹市税条例等の一部を改正する条例〕	即 決 (一 括) 生活環境付託
第12	議案第40号	大竹市の特定の事務を取り扱う郵便局の指定について	
第13	議案第39号	固定資産評価員の選任の同意について	即 決
第14	議案第41号	工事請負契約の締結について〔市営住宅御園団地(6号棟)建設工事(建築主体工事)〕	生活環境付託 (一 括) 生活環境付託 生活環境付託
第15	議案第42号	工事請負契約の締結について〔市営住宅御園団地(6号棟)建設工事(機械設備工事)〕	
第16	議案第43号	工事請負契約の締結について〔市営住宅御園団地(6号棟)建設工事(電気設備工事)〕	
第17	平成28年請願第1号	地方財政の充実・強化を求める意見書採択について	総務文教付託

○会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期決定について
- 日程第 3 一般質問

○出席議員（16人）

1番	児 玉 朋 也	2番	末 広 和 基
3番	賀 屋 幸 治	4番	北 地 範 久
5番	西 村 一 啓	6番	和 田 芳 弘

7番 大井 涉
9番 藤井 馨
11番 日域 究
13番 寺岡 公章
15番 田中 実穂

8番 網谷 芳孝
10番 山崎 年一
12番 細川 雅子
14番 原田 博
16番 山本 孝三

○欠席議員（なし）

○説明のため出席した者

市長
副市長
教育長
総務部長
市民生活部長
健康福祉部長兼福祉事務所長
建設部長
上下水道局長
消防長
総務課長併任選挙管理委員会事務局長
総務課危機管理監
企画財政課長
産業振興課長併任農業委員会事務局長
社会健康課長
福祉課長
保険介護課長
監理課長
都市計画課長
上下水道局業務課長
総務学事課長
生涯学習課長
消防本部消防課長

入山 欣郎
太田 勲男
大石 泰
政岡 修
青森 浩
米中 和成
坪浦 伸泰
平田 安希雄
西岡 靖
吉岡 和範
高津 浩二
三原 尚美
中川 英也
野島 等
金子 しのぶ
佐伯 隆文
香川 晶則
中司 和彦
北林 繁喜
野崎 光弘
橋村 哲也
池田 宗吾

○出席した事務局職員

議会事務局長
局長補佐兼議事係長

福重 邦彦
三浦 暁雄

会期決定について

平成28年6月大竹市議会定例会（第2回）の会期を、次のとおり定める。

平成28年6月13日提出

大竹市議会議長 児玉朋也

自 平成28年6月13日

15日間

至 平成28年6月27日

会期日程表

期 日		会 議		付 記
月 日	曜	本会議	委 員 会	
6. 13	月	本会議		<ul style="list-style-type: none"> ・開会 ・会期決定 ・一般質問 ・一般議案上程（即決・付託） ・請願上程（付託） ・散会
14	火	(予備日)		
15	水	休 会	総務文教委員会	付託案件審査 10時～
16	木		生活環境委員会	付託案件審査 10時～
17	金		基地周辺対策特別委員会 小方地域まちづくり対策特別委員会	10時～
18	土			
19	日			
20	月			
21	火			
22	水			
23	木			
24	金			
25	土			
26	日			
27	月	本会議		<ul style="list-style-type: none"> ・一般議案委員長報告（表決） ・請願委員長報告（表決） ・閉会

平成28年6月大竹市議会定例会（第2回）

一般質問通告表

1

12番 細川 雅子 議員

質問方式：一問一答

ふるさと納税の使い方の「見える化」で、まちを元気に！

市では、この3月より、ふるさと納税の返礼品を用意しました。今のところ期待通り、昨年度までと比較して納税額が大きく増えていると聞いています。

この流れを、「返礼品ほしきのふるさと納税」に終わらせず、まちが元気になる使い方をしてほしいと思います。

ふるさと納税の使い道について、当初予算で、「地方創生の基金に積み上げ、まとまったら地方創生事業に使いたい」との考えを示していただいているのですが、この使い方では漠然としていませんか。

納税（寄付）する側の立場で考えると、「今年はどこ自治体に納税しようか」と選択するとき、去年のお金の使い道がわからないのでは、続けて同じ自治体に納税しようという動機が弱くなるでしょう。

ふるさと納税の使い道については、いままでも複数の議員が「対象となる事業を具体的に定めたらいかがか」との提案をされている。市長はこれらの提案をどのように受け止めてこられましたか。

返礼品の導入により大竹に関心を持っていただいた方が増えたことは間違いありません。今をチャンスととらえ、「大竹を元気に」するサイクルを作っていただきたいと思います。市長のお考えを問います。

2

10番 山崎 年一 議員

質問方式：一問一答

子どもの貧困について問います。

本市の子どもの貧困の実態把握について

貧困対策はどのように行われていますか

子どもの貧困を生み出す原因は

T P P協定の今後と協定が本市に及ぼす影響について問います。

T P P批准に向けた見通しは

T P Pが本市の経済や市民生活に及ぼす影響について

その対策を伺う

食糧自給率の低下が懸念されます。維持・向上に向けた対策は

岩国基地における米軍再編について問います。

岩国市長や山口県知事は普天間移設と艦載機移駐は一体のものとの立場です。同一の立場をとられるべきではありませんか。

艦載機移駐は17年頃となっています。移駐時期について伺います。

離着陸訓練基地のその後の進捗について伺います。

NLPなどの訓練はどのようになされるべきとお考えですか。

艦載機の移駐で通常訓練が増加します。基地周辺住民の安心・安全対策は。

新機種や航空機の増加により騒音が拡大します。新たな騒音対策について伺います。

AV-8Bハリアー攻撃機が垂直離着陸訓練を行いました。訓練の概要・騒音測定など伺います。

再編交付金を自治会などにも交付する制度を設けるとしてはありますが、見解を伺います。

3

14番 原田 博 議員

質問方式：一問一答

小方公民館の利活用、並びに大竹市シルバー人材センターの拠点づくり、併せて、地域活動支援センター大竹さつき作業所・アイビー作業所の施設展望を問う。

小方公民館の大ホール（体育館）が岩国大竹道路の区域内となることから、その大ホールを解体し、用地の一部を平成29年3月末までに、国へ引き渡すことになっていて、平成28年当初予算主要事業の一つには、小方公民館大ホール解体等事業として、六千万円が計上されています。

小方公民館の位置付けに関しては、社会教育施設等の再編基本方針 各論 では、現有の公民館機能は廃止するが、公民館活動機能は、今までと同じようにできるよう機能変更に向け、検討するとあります。

それらの方向性に向け、小方地区には集会所がないことから、地域住民は小方公民館を利用されており、今後も皆さんが集まれる場所の確保、そして、市民活動拠点、防災拠点としての避難所機能の維持等を要望されていることを伺ったこともあります。

限られた財源の中で、地域住民の方が利用し易い、地域が必要とされる施設の確保が第一義的だと考えます。

一方、三月議会で採択されました公益社団法人大竹市シルバー人材センターから提出されました「高齢者が地域で活躍できる場の拡大に取り組むシルバー人材センター」への支援に関する陳情書には、

1. センターが就業機会を確保・拡大するための機能の充実が図られるためのシルバー人材センターへの補助金と公共事業の発注の確保、
2. また、現在、拠点施設の旧公害センターの建物は耐震構造となっていない、老朽化などから、その使用には、大きな不便をきたしていること。
3. 更には、駐車場を含めた事務所面積の確保など、今後の活動に対する問題点などを挙げられていました。

加えて、高齢化社会を支えていく、その担い手たるシルバー人材センターの役割は大きなものがあると思います。

については、小方公民館の利活用、並びに大竹市シルバー人材センターの拠点づくりについてお考えを問います。

また、その場所の一角には、地域活動支援センター大竹さつき作業所があり、施設上、シルバー人材センターと同様の課題を抱えています。

特に、現在の定員は23名となっていますが、現在市内の知的障害者の人数は200名を

越してもおり、作業所移転を含めた施設再編・改善により、作業所定員の見直し、就業支援B型とのコラボなど、より幅広い障害者の方の利用・活動が考えられます。

障害者福祉の充実には、大竹市第2次障害者計画、大竹市第4期障害福祉計画で示された地域活動支援センターⅢ型事業、またその計画に沿ったわがまちプラン第五次大竹市総合計画 後期基本計画では、取組みの方針・方向性として、

1. [ともに認め合い、支えあうまち]をめざし、地域社会において、障害者が自立し、安心して住み続けられる環境づくり。
2. 障害者が住み慣れた地域で暮らし続けるための、地域生活支援や相談支援の拠点づくりの構築。

また、障害者差別解消法、或いは、障害者の権利条約の第19条、自立した生活及び地域社会への包容には、[全ての障害者が他の者と平等の選択の機会をもって地域社会で生活する平等の権利を有することを認める]と規定しているなど、障害者の居場所づくりは、本市の労働施策への前段だと認識をしています。

また、障害者を支えるさまざまな取り組みは、医療、福祉、雇用、教育、建築、交通など、多分野にわたっていて、それを全てにおいて満足するには厳しいものがあると思われませんが、社会的障壁によって継続的に日常生活や社会生活に相当な制限を受けないようにしていく地道なサポート、制度、施設の充実・対応を実施していくことが私たちに求められています。

シルバー人材センターの拠点施設の整備陳情採択に伴い、さつき作業所の行方も同様に喫緊の課題です。

できることから進めて行こうと掛け声をかけてみても、どのようなことを考えていけばいいのか。暗中模索の中、全体的に難しいということは認識していますが、このまま触れずにおく訳にもいきません。

については、地域活動支援センターさつき作業所・アイビー作業所の施設の在り方について、入山市長のご所見をお伺いいたします。

4

15番 田 中 実 穂 議員

質問方式：一問一答

大竹手漉き和紙の育成について

伝統文化の継承と共に産業として成り立つように！

後期高齢者の高額医療費の還付について

還付されるまでの期間が長い。もっと早く還付できるのではないか？マイナンバー制度の導入を活かして欲しいと思うが？

5

16番 山 本 孝 三 議員

質問方式：一括

オバマ大統領の広島訪問の意義、核兵器廃絶へ取り組みについて

平成28年5月27日に現職米大統領が被爆地広島を訪問されました。

市長は、今回のオバマ大統領の訪問について、どのようにお考えでしょうか。

また、核兵器廃絶に向け、これからの取り組みについて所信を問います。

公共施設の統廃合、耐震化について

公共施設の更新・新設・統廃合計画は、どのように具体化され、年次計画化されますか。

また、施設の耐震化について、その基準はどう定め実施されますか。

保育・介護・医療などの一層の充実・支援に向けた財政運営を要望します。

社会保障関連・分野の施策の具体化について、消費税の増税を前提にしたものがありますか。

平成26年度以降の新規事業を含め説明を求めます。

また、社会保障分野の一層の充実・支援について、市長の所信を問います。

6

11番 日域 究 議員

質問方式：一問一答

127億円の大願寺借金。今後も現状のまま、只々返済を続けますか。

豊田市長時代までは大らかに土地を買っていた大竹市。入山市長はほとんど買っていません。廿日市市や岩国市でどんだんまちづくりが進む中、大竹市はまるで静止画像。その原因は財政の厳しさですが、原因は大願寺山開発の借金127億円の負担。P D C A サイクルが機能しているなら大願寺から何を学びどう生かしているのでしょうか。昨秋の決算特別委員会での市長答弁のぶれが気になります。借金残高が100億円減ったことをどう評価しますか。何もせず借金を只々返すだけの大竹市政の現状は夕張市にも重なります。

土砂法の指定が見直されます。市営アパート御園6号棟も見直しを。

土砂法は平成11年の広島県の大水害をきっかけに作られた法律です。それによって急傾斜地警戒区域に指定されながら、御園6号棟は平成24年の庁議で強引に建設が決められました。安全で何の問題もない2・3号棟を全面解体する必然性はありません。国交省との全面補償の取り決めもまだであるなら、原則に立ち戻って部分切り取りにすべきです。今般、御園6号棟建設地が土石流の警戒区域に危険エリアに追加指定されたこの機を捉えて、今こそ方針転換して、安全で便利な場所にある2・3号棟を残す方向に変更すべきです。

阿多田の振興策は絶対に必要です。しかし、尾道市のレモンチヌ補助金がゼロなのに、大竹市は8千万円しかも100%補助。明確な理由説明を。

阿多田島の振興は大竹市にとって重要な課題です。しかし、成果無き支援は不信感を増させ阿多田のイメージダウンとなります。漁業不振の原因は何でしょうか。好転させることが可能であれば支援もあり得ます。ブランド魚の技術が確立したら素晴らしいと思いきや高知大学や広島大学は研究しています。しかし尾道市のレモンチヌが補助金ゼロなのに大竹市は8千万円もの補助。しかも設備投資まで含めて補助率100%。「事業資金は事業者負担」と言い切る尾道市と行政におんぶにだっこの阿多田の漁協。一線を越えていませんか。

平成27年市議会議員選挙における選挙管理委員会（選管）の責任を問う。

選管の全責任の下に行われるのが選挙です。大竹市選管が決定し委員長が当選者に

証書を渡しました。その委員長が、異議を受けて間違いを認め、変更すればそれで終わりなのではないでしょうか。選管の重みは感じられません。

一方、異議申し立てに対しては補正命令を出し、より具体的に書かれた補正書を受理して検討を開始しています。秘密投票制度の中で、立会人を出さない候補者が具体的な補正書を作成する方法をお尋ねします。

7

3番 賀屋 幸治 議員

質問方式：一問一答

大竹市地域防災計画に於ける地震対策について

甚大な被害をもたらした未だに収束宣言が出ていない熊本地震の状況を踏まえ、今後予想される南海トラフ巨大地震など大規模な被害想定に対し、大竹市の地震対策の現状と課題をどの様に捉え今後の防災対策に取り組んでいくのか？具体的な行動計画と早急な対応が求められていると思うが今後の地震対策についての見解を伺う。

8

7番 大井 渉 議員

質問方式：一問一答

市民が関心を持っていることに対して、説明責任は果たしていますか

社会教育施設の再編（公民館などの総論と各論）

岩国大竹道路建設に伴う市道付け替え計画

障害者差別法の施行に伴う公共施設の有り様

財政健全化のスケジュール・平成27年8月の市議選の裁判など

いつの時点で、どういう方法で市民に説明するのか、できるのかを伺う。

9

8番 網谷 芳孝 議員

質問方式：一問一答

米軍再編問題に関わる岩国基地問題について

来年（平成29年）に迫りくる米軍再編問題に関し、神奈川県厚木基地より山口県岩国基地には艦載機59機の移駐が予定されておりますが、岩国基地には大変近い位置にあります本市にとりましては、騒音被害はもとより安心して安全な住環境をいかにして守るか、いろいろな問題が想定されますが、これからの取り組みについて伺います。

一般国道2号の越波対策事業（大竹市～廿日市市）について

この区間の海岸沿いには、近年の大型化した台風はもちろんのこと、普通規模の台風でもコースによっては、大変大きな高波・高潮が発生し襲来する地域にすっぽり入ります。今ある堤防では到底防ぎきれません。その都度一般国道2号通行止めが繰り返されており、山側の道路は大混雑が起こり、その車が本市玖波地区の7丁目・8丁目に迷い込み大渋滞になります。

早急に堤防の改良工事が必要であると思われませんが、これからの取り組みについて伺います。

10

5番 西村 一啓 議員

質問方式：一問一答

大竹市の伝統・文化・歴史等の展示施設

- ①ふるさとの町の伝統、文化、歴史を子供たちに残す取り組み。
 - ②展示施設の設置に伴う有効な展示施設の活用方法。
 - ③他の市町からも来場できる、観光的な人集め出来る施設でのまち作り。
- 以上、3つの思いで展示施設を作る思いがあるか、市長の考えを問います。

高齢化社会における、高齢者への総合的な対策。

- ①高齢化率に伴う、市内在住のお年寄りへの今後の対応策。
- ②総合的な対応策、地域で元気で暮らす高齢者への生きがい。
- ③高齢者が安心して暮らせる、地域で支え合うまち作り。

以上、高齢者社会への対応・対策が急務と思います。本市の高齢者対策について、今後の市長の考えを問う。

1 1

9 番 藤 井 馨 議員

質問方式：一問一答

「地震や豪雨による大災害」に対し、行政の考えと対応について伺います。

- ・本庁舎は震度7に耐えることができますか？
- ・市が災害対策本部を立ち上げるのに要する時間はどれくらいですか？
- ・避難場所での、飲み水や食料について、どのように考えていますか？
- ・避難場所での、防寒対策、衛生面の対策をどのように考えていますか？
- ・医療や救急体制についてどのように考えていますか？

1 2

2 番 末 広 和 基 議員

質問方式：一括

変革期のいま、求められ、望まれている最も新しい職員像

4月より導入された人事評価制度において、旧来の勤務評定制度における評価項目・評価基準はいかに変質していますか。その具体的内容に意図され、望まれている最も新しい職員像のポイントをお聞かせください。彼らはいかに変化・成長すべきなのでしょう。そのために必要な育成側の姿勢についても、お考えをお聞かせいただけませんか。

行財政改革基本計画における業務マニュアル化の手法選定の意味や、矢継ぎ早に導入されている新しい制度への変更期に必要なマネジメントについて。

3月の本会議にて、現在の変革の意味とそれを担うべき職員への基本的な教育方針を伺いました。成長中の職員が様々な新しい制度の導入において、“ツール”のみ与えられ、制度変更の本質的目的を示唆する組織や人材の“役割”の変化を明確に共有せず、またその運用を妨げる旧来の周辺“ルール”整備や組織を取り巻く価値観を徐々に変化させるに必要なムードは提供されていないのでは。市長はこの変革期を“ガバメントからマネジメントへ”の一言で言い当てておられます。そのお言葉の意味を、すべての組織構成員に浸透すべき役割と責任をお持ちである上層部の方にお伺いします。

10時01分 開議

○議長（児玉朋也）　ここでさきの熊本地震で被害に遭われた皆様に心よりお見舞い申し上げますとともに、お亡くなりになられた方々に御冥福をお祈りし、黙祷をささげたいと思います。

○議会事務局長（福重邦彦）　黙祷。

黙祷を終わります。御着席ください。

○議長（児玉朋也）　おはようございます。

定足数に達しておりますので、これより平成28年第2回大竹市議会定例会を開会し、直ちに会議を開きます。

本日の議事日程、会期決定について、一般質問通告書、諸般の報告について、請願第1号、被表彰者名簿を議席に配付させておきましたが、配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児玉朋也）　配付漏れなしと認めます。

定例会招集に当たり、市長から挨拶があります。

市長。

〔市長 入山欣郎 登壇〕

○市長（入山欣郎）　本日、ここに大竹市議会定例会が開会されるに当たりまして、御挨拶を申し上げます。

議員の皆様方におかれましては、公私ともに御多忙のところ、御出席を賜りまして、まことにありがとうございます。

それでは、このたびの定例会で御提案をいたします議案について申し上げますと、繰越明許費繰り越しなどの報告についてを初め、継続費繰り越しの報告について、予算繰り越しの報告について、大竹市土地開発公社の経営状況について、専決処分の承認を求めることについて、固定資産評価員の選任の同意について、大竹市の特定の事務を取り扱う郵便局の指定について、工事請負契約の締結について、平成28年度大竹市一般会計補正予算、平成28年度大竹市国民健康保険特別会計補正予算など、合わせて13案件でございます。これらの議案の内容につきましては、後ほど御説明をいたします。

議員の皆様方におかれましては、どうか十二分に御審議をいただきまして、ぜひとも議決賜りますよう、よろしく願い申し上げます。

以上、定例会の開会に当たっての御挨拶といたします。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（児玉朋也）　日程に入ります前に、去る4月26日開催の第138回中国市議会議長会定期総会の席におきまして、永年勤続等の表彰がありましたので、表彰並びに記念品を伝達いたします。受賞者はお手元に配付しております名簿のとおりでございます。

~~~~~○~~~~~

○議会事務局長（福重邦彦）　それでは、受賞されました方のお名前を申し上げますので、表彰台のところまでお運びをお願いいたします。

議員48年以上特別表彰、山本孝三殿。

○議長（児玉朋也） 表彰状、山本孝三殿。あなたは、市議会議員在職48年、よく市政の振興に努められ、その功績特に顕著なものがあります。よって、第138回定期総会に当たり、本会表彰規定により、特別表彰をいたします。平成28年4月26日、中国市議会議長会会長、松江市議会議員、山本勝太郎。

おめでとうございます。

〔拍手〕

○議会事務局長（福重邦彦） 続きまして、議員16年以上特別表彰、原田 博殿。

○議長（児玉朋也） 表彰状、原田 博殿。あなたは、市議会議員在職16年、よく市政の振興に努められ、その功績特に顕著なものがあります。よって、第138回定期総会に当たり、本会表彰規定により、特別表彰をいたします。平成28年4月26日、中国市議会議長会会長、松江市議会議員、山本勝太郎。

おめでとうございます。

〔拍手〕

○議会事務局長（福重邦彦） 続きまして、議員12年以上特別表彰、細川雅子殿。

○議長（児玉朋也） 表彰状、細川雅子殿。あなたは、市議会議員在職12年、よく市政の振興に努められ、その功績特に顕著なものがあります。よって、第138回定期総会に当たり、本会表彰規定により、特別表彰をいたします。平成28年4月26日、中国市議会議長会会長、松江市議会議員、山本勝太郎。

おめでとうございます。

〔拍手〕

○議会事務局長（福重邦彦） 続きまして、議員8年以上普通表彰、山崎年一殿。

○議長（児玉朋也） 表彰状、山崎年一殿。あなたは、市議会議員在職8年、よく市政の振興に努められ、その功績特に顕著なものがあります。よって、第138回定期総会に当たり、本会表彰規定により、表彰をいたします。平成28年4月26日、中国市議会議長会会長、松江市議会議員、山本勝太郎。

おめでとうございます。

〔拍手〕

○議会事務局長（福重邦彦） 続きまして、議員8年以上普通表彰、児玉朋也殿。

○副議長（田中実穂） 表彰状、児玉朋也殿。あなたは、市議会議員在職8年、よく市政の振興に努められました。功績特に顕著なものがあります。よって、第138回定期総会に当たり、本会表彰規定により、表彰をいたします。平成28年4月26日、中国市議会議長会会長、松江市議会議員、山本勝太郎。

おめでとうございます。

〔拍手〕

○議会事務局長（福重邦彦） 以上をもちまして表彰状並びに記念品の伝達を終わります。

○議長（児玉朋也） これより、直ちに日程に入ります。

~~~~~○~~~~~

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（児玉朋也） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、議長において10番、山崎年一議員、11番、日域 究議員を指名いたします。

~~~~~○~~~~~

## 日程第2 会期決定について

○議長（児玉朋也） 日程第2、会期決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。

今期定例会の会期は、本日から6月27日までの15日間といたしたいと思えます。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児玉朋也） 御異議なしと認めます。

よって、会期は15日間と決定いたしました。

~~~~~○~~~~~

日程第3 一般質問

○議長（児玉朋也） 日程第3、一般質問を行います。

この際、念のためお願いをしておきます。

議会運営委員会の申し合わせにより、今回は代表制をとり、質問時間は答弁を除いて会派の代表が1時間以内、その他は30分以内とし、質問回数は5回以内ということになっております。

また、一問一答方式を選択された場合、1回目の質問は一括方式の形で登壇で行い、執行部からも登壇して一括で答弁を受けます。2回目の質問以降は質問席で行いますが、質問席では通告された項目ごとに4回までの発言となります。

なお、時間の予告は、従来の例により、5分前1打、1分前2打、定刻で乱打いたしますので、申し添えておきます。

質問の通告を受けておりますので、順次発言を許します。

12番、細川雅子議員。

〔12番 細川雅子議員 登壇〕

○12番（細川雅子） おはようございます。12番、大竹新公会の細川雅子でございます。

会派を代表して、一般質問をさせていただきます。

このたび、6月議会のトップバッターを努めさせていただきます。大変緊張しておりますが、どうぞよろしく願いいたします。

先ほど、中国議長会の表彰をいただきました。これも全て市民の皆様の議会活動に対する御理解と御支援あつてのことと思っております。今後もしっかり精進してまいりたいと思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

では、質問に入ります。

皆様は、ふるさと納税に興味がありますか。もう納税されておりますでしょうか。返礼品合戦が過ぎるとの批判もございますが、国は今年度から、企業版ふるさと納税制度も創設し、各地方自治体はよりたくさん我がまちに寄附していただけるよう知恵を絞っており

ます。この制度を上手に利用している自治体は全国で注目され、その経済効果は大きなものとなっております。

このたびの一般質問では、テーマをふるさと納税にしました。その心は、この制度を上手に利用して、大竹を元気にしたいとの思いからです。そのためにはお金の使い方を寄附された方はもちろんのこと、市民の皆様を初め多くの方に知っていただけるように使い方の見える化に取り組むことが効果的との思いで質問をいたします。

まず最初に、ふるさと納税の狙いを確認しましょう。

近ごろ、ふるさと納税といえば、返礼品の人气がマスメディアなどに取り上げられ、インパクトのある商品開発が自治体の使命のようになった感がありますが、本来のふるさと納税の狙いについて、国は3点を挙げています。

1点目、納税者が自分の意志で納税対象を選択できる道を開くことで、税の使い道について考えるきっかけとする。

2点目、かかわり合いのある地域、応援したい地域への力となることができる。

3点目、自治体間競争の刺激により、選んでもらうにふさわしい地域のあり方を改めて考える機会となる。これは言い換えれば、ふるさと納税制度は納税者の側から見ると、自分が役所に納めるお金の行き先と使い道を自分で決めることができる画期的な制度です。そして行政側からすると、我がまちのここを応援してほしいと堂々とアピールすることができ、アピールの結果としての寄附の額は、広く誰からも見ることができる制度です。まさに行政の発信力、政策力が試される制度と言えます。

本市では、制度が始まった平成20年度から昨年度まで、初年度こそ14件と2けたになっておりますが、8年間の平均では7.6件、納税額では平均58万円程度と、低迷してまいりました。本年度から返礼品を用意し、この制度に対する市のスタンスを変えたように見えます。このふるさと納税制度の狙いについて、市長はどのように思われているのか、1点目お尋ねします。

次いで、本年度から、返礼品を取り入れたことによる期待する効果と、現状についてをお尋ねいたします。

この3月より、本市も返礼品として、ふるさと産品を用意しました。私は、返礼品の魅力を競い、物でお礼があるからふるさと納税をするのは、本来のふるさと納税のあり方から考えると、若干ずれていると感じております。

しかしながら、返礼品の導入によって、今までにない層が大竹に関心を持ってくださっていることは間違いありません。この流れを単なる返礼品欲しさのふるさと納税に終わらせることなく、まちの魅力と発信力を向上させるチャンスと捉えてください。

ふるさと納税の使い道については、地方創生事業の基金に積み上げ、まとまったら地方創生事業に使いたいとの市長の考えを示していただいているところです。

寄附をするときに、使い方を第五次総合計画の6つの基本目標に指定できるようにはなっていますが、結果として、基金に積み上げられるのでは、具体的な使い道についてはわかりません。ことしはどこの自治体に寄附をしようかと考えたときに、去年の寄附の使い道がわからないのでは、続けて同じような寄附をしようという動機は薄れてしまいます。

家庭での積立貯金を想像してみてください。家を建てようとか、車を買おうとかいった目的が明確な積立預金は頑張れますが、まとまったら何かに使おうといったはっきりした目的のない積立預金は途中で挫折する危険が高いとは思いませんか。ふるさと納税の使い道については、今までも委員会などの機会に私も含め、複数の議員が対象となる事業を具体的に定めたらいかかかと提案をしています。市長は今までの議員からの提案をどのように検討されましたでしょうか。

私は、ふるさと納税は歴史や文化にかかわる事業に使い、大竹の元気づくりの推進力となる大竹を愛する人づくり、すなわち人材育成をしていただきたいと思います。

歴史や文化は、私たちが生きていく上での心の糧です。私たちは豊かな文化のあるまちで暮らし、子育てをしたいと思います。まさに本市が重要課題としている定住促進に欠かせない要素です。

5月に開催された議会報告会において、大竹の歴史や文化にもっと力を入れるべきではないかといった御意見を複数の開催地区でいただきました。ふるさと納税でいただいた御寄附を伝統文化の継承とか、歴史関連事業などに使いませんか。財源以外での効果もたくさんあります。幾つか考えてみました。

第一に、最初のきっかけが返礼品目当てである方にも、大竹市の歴史や伝統文化をお伝えして、大竹市が文化に力をしっかりと入れていることが宣伝できます。

第二に、ふるさと納税の宣伝に市民の方々の協力が得られやすいと思います。例えば、知り合いにふるさと納税のお願いをする際に、返礼品に加えて、地域の文化や伝統を守るためにぜひ応援してほしいと訴えやすいです。

3点目に、地域を元気にできます。地域の中で、一生懸命地域を守り、伝統を育てるために頑張ってきた方々を励ますことができます。全国からいっぱい応援をいただければ、勇気も出てまいります。

4点目に、広く地域の歴史文化を紹介することで、その地域に興味を持っていただき、定住者も出てくるのが期待できます。

最後に、多くの方々にとって、まちの魅力の再発見となります。こういった多くの効果が考えられます。

大竹を愛する人を育てるため、ふるさと納税の使い方について、もっと具体的にしていきませんか。中でも歴史文化関連の事業がよいと思っております。市長はどのようにお考えでしょうか、お聞かせください。

以上、ふるさと納税の狙い、ふるさと納税の納税状況と今後の期待、ふるさと納税の使い方について、市長のお考えを3点について質問いたします。

壇上での質問は以上で終わります。

○議長（児玉朋也） 市長。

〔市長 入山欣郎 登壇〕

○市長（入山欣郎） 本市だけではなく、全国的にもふるさと納税という名前の寄附制度を利用する人は、返礼品の導入によりまして、年々ふえているようでございます。

制度の本来の目的に沿った御提案をいただきました。大竹を元気にしたい、大竹をよく

したいとの思いを込めての御質問をいただきました。ありがとうございます。

それでは、細川議員の御質問にお答えいたします。

ふるさと納税は、ふるさとを応援したい、ふるさとに貢献したいという方の思いを実現するために、平成20年度に制度が創設されました。制度創設後、各自治体においては、ふるさと納税を活用するためホームページ等でのPRや、魅力ある返礼品を用意するなどの充実を図っており、また国においてもふるさと納税制度の減税対象分の拡充政策などにより、利用者は年々増加しております。

本市におきましても財源確保、市のPRや情報発信、地元事業者の活性化を目的として、昨年準備に入り、ようやく本年3月末から寄附をしていただいた方へ、市特産品の贈呈を開始したところでございます。

返礼品につきましては、現在のところ14の事業者の協力により、22商品を取りそろえており、その全てが魅力の詰まった市の特産品となっております。

このほかにも本市には魅力ある特産品が数多くございますので、さらなる充実に向けて、引き続き努力してまいりたいと思います。

返礼品は市ホームページへの掲載のほか、プロモーション支援を楽天株式会社に依頼し、楽天市場に出店することにより、広く全国に発信されております。

また合わせて、本市の紹介も掲載しており、大変ありがたいことに日本各地から、たくさんの方の御寄附をいただいております。

議員がおっしゃいますとおり、返礼品を導入することにより、大竹に関心を持っていた方がふえていることは間違いございません。返礼品を選ばれる際には、商品の魅力や御自身のニーズに合わせて選択される方が多いのだとは思いますが、同時に大竹市とはどこにあるのか、どのようなまちなのかと興味や関心を持つ方もいらっしゃるものと思います。これを本市のPRへとつなげるため、まずはホームページの画面を魅力的なものに改善していきたいと考えております。ホームページは、今年3月にリニューアルを行い、見やすく親しみやすいものへと刷新いたしました。細部におきましては、まだまだ改善の余地がございます。

具体的に申し上げますと、ページ内には大竹市の魅力いっぱいというコーナーがございます。聞きますと、観光スポット、特産品、歴史文化などの情報が掲載されておりますが、例えば、伝統文化の欄には、ひな流し、大竹祭という項目だけが並んでおります。文字だけで写真や説明などが無いため、そこから先に進む興味が湧きにくいつくりになっております。また、総合戦略推進会議の委員の皆様からも、現在のホームページは、市内の方や大竹のことをよく知る方に向けてつくられており、地名や歴史などがわからない。市外、県外の方にも魅力が伝わるよう構成を検討しては、との御提案をいただいております。

こうしたことから、ふるさと納税制度を活用した本紙のPRを定住促進の視点も含め、まずはホームページをより魅力を感じられるものとなるよう改善したいと考えております。

続いて、ふるさと納税による寄附の使い道についてでございます。

現在は、わがまちプランの基本目標に沿って、6つの使途を指定することができますが、総合戦略に掲げる事業などの財源とするため、地方創生基金に積み立てて、幅広く活用す

ることを考えております。

御提案いただきましたように、テーマや方向性を掲げ、新たな事業展開や支援するという方法もふるさと納税制度の有効な手法の一つであろうと思います。

事前に用途を定めることで、明確な意志を持ち、寄附を行うことができ、また本市と御縁がない方であっても趣旨に賛同する方からの寄附をいただける可能性が高まるものと思います。

一方で、用途を明確にするということは、行おうとする事業の選択の幅を狭めることになってしまいます。地方創生に向けて何をすべきであるか、さまざまな施策を模索している現状におきましては、限定的な使い道を定めることができる段階にないものと判断しております。

また、大変厳しい財政状況でございます。やりたい、やったほうがよいと思える施策であっても、その全てに着手することは難しい状況でございます。本当にやらなければならない施策のために、全国の皆様からの御好意を本市の発展のために有効に活用させていただきたいと考えておりますので、地方創生基金に積み立てた上で、しっかりと使い道を見きわめてまいりたいと考えております。

以上で、細川議員の御質問に対する答弁を終わらせていただきます。

○議長（児玉朋也） 細川議員。

○12番（細川雅子） まず、もう一度市長にお尋ねしたいんですけども、最初にふるさと納税の意義についてお尋ねいたしました。それについて、市長は大竹を応援していきたい、大竹の元気に貢献したいと思っていられる方がその思いを実現していくというのが狙いなんだというふうにおっしゃいましたが、私はもう一点、やはり市の政策実現に向けての力量を上げていく、市の魅力をどうやって発信していったらいいかといったあたりの力を大竹市がもっと向上させていくというのも狙いだと思います。

済みません。2回目の質問の最初にちょっと訂正をお願いしたんですけども、最初に今年度からふるさと返礼品を取り入れたというふうに壇上で申し上げましたが、3月末からでございましたので、正確には昨年度末からということで、申しわけありません、訂正してください。

済みません、途中になりました。今年度から、企業版のふるさと納税というのが開始されました。これは各自治体が策定した地方創生の総合戦略に根拠を持つ事業というのが対象になるようです。個人版のふるさと納税にはそのような決まりはないようですが、国が狙っているところは、やはりそれぞれの地方自治体が魅力的な、この事業なら企業が応援しようといった魅力的な施策をつくる力量、そこを伸ばそうとしているんじゃないかと思えます。大勢の方が大竹市を応援してよかったと思えるような、それなら応援しようと思って思えるような事業をつくっていく、それをアピールすることが大竹の元気づくりになると思います。

市長はデメリットとして、用途を明確にしてしまうと選択の幅を狭めてしまうといったデメリットの部分もおっしゃいましたが、デメリットのほうがメリットよりも大きいようであれば、そこは立ちどまって考える必要があるとは思いますが、本来の狙いである政策

力を高めていくといった、それをアピールするといった狙いから見ると、選択肢を狭めてしまうデメリットよりも、より多くの方に事業の魅力を知っていただいて、それを応援しようといった機運を高めるほうが大きいと思います。

例えば、これは先般の質問でもほかの議員から御紹介ありましたが、神石高原町のピースワンコのNPO法人の事業ですが、ちょっと今回資料を調べましたところ、神石高原町、急にふえているんですね、ふるさと納税の額が。

当初のころは、大竹より若干多いですが、件数が40件とか三十何件とか、やっぱり10件台で推移していましたが、26年度から突然数字が上がって3,859件という感じで2けたも数字が大きくなっています。これはどうしたことでしょうかというふうに神石高原町の方にお尋ねしましたら、御寄附をお願いしたい事業を明確にして、ぜひこの事業を応援してほしいということで打ち出したことによって、爆発的にピースワンコだけではなく、主にはピースワンコですが、それ以外の事業にも応援をいただいていると。応援をくださった方の中には、物で釣るよりも事業でしっかりと訴えている神石高原町を応援したいといった声をたくさんいただいているというふうに紹介をしていただきました。犬の殺処分をゼロにするという運動が今や全国の中でもアピールされて、広島県の中の神石高原町の皆様の中の位置づけというのは随分大きくなってきている、その経済効果は随分大きいんだと思います。

こういった事例もございますので、大竹市もぜひデメリットではなくて、メリットの部分にもっと注目した使い道を考えてみたらいかかと思いますが、今、例えば新たな事業がすぐに見つからないというのであれば、現在やっている事業の中で、大竹を愛する人づくりへもっとここに力を入れたいということをおアピールするという方法もあると思います。市長、どのようにお考えでしょうか。

○議長（児玉朋也） 市長。

○市長（入山欣郎） 先ほども御説明させていただきましたが、御提案の方法も考えられますが、現状におきましては、個別の事業に絞ってふるさと納税を募るという段階には、まだまだ至っていないというふうに申し上げるしかございません。

将来的に施策の方向性が定まり、そこにふるさと納税を活用させていただくということになりましたら、寄附をしていただける方にとりましても、より明確な意志を持って、見えやすい形で実施できることになろうかと思います。日本全国、他市に比べまして特徴があるそういう施策、そういうことが実現できるように、皆様方の御意見をいただきながらも努力していく必要は、一つ本来のこの制度の目的に沿った形では必要であるというふうに考えております。

○議長（児玉朋也） 細川議員。

○12番（細川雅子） これ以上、再質問しても市長の思いが余り変わらないような気もいたしますが、しつこいようですが、もう少しだけ質問させてください。

本当に、今回はふるさと納税の制度を市の元気づくりに活用していただきたいという思いで、一般質問をいたしました。質問の準備をしているときに、返礼用のパンフレットができ上がったというふうな御紹介をいただきまして、レターケースの中にも紹介をいただ

いております。

このパンフレットを見ますと、本当に担当職員の皆様の創意工夫が込められていて、頑張ったなどといったのが伝わってまいります。

こういうふうに一生涯懸命考えて、宣伝ツールをつくっていく、これも見える化の道具の一つです。私たちはすごくとてもすてきな道具を手に入れました。これからはこのパンフレットを手を持って、多くの方にふるさと納税のお願いができます。ということで、すごく前進しているなどは思いますが、私は欲張りですので、もう一步頑張ってもらいたいという願いがあります。

例えば、もっとまちを応援しようという寄附者の心に訴える方法を考えていただきたいんですけども、1回目に申し上げましたが、文化・伝統・歴史にもっと力を入れていただきたいということで、少し具体的に提案させていただきます。

例えば、大竹市の手すき和紙、これは広島県で唯一、今大竹市にしか残っておりません。これを継承していく事業をぜひ応援して欲しいと訴えれば、いかがでしょうか。応援して下さる方いると思います。そのお礼には、手すき和紙でつくった1品を返礼品として用意しておりますといった方法もあるでしょうし、または地域の中でずっと昔から育ててきた神楽が大竹には幾つもあります。地域密着型で子供たちにもしっかり受け継がれておりますが、なかなか財政面で苦しいので、ぜひ応援していただけないでしょうかと、お礼には神楽が受け継がれている栗谷地区で収穫したシイタケとか、ヒノヒカリといったおいしいお米があります、そういった結びづけをしていくと、大竹の魅力と返礼品の魅力とが結び合っ、さらにアピール力が強くなっていくと思います。そうやって何とかもって大竹の魅力を応援していきたい、大竹っていいところだということを、物だけでなく、やっていることでもっと知っていただけるような方法というのを考えていただきたいと思っておりますけれども、先ほどの市長の答弁でもいづれそのときが来るというような言い方をされていましたが、私は定住促進というのは今、大竹にとって待ったなしのときに来ているというふうに考えております。

何とか大竹の魅力をアピールできるすごくよい機会に、市民の皆様のお知恵とか、職員のお知恵とかいただきながら、大竹を応援していこう、できることなら、うまいこといけば、大竹に住もうという方をふやしていきたいというふうに取り組んでいきたいんですけども、これ以上の答弁はないと思うと言いつつ、市長もし何かありましたらお願いします。

○議長（児玉朋也） 市長。

○市長（入山欣郎） ありがとうございます。

大竹に余り御縁がない、幅広の方々にこの大竹のまち、特徴である手すき和紙、神楽、保存が大変だ、何とか助けてほしいという発信をする、そして、ふるさと納税を募っていくということも一つ大切なことだろうというふうに思います。

ただ、この大竹で住んでくださって、よそに出てきた、いわゆるふるさとのために、何とか助けてくださいということになりますと、どうしても行政を担当している者にとりますと、大竹駅まだできませんよねと、雨水排水はまだできませんよねと、大竹のまち、財

源さえあればこれが可能ですよね。だから、早くに助けてくださいというふうに御縁がある方には声をかけやすいという部分もございます。

だから、二通りいろんな立場といろんな方々がいらっしゃいます。そういう方々にちゃんと声をかけていくというやり方。それから、この制度はふるさとを愛する、ふるさとを思う方は、どこのまちにも寄附ができるという制度でございますので、そのことをぜひこれからPRしてまいりたいというふうに思いますので、この大竹のまち、どうしたらよくなるかということをお皆さん方の御意見をいただきながら、そこを一生懸命にPRしながら、大竹のまちにこの制度を利用して、寄附をしていただけたらというふうに考えているような次第でございます。

きのうの新聞に全国でふるさと納税のランキングが出ておりました。宮崎県の都城市では、42億円を集めていると。やり方によっては、10億、20億集める可能性がある制度でございます。集めたらすぐにも大竹駅、雨水排水ができるということになってまいります。そういうことで、全員市民挙げて、このことに挑戦したいというふうに思いますので、議員の今の御提案、いろんな形で生かしていきたいと思っておりますので、ありがとうございます。

○議長（児玉朋也） 細川議員。

○12番（細川雅子） 何とか大竹駅を雨水排水を実現して、早く安心安全で高齢になっても住みやすい大竹をつくってきたいという市長の強い思いが伝わってきたような気がいたします。なら、しっかりとそれを打ち出されたいかがかと、やはり熱い思いはしっかりと市民の方にも伝わると思います。

先ほど市長も、ふるさと納税はどこにいる方でも大竹を愛する人なら御寄附をいただけるというふうな御紹介がありましたが、必ずしも大竹以外の方でないと寄附できないわけではございません。ということで、やっぱり今大竹は何をしたいのかということのしっかりと市民の皆様にもアピールして、助けてほしいとっておくのも一つの方法だと思います。

私、以前の一般質問で効果的な情報発信をしてほしいといったお願いをさせていただきました。ターゲットをしっかりと定めて、何を伝えるのか、何のために情報発信するのかというのを大竹、その辺がちょっと苦手だと思うと。先ほど、ホームページでしっかりとおっしゃっていましたが、もっといろんな方法があると思えますし、知恵は出せば幾らでも出てくると考えております。

ふるさと納税というのは、うまくいけば全国で宣伝してくれるとても効果のある宣伝ツールです。そこらあたりもしっかりと使えることを工夫して、市民の皆様には大竹が今一番やりたいことをしっかりと伝えていったらいかがかと御提案させていただきました、今回の一般質問を終わります。どうもありがとうございました。

○議長（児玉朋也） 続いて10番、山崎年一議員。

[10番 山崎年一議員 登壇]

○10番（山崎年一） 会派名、風の山崎でございます。質問の通告分に従いまして、質問をさせていただきます。

初めに、子供の貧困について問います。

2013年6月19日に、子供の貧困対策の推進に関する法律が成立し、翌年の1月17日から

施行をされました。この目的は、子供の将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、貧困の状況にある子供が健やかに育成される環境を整備するとともに、教育の機会均等を図るため、子供の貧困対策を総合的に推進するとしています。

子供の貧困の背景には、格差拡大が大きな原因とされ、離婚などによるひとり親世帯の増加に加え、企業が正社員を減らし、賃金の安価な非正規労働者をふやしてきたことが貧困率を押し上げているとも言われております。

また、家庭の貧困とともに、子供たちの健康への影響も懸念をされています。貧困問題の研究者グループが西日本の小中学生6,000人余りに行った調査では、病気になった子供が病院に連れて行ったほうがよいと思いつながら、受診させなかったケース、6,000人中、1,200人余りもありました。このうち、128人は医療費の自己負担分が支払えないという理由で受診を控えていました。育ち盛りの時期に必要な栄養や、食事をとることができなくなったり、病気になっても病院に行くことができない子供、勉強したくても財政的に不利な状況に置かれ、学力が身につかず、進学できない。結果として、就職に影響し、生まれ育った家庭と同じように、経済的に困窮する貧困の連鎖が生まれます。貧困を生み出す原因について問います。

次に、内閣府厚生労働省が平成27年2月18日に発表した相対的貧困率に関する調査、分析結果では、家庭収入の貧困ラインは、名目値で122万円、平成24年に16.3%で、過去最高となり、17歳以下の子供の6人に1人、300万人余りが貧困状態とされています。

中でも深刻なのは、ひとり親世帯で54.6%、2人に1人が貧困状態となっています。経済的に最も厳しい環境に置かれているひとり親家庭の状況や、貧困ラインに届かない家庭がどれくらいあるのかなど、本市の実態把握について問います。

貧困は日本の将来を担う子供たちから、健全な精神と、健やかな成長を脅かし、子供たちの生活や勉学に影響を与えます。そういった中で、子供の貧困対策の意義を踏まえ、子供の将来が、その環境によって、左右されないような対策が望まれています。

子供たちや家庭にどのような対策、手が差し伸べられているのかも伺います。

続いて、TPPが本市に及ぼす影響について問います。

日本やアメリカなどの12カ国が参加したTPP協定の署名式は、オークランドで2月4日に行われ、政府は3月8日の閣議でTPP協定を承認する案を決定いたしました。

その後、国会審議では、議事運営をめぐる混乱や熊本地震への対応などで、4月中の衆議院通過は困難な情勢となり、4月26日安倍総理は、今国会での承認を断念し、臨時国会に委ねるとされました。しかし、協定は日本とアメリカが批准しないと成立しないとも言われています。

一方の米国では、大統領選挙を控え、候補者がTPPに反対の声明を出すなど混乱し、今後の曲折が予想されています。TPP発行の条件は、TPP署名後、全署名国が国内で承認手続を完了し、通報すればその60日後に発効するなど、3つの方法があるとされています。今後批准に向けた取り組みはどのように進展すると判断されていますか。

昨年の12月24日に、内閣官房TPP政府対策本部が発表した経済効果分析では、我が国のGDPは2.6%程度、金額にして14兆円ほど増加することが見込まれる。

その際、労働供給は約80万人分と分析し、TPPによって農林水産物、食品輸入輸出も加速と発表いたしました。一方で、農林水産物の生産額は、政府として対策を講じるので、最大で2,100億円の減少としています。

我が大竹市は工業都市として栄えてまいりました。TPPが輸出企業を中心として、後押しすることは明らかであります。一方で農業、林業、水産業など、TPPにより経済の活動に不利益をこうむる部分もあります。将来不安が増大するのではないかと懸念もあります。参加国には、アメリカ、カナダ、オーストラリア、ニュージーランドなどの農業資源国、農業大国が参加することからも、農産物の輸入がふえることは明らかです。

本市の農業は、小規模で零細農家が多く、兼業農家が多数を占めております。TPPによる将来の食糧自給率の低下も心配されているわけであります。

TPPが、本市の経済活動にどのような影響を及ぼすのか。

また、本市の小規模農家における対策、食糧自給率の維持向上に向けた対策について問います。

次に、米軍岩国基地における艦載機の移駐の基地問題について問います。

本年3月4日、普天間飛行場の移設策として、国が埋め立て工事に着手していた辺野古沖の埋め立て工事は中断、沖縄県と国が和解に向けて交渉中であります。

一方で、岩国市長と山口県知事は、普天間基地の移設の見通しが立たないうちに、空母艦載機のみでの移駐は認められないという立場であります。艦載機移駐は、米軍再編と一体のものだという立場を強調されております。

そこで伺います。大竹市長としても、岩国市長や山口県知事と足並みをそろえて、普天間基地の移設と艦載機移駐は、一体のものであるとの立場をとられるべきではないかと考えますが、市長の御所見を問います。

ところで、現在のところ、艦載機の移駐は、2017年ごろということではありますが、普天間基地の移設が見通せない状況で、艦載機の移駐についての見解を問います。

なお、夜間離発着訓練基地(NLP)の進捗についても伺います。

以前、一般質問で伺いましたが、その後のNLPなどの代替地に対する政府の取り組みについて問います。

昨年の1月14日、毎日新聞岩国版では、岩国基地は艦載機が陸上の滑走路を空母甲板に見立てて実施する陸上空母離発着訓練(FCLP)の不安がある。岩国市民は、1998年に深夜まで長時間にわたる米軍機の爆音被害を受けた記憶が市民に残り、訓練を実施しないよう求めている。米軍は、岩国が万が一、陸上離発着訓練に使用されるなら、地元への影響を緩和するよう努力するとして、訓練の可能性を否定していません。基地周辺住民は、艦載機移駐で、なし崩し的に岩国基地で離発着訓練が行われるという不安を感じていると報道をしています。

このような報道がなされている中で、基地周辺の住民は不安にさらされているわけであります。

平成23年6月議会の私の一般質問、NLPやFCLPの恒常的施設の質問に市長は、国から岩国飛行場及びその近郊にそのような施設をつくる考えはないとの説明を受けたとの

御答弁をいただいています。

そこで伺います。艦載機移駐後のNLPなどの訓練はどのように行われるべきとお考えですか。

折しも6月4日、昨年末から横須賀に修理のために停泊しておりましたロナルド・レーガンが、半年ぶりに出港いたしました。大竹市議会が5月に行われた厚木基地周辺自治体への行政視察でも艦載機の着陸訓練による騒音についての御意見も伺いました。

特に、原子力空母の入港前と入港後の艦載機訓練が市民生活に影響を及ぼしているとのお話でありました。空母を停泊中の艦載機の通常の離発着訓練は、厚木基地で行われていますが、この訓練はNLPとみなされていませんので、自治体への通告はありません。しかし、爆音の伝わりやすい夕刻から夜間にかけて行われるため、周辺地域に騒音被害をもたらし、市民生活に甚大な影響を与えます。空母艦載機のパイロットに課せられた訓練で、陸上離着陸訓練(NLP)の後に10日以内に洋上の空母に直接着艦する空母着艦資格取得訓練(CQ)を行います。この訓練に合格して初めてパイロットは空母への着艦をすることができるとされています。こういった訓練上の要請に伴い、基地周辺の騒音が拡大します。

厚木基地では、CQなどによる深夜未明の騒音が住民に甚大な被害を与えたとして、住民が国を相手に起こした爆音訴訟の裁判で、実に94億円にも及ぶ賠償責任が課せられました。

そこで伺います。岩国基地に艦載機が飛来する場合や、帰還する場合には、どのような飛行経路がとられるのでしょうか。空母艦載機の母港横須賀近辺から飛来するのでしょうか。四国沖の土佐湾に空母が停泊し、岩国基地に飛来し、常駐した艦載機、空母と岩国基地で着陸訓練をするのか。あるいは豊後水道に入り、岩国基地と空母間で着艦資格取得訓練や離着陸訓練を行うのでしょうか。艦載機の通常訓練や離着陸訓練、着艦資格取得訓練(CQ)は、地域住民に多大な負担を強いていることは、私たちが厚木基地と周辺自治体への視察でも詳しく説明をいただきました。基地周辺の住民の安心・安全対策であります。明確な御答弁をお願いいたします。

次に、艦載機移駐に伴う騒音対策です。

艦載機の移駐がされますと、飛行経路に当たります阿多田島を初めとして、栄町地区の騒音が増すことは明らかであります。

移駐機はF/A-18スーパーホーネットですが、機種変更や機種の増加などにより騒音が増大するものと思われます。前日の厚木基地周辺自治体への行政視察でも従来の防音工事では功をなさない。壁や天井、屋根部分の防音対策が行われているという事実も伺いました。

航空機による爆音被害を最小に抑えるために、騒音の軽減対策がとられるべきではないかと考えます。住宅の騒音、防音工事の拡充が早期にとられるよう要望されるべきと考えますが、見解を問います。

岩国基地では、4月4日から7日まで、AV-8Bハリヤー攻撃機が高精度な垂直離着陸訓練を行いました。このような訓練は、なぜ岩国基地で行われるのか。この訓練期間中

の騒音測定はどうであったのか、訓練の概要について問います。

政府は今年度で期限切れの米軍再編交付金の特別措置法を自治会や都道府県に拡大して、17年度から新たに10年間延長する方針を固めたとしています。現在、43市町村が過去9年間に740億円の交付を受けています。都道府県への拡大については、良としますが、自治会など地域住民の任意の組織に交付するなど、将来に禍根を残すなど、多くの懸念があります。市長はこの自治会に交付するという点について、自治体の長としてこのような制度の創設について、どのようにお考えかお伺いいたします。

以上、壇上での質問を終わります。よろしく御答弁のほどお願い申し上げます。

○議長（児玉朋也） 市長。

〔市長 入山欣郎 登壇〕

○市長（入山欣郎） 山崎議員におかれましては、米軍再編、TPPにつきましてさまざまな御懸念を質問していただきました。ありがとうございます。

国の決めたこと、それを執行する立場の地方自治体、市民の皆様方の不安の声をどうすればしっかりと届けていくことができるのか、国との信頼関係を保ち、強固にしていくことが効果的なのか。また、国に反対し続けて、その声を届けるのが効果的なのか。その辺のところは、大変な課題だというふうに思います。御質問、ありがとうございます。

それでは、山崎議員の御質問にお答えいたします。

まず、1点目の子供の貧困についてお答えいたしますが、後ほど教育長からも教育委員会で把握している実態と対策についてお答えいたします。

子供の貧困の実態につきましては、議員からも御紹介がありましたように国が実施した平成25年国民生活基礎調査では、日本の子供の6人に1人が平均的な所得の半分を下回る世帯で暮らしているという結果が公表されております。この調査は、全国の世帯及び世帯員を対象として、無作為抽出で調査が行われたため、市町村別の内訳までは把握できておりません。子供の貧困の実態等の把握・分析については、国の子供の貧困対策に関する大綱の重点施策にも位置づけられており、全国的な調査方法の確立など、今後の国や県の動向にも注視しながら、実態の適切な把握について検討してまいりたいと思っております。

次に、全国的な子供の貧困率増加の要因についてでございますが、非正規雇用の拡大や母子世帯数の増加など、さまざまな理由があると考えております。

子供たちの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、また貧困が世代を超えて連鎖することのないよう、教育の支援や保護者に対する就労の支援、経済的支援など、必要な施策を総合的に推進していくことが重要であると思っております。

中でも特に、ひとり親家庭については、貧困につながる多くの問題に対処する必要があることから、本市におきましても、児童扶養手当の支給のほか、就職に向けた専門資格の取得を支援する給付金の支給、母子・父子自立支援員による相談業務、保育利用の減免、各種行政サービスに関する利用者負担額の軽減など、さまざまな施策を実施しているところでございます。

また、今年8月の児童扶養手当受給者に関する現況届の手續の機会を活用し、ひとり親世帯が本当に望んでいる施策を把握するためのアンケートを実施することとしております。

この結果を踏まえて、今後の施策の充実について検討してまいりたいと考えているところでございます。

次に、2点目のT P P協定が本市に及ぼす影響についてでございます。

環太平洋戦略的経済連携協定、いわゆるT P P協定が与える影響は、産業や職種により異なるものと考えております。その中で、影響が懸念されている農業につきましても、地域や規模により、変わってくると思われまます。本市の場合は、零細、小規模の兼業農家がほとんどでございますが、かねてより、いかに農業を守っていくのかという課題を抱えております。

現在、国や県の制度を地域の実態に即した形で有利に活用できるよう、直接農業に携わる方たちと話す機会を設け、地域農業の将来や生産意欲につながることは何かなどをともに考えながら、施策を展開しているところでございます。

日本の食糧自給率との兼ね合いでございますが、市域の耕作地面積は少なく、農家の規模も小さい状況ではありますが、農業の維持には農地を守ることが不可欠との視点で、多面的、機能支払いという制度を活用して、地域みんなで農地を守る取り組みを始めたところでございます。

次に、3点目の岩国基地における米軍再編についてでございます。

私は米軍再編は、国の抑止力の維持を図りつつ、米軍基地が集中する沖縄を初め、基地周辺の負担を軽減するため、在日米軍や自衛隊の配置を見直すものであり、そのためには日本国民全てが平等にその負担をすべきものと考えております。

したがいまして、岩国市長や山口県知事が普天間飛行場の移設と、艦載機移駐は一体のものとの立場をとられていることには、十分に理解できるところでございます。

岩国市や山口県は、今後、国と沖縄の動向を注視していくとのことでございます。周辺自治体である本市としましても、今後の移駐計画への影響等関心を持って、見守っているところでございます。

次に、艦載機の移駐時期についてでございますが、現在のところ国からは2017年ごろまでに移駐する予定であるということ以外の情報はございません。

これまでも情報の迅速な提供をたびたび要望しており、基地所在の岩国市や山口県に行われた情報提供は、本市を含め、周辺自治体にも遅滞なく連絡がでございます。

引き続き、迅速で丁寧な情報の提供と説明を求めてまいりたいと思っております。

次に、空母艦載機の着陸訓練を行う恒常的な施設の場所選定の進捗状況についてでございます。

国からは現在も鹿児島県の馬毛島を候補として、地元と協議を進めていると伺っております。このような恒常的な訓練施設が岩国基地、もしくは近隣につくられることは、これまでの説明からはあり得ないと思っておりますし、騒音等の影響ができるだけ少ないところで実施されるべきと考えております。

次に、空母艦載機の移駐に伴い、訓練もふえ、騒音も拡大していく中で、どのような騒音対策を進めていくのかということでございます。国の説明では、空母艦載機の移駐に伴う騒音予測結果によると、本市においては、岩国基地の滑走路が1キロメートル沖合に移

設されたこともあり、阿多田島及び沿岸部の一部において、騒音が増加すると見込まれております。

本市としましても、特に阿多田島の騒音被害の増加について懸念をしているところでございます。

国は艦載機の移駐後に改めて騒音の実態を調査し、適切な対応をすることであり、国には被害の実態を理解していただき、実効性のある防音対策などの施策を要望してまいりたいと思っております。

なお、KC-130空中給油機15機の先行移駐や、自衛隊機17機の岩国残留に伴い、騒音予測コンターを見直さないかとの御質問でございますが、いずれの場合も予測の見直しを行った結果、騒音の状況に大きな変化はないとの説明を受けております。

次に、4月4日から4月7日までAV-8Bハリアー攻撃機が岩国基地で行った垂直離着陸訓練の概要とその際の騒音についてでございます。

国からの説明では、沖縄県伊江島の高精度垂直着陸訓練施設が改修工事のため、2017年半ばまで使用できなくなったことから、米海兵隊のAV-8Bハリアーの攻撃機のパイロットが制度の高い垂直着陸の練度を維持するため、岩国基地内のヘリコプター用滑走路を暫定措置として使用したものでございます。

訓練の実施に当たっては、岩国基地の規則に従って行われたとのことで、これに関して本市内からの騒音苦情はございませんでした。また、今後同様の訓練が予定されているかについては、今のところ情報がございません。

最後に、先ごろマスコミで報道のありました政府が再編交付金を自治会に直接交付できるよう制度を改正する方針という記事についてでございます。

この件については、現時点で国から説明を受けておらず、意見を申し上げることはできません。再編交付金は、米軍再編に理解を示し、負担を受け入れる自治体の住民生活の利便性の向上等を図る目的で、創設されたものと理解しております。

私としましては、市民の皆様方の御意見を伺い、御理解をいただいた上で、一体となってさまざまな施策に取り組んでいく考えでございます。

以上で、山崎議員の御質問に対する答弁を終わらせていただきます。

○議長（児玉朋也） 教育長。

〔教育長 大石 泰 登壇〕

○教育長（大石 泰） それでは、山崎議員の子供の貧困の実態と対策についてお答えします。

大竹市内の小中学校において、就学援助を受けている児童生徒の割合は、現在約18%となっております。ここ数年間は、少しずつ上昇しており、経済的に厳しい家庭がふえているのが現状でございます。

この就学援助制度につきましては、平成25年度に国が生活保護基金を見直したことにより、これまで援助を受けていた人に不利益が出ないように、本市におきましては就学援助費支給要項を改正し、就学援助の対象範囲が変わらないよう、貧困家庭への対応をしたところでございます。

また、中学校や高等学校を卒業した本市在住の生徒に対しまして、経済的理由で就学が困難な場合に、学業成績等が優秀であれば、奨学金の貸し付けを行い、有用な人材の育成の道を開くことに努めております。

なお、この奨学金制度につきましては、約10年間での返還を義務づけておりますが、平成24年度から奨学金の返還免除制度を導入し、本市への定住が条件となっておりますが、奨学金を借りた方の負担軽減を行っております。

今後も就学援助制度や奨学金貸付制度の積極的な周知に努め、経済的な理由で教育を受ける権利が阻害されないよう努力してまいりたいと考えております。

以上で、山崎議員の御質問に対する答弁を終わります。

○議長（児玉朋也） 山崎議員。

○10番（山崎年一） 大変丁寧な答弁をいただきました。

私も先ほど質問をさせていただきましたが、順序が前後しますけれども、岩国基地問題を先にさせていただきたいと思っております。

別に私、基地を撤去しろ、あるいは持って帰れとかいうようなことを言っているわけではないのでありまして、今ある岩国基地が地元住民の安心安全の上にもどう運用されるべきかということを質しておるわけでございまして、決して基地を直ちに持って帰れ、あるいは、基地を撤去せいとか、そういうことを言っておるわけではありませんので、誤解のないようにお願いをいたします。

先ほどの御説明でございました艦載機移駐後も厚木飛行場には引き続き空母艦載機の修理される補給処レベルと言うんだそうではありますが、そういうものが現在3棟、これを2棟は残すけれども、比較的軽微な修理をする整備場については、岩国に移すと同時に、岩国に飛行機の格納庫を3棟つくるということが以前、これは政府答弁でなされました。

それで、この格納庫が岩国基地に1機しかつくられない。残りの2機は引き続き、厚木飛行場で運用するんだということではありますが、この飛行機の会社が日本飛行機株式会社といたしまして、航空機の整備事業をやる専門の会社であります。要するに、岩国基地に艦載機は移駐してくるけれども、実際の修理を行う主要な機関というのは厚木基地に残ることだと思っておりますね。そういった意味においては、移駐してきた艦載機が引き続き厚木基地にも頻繁に出入りをするということで、結局、岩国基地にも騒音が起こるし、厚木基地の騒音も減少は少ないということで見ると、艦載機の移駐によって、騒音が厚木にも残るし、新たに岩国でも拡大されるということではないかと思うわけです。

こういった意味において、本当にその整備場が厚木に残されることで、厚木の住民も岩国の住民も両方が負担を強いられなければならないということを私は心配するわけでありまして。この整備場の整備の変更というものがあつたのかどうか、これについて伺いをいたします。

ということで、こういう心配をするわけでございますが、騒音対策では、昨年の基地周辺住民が国を相手に被害認定の訴訟を起こしました裁判で、昨年10月15日に山口地方裁判所の岩国支部が爆音被害に対して、5億5,800万円の損害賠償を命ずる判決を出されました。その後、原告・被告ともに控訴され、現在広島高裁で審議がされておりますが、この

ような爆音に対する被害認定につきまして、市長さんとして先ほど、負担は応分に請け負わなければならないというお話もされましたが、この被害認定につきまして、どのように受けとめられていらっしゃるかということをお伺いいたします。

それから、現在の防音対策というのは地域住民にとって不十分であるということは、先ほどもお話がありました。多くの住民の皆さんが納得できる成果のある最大限の工夫を求めていると思うわけであります。特に阿多田地区におきましては、サッシだけの防音工事じゃだめなんだ、天井や屋根や壁や建具なども防音工事がなされるようでないと、実際問題として生活がしづらいというお話も伺っております。

艦載機移駐後は、阿多田島や栄町地区においても、このような問題提起がなされる可能性があると思うわけであります。阿多田地区におけるこのような騒音対策について、先ほどは移駐が済んだ後、艦載機が来た後で、もう一度調査をして、対策の話をするというようなお話であったかと思うんでありますが、実は現在、被害が増大しておるわけでありますが、私は直ちに国や防衛とそういったことに対する防音対策の協議がなされるべきだろうと思うわけであります。現状について、このような騒音対策についての協議がなされているかどうかということ、3点伺います。

整備上の問題、それから先ほどの爆音被害の認定に対する問題、それから阿多田島住民に対する騒音対策、以上3点、よろしくお伺いいたします。

○議長（児玉朋也） 危機管理監。

○総務課危機管理監（高津浩二） 初めに岩国基地の整備に関する問題でございます。

今おっしゃいました空母艦載機の修理関係の整備工場の関係なんですけれども、国のほうでは、岩国基地に整備する工場につきましては、比較的簡易な整備のものと、それから中間レベルの整備ということで、一応2つの工程の整備を今進めているということでございます。

さらに、専門知識や技能を要する整備関係につきましては、厚木基地のほうに今ありますので、それを使おうというふうに聞いております。

要は、それについて岩国と厚木を頻繁に飛ぶんじゃないかとか、運用するんじゃないかということにつきましては、なかなかここでどうこう申し上げられませんが、市としましても市民が安心して、安全に暮らせるような環境をこれからも確保するよう要望していきたいと思っております。

それから、阿多田地区についての防音対策につきましては、今議員おっしゃいましたように、現状では屋根とか壁とか、そういったものは対象になっておりません。これは国の基準で騒音の測定の基準が75Wといいまして、航空機の騒音の基準によって、工法が決まっているということから、今そういう阿多田ではそこまでの天井とか壁とかの工事はできないというふうになっております。

したがって、これについては、今そういうふうに変阿多田の地区の住民の皆さんが、本当に悩まされているということから、今後、そういったことをもっと天井とか住宅の壁とか、そういったこともできるように、これから要望していきたいと思っております。

○議長（児玉朋也） 市長。

○市長（入山欣郎） 騒音訴訟につきましては、現在も双方が控訴し、係争中というふうに認識をいたしております。

いずれにいたしても、本市においてこのような事態にならないように、国には防音対策等に努めてもらいたい、そのことを市民の声をお届けしたいというふうに考えます。

○議長（児玉朋也） 山崎議員。

○10番（山崎年一） 時間的に制約がございますので、続けます。

アメリカ予算教書2017年、米会計年度において、長崎県の佐世保基地に強襲揚陸艦アメリカが2019年に配備されるということが手配されております。このアメリカはF-35ステルス戦闘機やMV-22オスプレイなど、多数の航空機を搭載できるということでありまして、このことが実行されれば、佐世保、岩国、厚木と日本列島を縦断するような航空機の行き来がなされるということでは、大変騒音が各地区に拡散されるのではないかと心配をしております。

ところで、米軍海兵航空計画2016年によりますと、2017年にF-35Bステルス戦闘機を岩国基地に配備するということが記述されております。

また、本年3月24日には、アメリカ海軍省のスタックリー次官補が最新鋭ステルス戦闘機F-35が岩国基地に配備されるのは、2017年の1月になるとアメリカ海軍軍事委員会小委員会の公聴会で証言をしていました。F-35の配備については、2012年12月に当時のバネッタ国防長官が同じく17年に岩国に配備するとの方針を示しております。在日アメリカ海兵隊報道部、これは沖縄県の北中城村にあるんですが、これは、岩国基地へは16機を配備するとして、ハリアーと交換が進むということが本年の3月25日の朝刊報道でされております。

岩国基地では、F-35専用の離着陸滑走路も約7億円かけて整備され、現在既に運用をされています。このように見ていきますと、F-35の岩国への配備の準備は着々と進められているわけでございます。

そこでお伺いをしますが、強襲揚陸艦アメリカの配備やF-35の配備などについて、確認ができていますのかどうかを伺いますのが1点、2点目に、岩国基地に配備されている米軍機、自衛隊機、厚木基地から移駐する艦載機などの機種と機数について伺います。

3点目、先ほど来、議論になっております機種が変わり、航空機が増加されたということで、騒音の変化があると思うわけでありまして。岩国市議会や岩国市は、F/A-18ハリアーを実際に飛ばして、騒音測定をしろと、こういうことを政府や国に要望をしておるといってお話もございました。こういったことについて、やはり周辺基地として、岩国等と協力をしながら、そういう騒音の検証というのを早目にしていくという必要があるかと思っております。

以上、3点について伺います。よろしく申し上げます。

○議長（児玉朋也） 危機管理監。

○総務課危機管理監（高津浩二） 最初の御質問でございますが、F-35につきましては、2013年及び昨年の日米の2+2と申しますか、その共同発表におきまして、2017年に我が国に配備が開始されるというふうに言及をされておるところでございます。

ただ、この配備先につきましては、引き続き米側と協議を行っているということで、国のほうとしましても、米側から情報が得られれば、関係自治体には丁寧に説明していきま
すというふうな説明を受けておるところでございます。

それから、移駐の機数でございますが、現在確認しておるのは、空母艦載機59機でござ
います。今、現状で岩国基地のほうには、米軍機が約60機、それから自衛隊機が約30機、
計90機が駐留しております。合わせまして、149機というふうになるかと思えます。

それから、騒音の検証につきましては、これまでKC-130が移駐してきたときとか、
自衛隊機が駐留した場合とか、そういったことにつきましては、国のほうから説明を受け
て、大きな変化はないというふうな説明を受けております。

今後、そういう新たな移駐機が変わったとか、そういったことがありましたら、当然そ
ういった調査もしてもらって、本当に情報を早く出してもらうというふうな要望をしてい
きたいと思えます。

以上でございます。

○議長（児玉朋也） 山崎議員。

○10番（山崎年一） 今のお話では、35ステルス戦闘機については、公的な機関として公的
なルールとして確認はしてないんだということではないかと思うんでありますが、例えば
米軍や防衛から1月に何機配備するからという報告があったわけじゃないんだというこ
ではないかと思うんですが、それは間違いないですね。

要するに、私はこういうふうに米軍やあるいは防衛から直接各自治体、担当しているそ
ういう関連のある自治体に、そういう通告がなされないで、マスコミ報道やアメリカの予
算教書や、国防計画などで私たちが情報をつかんで、こういうことになる。そこに私は問
題があると思うんであります。

少なくとも、そういうことは事前に防衛や米国から関係自治体に通告があって、その上
で、私たちがそういう情報を知るといふならわかります。ここにやはり一番大きな基地
や米軍問題への不信が募る原因だと思うんであります。

そういった意味において、今後、米軍や防衛に対して、しっかりと情報公開をなさ
いという申し入れを自治体としてすべきだと私は思いますが、このことについて伺います。

それから、衆議院の政府答弁364号、22年でありましたが、これによりますと厚木飛行場
から岩国飛行場に移駐される空母艦載機の訓練については、原則として厚木飛行場及びそ
の周辺の訓練空域で行われることはない、こういう答弁をしております。

ところで、6月4日の朝日新聞デジタル版であります、アメリカ、厚木艦載機部隊新
空域で着艦訓練検討、岩国移駐へという記事を載せました。ちょっとこれ、読んでみます。

ことしの6月4日、15時3分となっておりますが、アメリカ海軍が厚木基地（神奈川県
大和市、綾瀬市）に配備している空母艦載機部隊の空母着艦訓練の実施場所について、岩
国基地（山口県岩国市）を拠点とする新しい空域に移転を検討していることがわかった。
現在は、大島（東京都沖）と、厚木基地を行き来して訓練しているが、周辺の騒音が問題
になっている。この部隊は米軍再編の一環で、2017年ごろに岩国に移駐する予定。大島沖
での訓練は、夜間着艦資格取得訓練（CQ）と呼ばれ、洋上の空母を使って、三、四日間

実施される。これまでは、部隊の岩国移駐後もCQは大島沖で続けられると見られていた。CQでは、艦載機が深夜、空母と厚木基地との間を頻繁に往復するため、基地周辺住民からは苦情が出ている。こういう報道をしたわけでありませう。

このことは、CQ訓練が岩国で行われるということでありまして、先ほどの政府答弁書と一致しておるわけでありませうね。このようなことが岩国基地で行われたら、周辺の自治体は大変な目に遭うんだというふうに思うわけでありませう。

例えば、先ほども申しましたが、四国沖の土佐湾に空母が停泊して、そこへ岩国基地から行って、着艦訓練をします。これが繰り返されるということは大変なことだろうと思う。あるいは、四国沖から瀬戸内海へ向けて、空母が入ってくる。豊後水道を抜けて、近くまで来て、そういう訓練がなされるということであれば、これも大変な被害をこうむるということでありませう。

こういう訓練が岩国基地で行われるということでありませうが、このことについて、市長はどう思われますか。先ほどの基地問題、応分に負担をせにゃいけないということは十分わかります。そのために周辺の自治体の住民が夜も寝られんような大変な被害に遭うということは、少なくとも私は許せないと思うわけでありませうが、このことについての市長のお考えをお伺いいたします。

○議長（児玉朋也） 市長。

○市長（入山欣郎） 厚木基地から岩国基地に多くの航空機が移設するわけでございませう。当然、運用が変わってくるということで、そのことが大きな影響を与えるということがはっきりしております。そのことについて、国に対して、その被害について、できるだけ少なくしてくださいという要望と、それからなおかつ、どうしても防ぎ切れない影響の大きさについては、ぜひ地域自治体にいろんな形で市民の皆さん方に還元できるような形で配慮をお願いしますというような形で要望し続けているところでございませう。

こういう活動につきましては、これから先も国に対して、全国民にかかわって、我慢する皆様方に対する配慮という形で要望し続けてまいりたいというふうに考えております。

○議長（児玉朋也） 山崎議員。

○10番（山崎年一） ありがとうございます。

ぜひとも、地域住民が最低限安心安全に暮らせるような環境をしっかりと維持していただけるようお願いをいたします。

そこで、時間がないのでTPPについて1つ聞かせてください。

この問題、先ほども触れられましたが、食糧自給率の問題が今後大きな問題になってくるんだらうと思うわけでありませう。

政府は、以前GATT（関税貿易一般協定）の締結のときにも食糧自給率の問題を唱える学者を前に、あんまり変化がないんだと。付加価値を高める、あるいは農地利用の集積を高めるなどと言われましたが、実際には6%低下しました。

大竹市においては、県が試算したカキが輸出による被害があるんだということも報告をされました。

それで、実際に大竹市にどのような影響があるのか、またそういったことについての対

策については、どう考えていらっしゃるかということをお聞かせください。

済みません、終わります。

○議長（児玉朋也） 産業振興課長。

○産業振興課長併任農業委員会事務局長（中川英也） 平成28年1月19日、広島県のほうがTPPに関して県内への影響を試算した数字を発表しました。

その試算によりますと、まずカキ養殖業者さんへの影響でございますけれども、これは殻つきカキにつきまして、県内で関税を撤廃した分8,000万円が影響を受けるであろうと。県内で大竹市の殻つきカキの占有率ですが、これが約5%ということで、単純に計算しますとカキの関税減少分に対する大竹市への影響額というのは400万円程度になろうかというふうに考えております。

国のほうで、これらの支援策として、既存の支援制度がより活躍しやすくなるよう、また新しい支援制度をつくるなどいろいろな検討されているようでございます。

市といたしましては、これらの新たな制度を常に情報収集しながら、支援に努めてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（児玉朋也） 続いて14番、原田 博議員。

[14番 原田 博議員 登壇]

○14番（原田 博） 民政クラブの原田 博です。今6月議会一般質問は、小方公民館の活用、並びに大竹市シルバー人材センターの拠点づくり、あわせて地域活動支援センター3型、さつき作業所、アイビー作業所の施設展望、あり方を問うです。御答弁につきましては、よろしくお願いたします。

初めに、岩国大竹道路は大竹市小方から岩国市山手町までに至る延長9.8キロメートルの幹線道路で、国において一般国道2号の交通混雑の緩和及び交通の安全を図るとともに、広島県と山口県の広域的な連携、交流を図ることを目的として事業が行われています。

事業は、用地買収のおくれなどから、完成時期には厳しいものがありますが、コスト縮減に努めながら、早期の共用に向け、計画的な整備が進められますよう、関係者には切にお願い申し上げます。

その一環として、小方公民館の大ホール（体育館）が、岩国大竹道路の事業区域内となることから、その大ホールを解体し、用地の一部を平成29年3月末までに国へ引き渡すことになっていて、平成28年当初予算主要事業の一つには、小方公民館大ホール解体等事業として6,000万円が計上されています。

また、この15日には、総務文教委員会で議案審査いたします議案第44号、平成28年度大竹市一般会計補正予算（第1号）には、小方公民館大ホール体育館部分の土地売り払い収入、その解体工事補償契約分は、地方創生事業基金積立金3億2,876万円として上げられています。

この小方公民館の大ホール、体育館の解体工事は、10月ぐらいから工事に着手、来年の2月ごろには解体完了予定と聞いています。

特にこの工事は、公共施設の統廃合、社会教育施設の再編に向けた一連の流れであり、

この後、他の議員さんの一般質問もありますが、大ホールの解体後の小方公民館の位置づけ、活用に向けては、平成27年4月に策定した社会教育施設等の再編基本方針各論では、現有の公民館機能は廃止するが、研修室部分は機能回復に向けて検討するとあります。

実際に小方地区には集会所がないことから、代替施設として、地域住民は小方公民館を利用されており、今後も皆さんが集まれる場所の確保、そして、市民活動拠点、防災拠点としての避難所として現状の使用、そして現在、小方公民館で行われている活動等の維持に向けて、地元自治会や生涯学習グループとも話し合いを続けられています。

また、体育館の解体に伴い、失われますスポーツ機能は、総合市民会館や旧小方中学校体育館などへ、また会議、地域の行事などには、晴海臨海公園の会議室使用も考えておられるものと思います。

いずれにしても、限られた財源の中で、地域住民の方が利用しやすい、地域が必要とされる施設の確保・整備が第一義的だと考えます。

それには、既存施設の設置目的にとらわれない施設利用を進めていく視点も大切です。

一方、平成28年3月議会で採択されました公益社団法人大竹市シルバー人材センターから提出されましたが、高齢者が地域で活躍できる場の拡大に取り組むシルバー人材センターへの支援に関する陳情書には、1、センターが就業機会を確保・拡大するための機能の充実が図られ、高齢化社会対策の理念を十分に果たせるようシルバー人材センターへの補助金と公共事業の発注の確保、2、また現在、拠点施設を旧公害センターに置いています。当該建物は耐震構造となっていない上、老朽化も激しく、男女兼用のトイレ方式、加えて、会議室、事務室の狭隘などから、その使用には大きな不便をきたしていること、3、さらには、就業会員のための休憩、昼食室、就業相談室及び研修会議室などの整備や、配食サービスのための調理室の配備、あるいは駐車場を含めた事務所面積の確保など、多岐にわたり、今後の活動に対する問題点、懸案事案などを挙げられていました。

あえて私が申し上げるまでもなく、豊かな経験や知識を生かす、生涯現役社会の構築とともに、想定をはるかに超えた高齢社会を支えていく、その担い手たるシルバー人材センターの役割は一億総活躍社会の実現プログラムにおいても、高齢者の就業の受け入れ先として組み込まれており、大きなものがあります。

そのことは一部が法改正され、平成25年4月1日から施行されています。急激な高齢化の進行に対応し、高年齢者が少なくとも年金受給開始年齢までは意欲と能力に応じて、働き続けられる環境の整備を目的とした高年齢者の雇用の安定等に関する法律、高年齢者雇用安定法に通ずるものだと私は理解をいたしております。

つきましては、小方公民館の利活用、並びに大竹市シルバー人材センターの拠点づくりについてお考えをお伺いします。

以上、登壇しての質問を終わります。御答弁、よろしく願いいたします。

○議長（児玉朋也） 市長。

〔市長 入山欣郎 登壇〕

○市長（入山欣郎） 物事を変更していくときに、拡大するのは易しゅうございますが、縮小の方向へ進める場合には、皆さんの思いの違いから、それを整理しながら、一定の形に

落ちつくまでには、大変な時間とエネルギーが必要となってまいります。

昨年、社会教育施設の再編の方向性を示した基本方針各論を策定して以来、最初の案件となる小方公民館につきまして、御質問いただきました。ありがとうございます。

それでは、原田議員の小方公民館の利活用並びにシルバー人材センターの拠点づくりについての御質問にお答えします。

原田議員の御指摘のとおり、小方公民館の敷地の一部が岩国大竹道路事業用地に当たるため、平成29年3月末までに事業用地の上に立っている体育館を解体した上で、用地を国に引き渡すこととなっています。

市では、社会教育施設の機能を維持するとともに、財政状況や人口動態の見通し、これからの社会教育や市民活動のあり方を踏まえ、計画的に社会教育施設等を整備していくため、平成24年3月に社会教育施設等の再編基本方針の総論を作成いたしました。

この総論の考え方である限られた人的、財政的資源で、施設の機能を維持することに基づき、平成27年4月に社会教育施設等の再編基本方針の各論を作成したところでございます。

各論では、総合計画の基本計画期間を一つの単位として、対象となる各施設の再編の検討を進めています。

施設の再編については、管理運営状況や利用状況、各施設が持つ課題に加えて、人口動態なども鑑みながら、施設の目的にとらわれない施設利用を進めることで、市全体で施設の数や規模を縮小することとしております。

御質問の小方公民館につきましては、さらに岩国大竹道路事業による体育館の解体という外的要因があったことから、施設の方向性を優先的に検討しております。

その結果、公民館を廃止し、体育館解体後に残る研修室部分の機能変更を検討する方向性を定めたところでございます。

現在、小方公民館は、地元自治会の集会、小方地区社会福祉協議会、小方地区民生委員、児童委員協議会の会議、地域の敬老会や各種団体の文化、スポーツ活動等に使用されています。

体育館を解体するため、スポーツ団体の活動につきましては、旧小方中学校体育館、総合体育館及び小方学園、その他の施設で行っていただくこととなります。

しかし、小方公民館の研修室部分につきましては、引き続き地域の会合や文化活動が可能な場として、また災害時には避難所として地域の皆様に利用していただけるよう整備してまいりたいと考えております。

整備方針としましては、超高齢社会を踏まえて、エレベーター、洋式トイレ、多目的トイレを新たに整備するとともに、スロープや空調設備等を改修し、利便性が向上するように検討しているところでございます。

続きまして、公益社団法人大竹市シルバー人材センターの拠点づくりについて、説明いたします。

ここも高齢者が増加する一方で、若年人口の減少が見込まれる状況にあり、高齢でも元気な方には支える側としての役割を担っていただくことが重要になってまいります。

そうした中で、高齢者の就業を支援する大竹市シルバー人材センターの活動には大いに期待するところがございます。

しかし、陳情にもございますように、現在大竹市シルバー人材センターが使用している旧大竹市公害センターの建物は、会議室や事務室が狭く、トイレが男女共用であることや、就業会員が昼食をとるための部屋がないなど、多くの問題を抱えております。

また、平成29年度からの開始を予定しております、介護予防、日常生活支援総合事業においては、シルバー人材センターが在宅の高齢者を支える担い手になり得ると考えておりますが、現在の建物では、新規事業用のスペースがなく、事業展開の可能性が狭まることから、これらにかわる施設があることが望ましいと考えておりました。

折しも、小方公民館の研修室部分を機能変更する協議をしているところでした。さまざまな目的で人が集まる空間にリニューアルし、それを管理する主体を検討する中、高齢者の健康保持や、生きがいつくりに資する公益的な活動をしているシルバー人材センターの新たな拠点になり得ると考え、施設の管理も含めて、移転先の候補としているところでございます。

今後、人口減少と高齢化はさらに進み、また、今ある施設も老朽化してまいります。しかし、そのような状態であっても、施設設備の保全を図り、目的にとらわれず、複合的に利用するなど、知恵を絞りながら、施設の再編に取り組んでまいりたいと思っております。

なお、体育館解体後の小方公民館研修室部分の改修や管理等の方向性について、一定の整理ができましたら、議会に報告させていただく機会をお願いしたいと考えております。

以上で、原田議員の御質問に対する答弁を終わります。

○議長（児玉朋也） 一般質問の途中ですが、議事の都合により暫時休憩いたします。

なお、再開は13時を予定しております。よろしくお願いいたします。

~~~~~○~~~~~

11時55分 休憩

13時00分 再開

~~~~~○~~~~~

○議長（児玉朋也） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続行します。

14番原田議員の2回目の質問から行います。

原田議員。

○14番（原田 博） 答弁には小方公民館の利活用として、体育館解体後の管理を含め、大竹市シルバー人材センターが新たな拠点、移転先の候補として考えているとありました。

その方向性に立ったとき、問題は今までシルバー人材センターは港町の比較的民家の少ない場所にありましたが、高齢者が地域で活躍できる場の拡大に取り組むとの大義のもと、小方地区住民の地域コミュニティ、社会、生活の一角に一市民、住民として住居を構えることです。

それは末永く多くの地域住民の皆さんから必要とされ、歓迎される施設、団体として認められる、御理解をいただくことであり、地域での共生に向けた話し合い、協議の場でも

って、お互いに信頼を確認することがスタートだと思います。

また、それが徹底できるようシルバー人材センター会員の努力、対応が大切であり、その責任は重大だと思っております。

先ほどの答弁には、一定の整理、環境が整った段階で議会に説明をされるとのことでしたが、今、私が申し上げました事項についても、大竹市シルバー人材センターにおかれましては、解決に向けた対応、また御努力をよろしくお願ひしたいと思います。

さて、シルバー人材センターが小方公民館の一角に移転するとの前提に立ったとき、現地域活動支援センター3型の大竹さつき作業所は今後どうなっていくのか。施設上、さきに申し上げましたように、シルバー人材センターと同様の課題を抱えている中、大竹さつき作業所はどうしていかれるのかという素朴な疑問が皆様と同じように私にも湧いてきます。私としても、その疑問を無視、排除、また看過するものではありません。

特に、さつき作業所の現在の定員は23名となっていますが、市内の知的障害者の人数は、200名を優に越しており、作業所の移転を含めた施設再編、改善等により、作業所定員の見直し、就労、継続支援B型とのコラボなど、よい幅広い障害者の方々の利用、活動を考えていくことが今後は必要だとも思います。

御承知のように、障害者福祉の充実には、平成27年3月に策定されました大竹市第2次障害者計画、大竹市第4期障害福祉計画で示されています地域活動支援センター3型事業、またその計画に沿って保健医療、福祉を組み合わせた施策の展開として、わがまちプラン、第五次大竹市総合計画後期基本計画の取り組み方針、方向性には1、大竹市第2次障害者計画、平成27年度から平成32年度の目標である、ともに認め合い、支え合うまちを目指し、地域社会において、障害者が自立し、安心して住み続けられる環境づくりに取り組みます。

2、また、障害者が住みなれた地域で暮らし続けるための地域生活支援や相談支援の拠点づくりを進めますとあります。また、本年4月から施行されています障害者の雇用の促進等に関する法律の一部改正、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律、いわゆる障害者差別解消法あるいは障害者の権利条約の第19条、自立した生活及び地域社会への包容には、「全ての障害者が他の者と平等の選択の機会をもって地域社会で生活する平等の権利を有することを認める」と規定しているなど、障害者の居場所づくりは、ある面、広義に解釈すれば、本市の労働施策の一部だとも思います。

御承知のように、障害者基本法では、障害者とは、「身体障害、知的障害、精神障害、その他の心身の機能の障害がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう」とあります。しかも障害の程度、状況、状態は年齢差を含め人それぞれに千差万別です。さらには、障害者を支えるさまざまな取り組みは、医療、福祉、雇用、教育、建築、交通など多くの分野にわたっています。バリアフリー新法の遵守励行という大きな取り組み、課題一つとってみても、本市の財政状況、見通しが厳しい中、それを全てにおいて満足するには難しいものがあると思われまます。

しかし、さきに紹介いたしました障害者基本法など障害者をめぐる基本的な法律や制度の枠組み、成り立ちを理解する中、社会的障壁によって継続的に日常生活や社会生活など

に相当な制限を受けないようにしていく、地道なサポート、制度、施設の充実、対応の必要性を問うていくことに私たちは留意する必要があると思います。

問題は障害当事者を含めその方を見守られる保護者、御家族、関係者の高齢化であり、たとえ保護者や支える人がいなくなったとしても、みずから自立できる生活環境をどう整えられるのか、障害者の皆さんの日常生活を地域で支えるかだろうと思います。その土壌を少しずつでも醸成していく、手助けをしていく責務が私たちにもあると考えます。

確かに地域活動支援センターⅢ型さつき作業所、アイビー作業所での活動は、創作的活動、生産活動、社会との交流の促進、技能習得訓練、そして生活指導などのサービスの提供を行うもので、極論をすれば、就労、その対価として、その賃金収入でもって、最終的には自立して生活できるものではないと思います。このままの状況が続くことは、側面から見れば、自立につながることは難しいのではとも考えられます。

さらには、さきに述べましたように、障害者の方の状態、状況は一律的なものではなく、それを自立が大意として全ての皆さんを総まとめにして、就労支援に結びつけることが困難なことも承知いたしております。だけど、このままの状態が続くことがいいとも思えません。できるだけ多くの障害者の方の自立は、本市の重要な施策の一つでもあります。つまりは、シルバー人材センターの拠点施設の整備、陳情、採択は、大竹さつき作業所、アイビー作業所の今後の問題でもあります。それには就労、継続支援、B型施設の建設を含め、障害者の拠点づくり、整備、あるいは実施する事業内容など、今まで積んできた実績の検証などから、今後の作業所の社会生活、環境整備の充実、そして安定への可能性に向けた考え方を整理していくことは大切な一歩だと捉えています。そのためには母体運営であります大竹市社会福祉協議会を中心とした障害者団体、グループ、関係団体、行政などとの意見交換、協議の場から、今からの新しい支援、体制づくりの構築をされていくのが望ましいと考えています。

申すまでもありませんが、どこが主体的にされるかは別にして、作業所の施設整備・再編には民間活力の導入、民間施設の参入・活用は必要だと思えます。

以上、るる申し上げました。国や県、本市の財政状況を鑑みたとき、多くの皆さんの自立に向けた取り組みは重要です。しかしながら、特に私自身、障害に関し、全てのことを把握・理解をしていると言えない中、あえて声高に障害者の方々、そして保護者、お支え人などの皆様に対し、その必要性・意義について申し上げる立場ではないことは十分に自覚はしているつもりでございます。しかも、できることから進めていこうとかけ声をかけてみても、どのようなことから進めていけばいいのか暗中模索の中、とても難しい、ハードルが高く感じています。

たくさん影響は予見されますし、将来の不安、いろいろな懸念、心配が大きく積もります。しかし、何度も申し上げましたように、私としては、この重要な課題をこのまま触れずに置くわけにはまいりません。つきましては、大竹市シルバー人材センターが小方公民館へ拠点移動との考えでの今後の地域活動支援センターⅢ型さつき作業所、アイビー作業所の支援、施設のあり方、展望などについて入山市長の御所見をお伺いします。

○議長（児玉朋也） 市長。

○市長（入山欣郎） さつき作業所は一般事業所に雇用されることが困難な心身障害者の方々に対し、通所の方法によって生活指導、作業訓練及び授産事業等の指導を行い、心身障害者の社会参加を目的として大竹市社会福祉協議会を運営主体に昭和58年に開設し、平成5年に現在の場所に移転したものでございます。

御質問にありましたさつき作業所の施設整備につきましては、保護者の皆様方から、これまでも大竹市社会福祉協議会を通じまして希望する声が出されており、移転候補地について模索してまいりましたが、なかなか実現に至らなかった経緯がございます。今般、さつき作業所を運営する大竹市社会福祉協議会より施設の移転等の要望書が提出されたところであり、私も喫緊の課題であると認識しているところでございます。

今後は、さつき作業所の施設整備及びアイビー作業所も含めた作業所のあり方について、大竹市社会福祉協議会と市が協議する場を設け、業者にとりまして将来的に何が最良であり、実現するためには何が必要かを検討してまとめてまいりたいと考えております。具体的な時期と詳細につきましては、お示しできるまでに至っておりませんが、先ほども申し上げましたとおり、喫緊の課題であると把握しており、早急に道筋を立てたいと考えております。

○議長（児玉朋也） 原田議員。

○14番（原田 博） 御承知のように、晴海地区には、9月オープン予定のホームセンターの進出など、商業用地、小方のまちづくり、ひいては本市のまちづくりの拠点として注目をされています。特に現大竹市シルバー人材センター、またさつき作業所があります旧公害センターが所在する土地の今後の利活用は、その点からも大きな位置づけがあると思います。その際には、さつき作業所、アイビー作業所自体が今後どのような形であるべきかの検討も含めた環境整備をぜひともお願いをしたいと思います。

終わりに、来年、平成29年度の11月には広島県知的障害者福祉大会西部圏域大竹会場が、ここ大竹市で開催されると聞いています。多くの皆さんの御協力、また御参加のもとに盛会裏に終わりますようお願いしまして、今6月定例会での一般質問を終わります。

○議長（児玉朋也） 続いて15番、田中実穂議員。

[15番 田中実穂議員 登壇]

○15番（田中実穂） 公明党の田中実穂でございます。早速、通告をいたしました順に従って質問をさせていただきます。

まず最初の大竹手すき和紙の育成支援についてお伺いをいたします。

大竹の伝統文化となった背景につきましては、市の教育委員会がつくった防鹿の手すき和紙のふるさとがあります。それによりますと、防鹿地域を中心とした小瀬川流域は、かつて手すき和紙が大変盛んだったところです。中国から日本に渡った紙の歴史を述べた後、この小瀬川の清流に恵まれた大竹市では、中世末ごろから和紙がすかれていたと言われております。今から約200年前の文政2年の記録によると、市域の紙すき人口は2,731人に達しており、最盛期の、今から98年前になりますが、大正8年の記録によりますと、1,000軒の製紙家があったと言われております。原料は主として楮で、半紙やちり紙、障子紙など、その時々に応じてさまざまな紙をすいておられたようであります。

第一次世界大戦後の不況を境にして、機械製紙の進出、和紙の需要が減っていき、生産も急激に少なくなっていました。現在、この地域では、手すき和紙保存会を中心として和紙の伝統技術の継承に取り組んでおります。人々の暮らしの中で、さまざまな形で使用されてきた、やわらかく強靱な和紙のよさをもう一度目指し、和紙のふるさとを守り続けましょうとあります。

私ども議員が連休明けの5月10、12、14日と議会報告会を開催いたしました。その中で、28年度予算審議の中の教育費で、伝統文化の継承についてを取り上げております。この質疑の中で、古くは江戸時代から栄えた大竹手すき和紙は、現在、広島県内で唯一、手すき和紙保存会によって大竹の伝統文化として引き継がれています。しかし、担い手の高齢化や資金不足などにより、保存・伝承が難しくなっています。大竹の伝統事業としてどのように取り組み、発展させようとしているのか、こういう質問に対して答弁として、保存会のメンバーも高齢化し、保存・継承など難しい面もあるが、去年は手すき和紙サポーターズもできた。保存しながら大竹の文化としてどう残していくか、保存会やサポーターの方と一緒に考えていきたいと、こういう思いを話したわけですが、ここで参加者の中から、結局何もやってないじゃないかという声が上がりました。

そこで、市としてどういう支援をこれまで、いろいろされたと思いますが、支援を講じてこれられたのか、お伺いをいたします。

次に、後期高齢者の高額医療費の還付についてお伺いをいたします。

高額療養費の伸びが著しく伸びている現状を見ると、この高額医療費の制度を市民の方はよく御存じだと捉えることもできますが、案外、知らない方が多いと思われれます。そこで、この制度を知っていただくために、あえて今回質問をさせていただきます。

高額医療費については、市町村民税が課税世帯なのか非課税世帯なのかで自己負担額が変わってきます。市町村民税非課税世帯の方が受診する場合、病院の窓口で後期高齢者の場合は、後期高齢者医療限度額適用標準負担額減額認定証を提出すると、1医療機関で同じ月内の窓口負担が自己限度額までで済むようになっていますが、こういうシステムを御存じない方が多いのではないかと思います。

私のよく知っている方から電話がありました。内容は、その方の知人で御夫婦とも後期高齢者、奥さんが昨年10月に入院をされて、ことしの2月に退院をされましたが、毎月10万円以上を支払ったと言われました。高額医療費が受けられるんじゃないか、その私の友達が思ったそうで、私に言ってみてよと、何か話を聞いてみてあげてと、こういう内容でございました。

私はその方にお会いする前に、保険介護課に行って、その模様を話したところ、病院から何か話がなかったのかね、ただ手続には相当時間がかかるから、3カ月から4カ月くらいかかるかもしれないことでした。どうしてそんなにかかるのかなとも思いましたが、そのままその方に、もう少し、しばらく待ってみてくださいとお伝えをいたしました。

実は御主人もこの4月に肺の手術をされ、2週間余り入院をされました。費用も7万円少々かかったそうです。支給の対象になる方には、広島県後期高齢者医療広域連合から申請案内が送付され、その申請書に必要事項を記入して市区町の担当窓口申請することに

なっていますが、この申請案内が届くまでに時間がかかるんです。広域連合になってスピーディーに手続の簡素化、処理ができるようになったのではないかと私は思うんですが、その実情をお聞かせ願いたいと思います。

以上で登壇しての質問を終わります。どうか簡明なる御答弁をよろしくお願いいたします。

○議長（児玉朋也） 市長。

〔市長 入山欣郎 登壇〕

○市長（入山欣郎） 田中議員におかれましては、市民の皆様が日常生活で感じる切実な疑問につきまして、率直に御質問いただきまして、ありがとうございます。

それでは、田中議員の御質問にお答えいたします。

1点目の大竹手すき和紙の育成については、後ほど教育長からお答えをさせていただきます。ただ、少し紙の問題、話をさせていただきます。

多くの場合、文化を維持するには、多くの人の手が欠かせません。文化の持つ背景も含めて、手間に見合う価値、価格以上の値がつくとき、つまりその芸術性や必要性が原価以上の価値がつくときに初めて産業としての可能性が生まれてくるというふうに思います。そういう意味で、私も和紙の風合いにつきましては、すばらしいと思っておりますが、産業化につきましては、コストや生産性など、以前、細川議員の御質問にもお答えいたしましたけど、大変難しい問題を抱えているというふうに思っております。でも、努力はしていきたいというふうに思っております。

2点目の後期高齢者医療の高額医療費の還付に関する御質問につきましてお答えをさせていただきます。

この制度は、後期高齢者医療の被保険者が病院等で支払う一部負担金が高額になったときに申請を行うことで、自己負担限度額を控除した額を高額療養費として還付する制度でございます。高額療養費の還付手続は、受診後最低5カ月程度かかります。市民の皆様からすれば、なぜこんなに時間がかかるのだろうと思われるのはごもっともだと思います。高額療養費の還付は、まず、高額該当となった受診をされた月の翌月に病院から国保連合会に診療内容の情報が送られます。次に、国保連合会で診療内容を点検し、広域連合に送られます。広域連合で資格を審査・決定した後に、それぞれの御自宅へ還付申請書と通知を発送しています。この間におおよそ4カ月程度を要することになります。

御自宅に届いた申請書を市の窓口にご提出いただいた後、市で還付に必要な情報をシステム入力し、広域連合に送りますと、1カ月程度で届け出た口座に還付金が振り込まれる流れとなっております。なお、一度、高額療養費の申請をしていただきますと、振込先等の内容に変更がない限り、以後は申請されなくても還付が行われます。

このように現在の制度では、広島県後期高齢者医療広域連合で審査決定を行い、還付を実施しているため、処理を早めることが難しい状況でございますので、御理解を賜りたいと存じます。

なお、事前に入院等により医療費が高額になることがわかっている場合、窓口負担額が自己負担限度額までとなる制度がございます。具体的には、市民税非課税世帯の方は、市

の窓口で限度額認定証の申請を行い、あらかじめ医療機関等へ保険証とあわせて、その認定証を提示してもらうこととなります。また、課税世帯の方は、医療機関の窓口で被保険者証を提示すると、自動的に自己負担限度額までとなります。これらの制度につきましては、引き続き広報等で周知に努めたいと思います。

以上で田中議員への答弁を終わります。

○議長（児玉朋也） 教育長。

〔教育長 大石 泰 登壇〕

○教育長（大石 泰） それでは、田中議員の大竹手すき和紙の育成についての御質問にお答えいたします。

大竹市の伝統産業である手すき和紙は、約400年前から始まったとされ、大正時代に最盛期を迎えました。その後、時代の流れに押され、衰退の一途をたどってきましたが、昭和63年に結成された大竹手すき和紙保存会にその技術が受け継がれてきております。

これまで教育委員会としましては、手すき和紙の製造技術を継承していくために、平成7年に手すき和紙の里を防鹿地区に設置し、また平成13年にはすき手を公募し、後継者育成に取り組んでまいりました。あわせて手書きこいのぼり体験や児童生徒書き初め大会を通して和紙の普及及び需要の拡大に努めてきたところでございます。しかしながら、大竹手すき和紙保存会は、結成から30年近くが経過し、会員の高齢化も進み、生産や普及活動は後退し続けてきました。

このような状況の中、一昨年、大竹手すき和紙の存続を危惧する市民の声をもとに意見交換会ができ、楮の芽かき作業が実施されました。この意見交換会には、まちおこしグループや大竹和紙工房、会社員、自営業者等多くの方々が参加し、市民ボランティアグループ、大竹手すき和紙サポーターズが発足することとなりました。現在は、芽かき作業はもとより、キズヨリ作業、商品開発、情報発信などにも積極的に取り組んでおられます。また、手すき和紙を通して生まれた市民活動に魅せられて本市へ移住された方もおられるなど新たな成果を生んでいます。

教育委員会としましても、意見交換会のファシリテーターとしての役割を担うとともに、関係機関との連絡調整役として、この活動を後押ししているところでございます。

今後も大竹手すき和紙保存会や手すき和紙サポーターズを支援するとともに、大竹の手すき和紙に関心を持っている方々と行政が協働し、歴史・伝統文化の普及・継承に努めてまいりたいと考えております。

以上で田中議員の御質問に対する答弁を終わります。

○議長（児玉朋也） 田中議員。

○15番（田中実穂） ちょっと再質問をさせていただきますが、順序がですね、先に市長さんがお答えいただいたものですから、高額医療費について若干お尋ねをしたいと思います。

年を重ねていろんな申請をするということは殊さら面倒でございます。だからこそ、少しでも早く、期間を早くというふうにお願ひしたんですけれども、例えば、あなたは高額療養費に該当しますからとか、あるいは、あなたはこういう理由で、例えば個室を利用されたために金額は多額になっていますけれども、医療費はかかってないので該当しません

とか、そういうことを本人にわかるように、医療機関のほうからそういうことを入院された方あるいは家族の方に通知をする。告知をする。そういうことは今の制度では義務づけられてないんですかね。聞けば、いやいや、そういうことはお医者さんのほうから話があるんですがというようなことも聞くんですけども、その辺のところはどうなのかが、まず1点と、それから、もし、こうやって長くかかりますと、先ほどの答弁では、半年近くかかる。申請中で、不幸にしてお亡くなりになるということも出るんじゃないかと思うんですが、そういった場合はどういう扱いになるのか、済みません、この2点について、よろしくをお願いします。

○議長（児玉朋也） 保険介護課長。

○保険介護課長（佐伯隆文） まず最初の御質問でございますけども、病院等で、その方が該当するかどうかということでございますけども、区分に対しては、市県民税の課税・非課税とかでランクがあるものがございますので、なかなか病院等でどのランクに該当するというのは難しきかろうとは思いますが、制度全体として、そういうものがあるというのは周知していただいているとは思いますが、引き続き市としても周知に努めてまいりたいと思います。

それから、もう1点、亡くなられた場合の対応でございますけども、手続の途中で対象被保険者が亡くなられた場合についてでございます。その方の医療給付費につきましては、民法上の債権となりますので、相続の対象となります。このため被保険者がなくなった場合には、後期高齢者医療広域連合から、被保険者の住所に対しまして、相続手続に関する申請書等の文書が送られてまいります。これによりまして、法定相続人代表者の方が市の窓口へ届け出を行っていただきますと、その後の還付手続につきましては、通常の還付手続と同様な流れで、相続人の方に対して還付がなされるという流れになっております。

以上でございます。

○議長（児玉朋也） 田中議員。

○15番（田中実穂） ありがとうございます。

いずれにしても、長うかかるということですね。実は、これは後期高齢者医療制度のしおりというのがあるんですが、この医療制度のしおりは、高齢者に保険証を発行するとき、これ多分渡されるというふうに聞いたんですけども、これを読んでも、なかなか難しい。いわゆる専門用語というか、そういう形になってますんで、若い人が読めば、ああとわかるんでしょうけども、これを活用いうたらおかしいんですが、お世話になる、そういう立場になったとき、やっぱりこういう文書だけで理解する。それじゃあ、ここへ行って、あそこへ行って、はいはい、わかりましたという人は少ないんじゃないかなというふうに思います。特に老老世帯とか、あるいは独居の方も多いいと思いますし、そこで、こういう医療制度について見たり聞いたりするような、そういう機会があればというふうに私は思うんです。

例えば、最近ですけども、敬老会のように、警察署の署員の方に来ていただいて、わずかな時間、恐らく10分ぐらいだと思んですけども、オレオレ詐欺に対する注意喚起をされたりというのは、私もその場にいたんですけども。例えば、そういう何度も目にする、

耳にする、そういう機会を私は持っていったらいいのではないかなというふうに思います。これは自治会で知恵を絞って、自治会でやるということも可能だというふうに思うんですが、そういった啓発活動等も、ひとつ考えていただきたいというふうに思います。これは要望ということであります。

今まで、いろいろお聞きをいたしました。今、ナンバー制度というのが、国のほうも進めているわけですが、今後、このナンバー制度というものがどういう形になっていくのか、まだ私どもよくわかりませんし、市民の方も、もうきちんと手にされた方、証明書を、いらっしゃると思うんですが、この活用を、今後、こういった制度の、いわゆる長期にかかる、そういうために十分に生かしていける、活用できるような、そういうものにしていきたいなというふうに思うんですが、担当のほうとしては、このナンバー制度について、この医療関係、特に後期とか、あるいは高額療養費とか、そういうことに関して、何かお考えがあればお聞かせ願いたい。最後です。

○議長（児玉朋也） 保険介護課長。

○保険介護課長（佐伯隆文） マイナンバー制度の活用でございますけれども、現在、まだマイナンバー制度につきましては、システム全体としての関連づけという状況ができておりません。現在、受け付けの段階で、ナンバーをお聞きして、情報を収集している段階でございますけれども、それを活用して、どういうふうに全体として取り扱っていけるかというのは、次の段階になるかと思っておりますので、これは国の方向を含めて、活用のほうについて取り組んでまいりたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

○議長（児玉朋也） 田中議員。

○15番（田中実穂） ありがとうございます。

それでは、済みません、最初の手すき和紙についてお聞きをいたします。

実は、この手すき和紙については、平成24年9月議会で、同僚の細川議員が、手すき和紙のこれからについてということで質問されております。県内唯一の存在である大竹手すき和紙は、観光資源として、また、まちづくりの資源としての可能性が大であると。今後のあり方と支援について、市の考え方を問うと、こういうことで質問をされております。

そのときの答弁では、手すき和紙の里は施設面の問題から、観光客の受け入れ数の限界があることや、和紙製品の供給量の問題などによって、現状では難しく、一定の範囲内にとどまっている。先人の蓄積を大切にしていくことは、私の信条であるので、保存会や駅前商店街振興組合の方々としっかり協議をする場を設けて、どのようにすれば有効活用できるか探っていきたい、こういう答弁がございました。

市として、この伝統文化である大竹の手すき和紙を今後、例えば、産業としてということ、先ほどの答弁で難しいということだったんですが、どのようにしたいのか、どのようになったらいいのかなとか、そういうお考えがあるのではないかなと私は思うんですが、この答弁から3年ちょっとたってます。どういう協議をされたのか、あるいはまた担当のほうでは、いや、こういうふうになったらいいんだがなというふうなお考えがあるのではないかなというふうに思うんですが、それについてお聞かせを願ひたいと思っております。

○議長（児玉朋也） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（橋村哲也） 先ほど市長が申しあげましたように、産業としては非常に難しいんだというようなことです。ただ、教育委員会として、今やっていることは、教育長のほうから答弁させていただきましたが、まず、市民の皆さんと私たち行政が協働して取り組むこと、これが大切ではなかろうかというふうに思います。

先ほど紹介させていただきました大竹手すき和紙サポーターズですけれども、これはさまざまな立場の皆さんと私たち行政が、大竹手すき和紙の存続を願い発足した団体、グループであります。お互いがそれぞれの立場で、また互いが一緒に力を合わせて、知恵を出し合い、活動することで、原材料の確保や生産工程改善のための工夫が生まれ、そのことで伝統文化の継承が、今、力強いものになりつつあると思っています。

また、こういった取り組みを継続することで、大竹手すき和紙に興味を引かれる方が増加し、新たな可能性がもし見出されたならば、もう一歩進んだ取り組みへとつながっていくということを期待しています。

以上です。よろしくお願いします。

○議長（児玉朋也） 田中議員。

○15番（田中実穂） ありがとうございます。

そういうお考えがあるということでございますので、今後ともしっかりと協議をして進めていっていただきたいというふうに思います。

それで、私、1つだけちょっと、ぜひ、これお願いがありますというのが、実は、先ごろ、今ちょうど6月ですから、今、新緑、楮も着々と育っているんですが、イノシシが、事もあろうに、楮の芯の部分、一番いいところの芽を食べているんですね。そういう被害が実は起こってまして、担当のほうでは、イノシシからの被害を守るためにフェンスの設置をというようなお願いがあったのではないかなと思います。

それで、私は、こういうものについては、例えば、農産物とか、いわゆる水稲とか野菜とかについては産業振興課のほうですか、限度額、例えば5万円で、費用の2分の1は補助するとか、こういうことになっていると思うんですけど、私は、この楮、大竹の伝統和紙のその原料の楮の生産にかかわる問題ですよね。継承していこうという、先ほどの答弁です。

であれば、少なくとも、楮の量も、今のところ、年間2,000枚ぐらいがつかれるかどうかぐらいの生産量というか、お聞きしているんですけども、それが危ないわけですね。それが足らないと。やっぱり需要に対しての供給ができないわけですし、どこからか原料を買ってとかいうことになる。そうすると、当然、持ち出しになりますよね。どこからも出てないわけですから。そういうことがありますので、この絶対量の楮の生産については、きちっと守るという意味から、このフェンスの設置については、これは全額、市のほうで見てあげるといえるか、これは私は当然だと思えます。ぜひ、これを、今ここで答弁やりますという答弁は要りませんよ。多分、顔見たら、それはせにやいけんのうという顔に見えますので、ぜひ、これは守ってもらいたいと思うんです。そんなに、ようけようけお金がかかるわけじゃないと思います。ただし、保存会のメンバーにとったら、それは1万円、2万円が大変なんですよ、持ち出しになるわけですから。ですから、これについては、ぜひ

ひひとつ要望に応じてあげていただきたいというふうに思います。

それから、もう1つ、最後になりますが、先ほどからいろいろとお話を聞きますと、保存とか、あるいは伝承とかという言葉が出るんですが、産業というのは難しいと、こうおっしゃったんですけども、私は、細々と今の状況をずっと続けていくということが、果たして可能なのかなというふうに私は思うんです、逆に。

今、保存会の会長さんも、もう高齢です。今、左腕が使い過ぎて動かない。週2回、病院に行っていらっしゃいますよ。本人が一番歯がゆい思いをされています。現実には手すきをされている。和紙をすいていらっしゃる方は3人いらっしゃるけれども、1人は体調不良で、今はもうされてない。1人は広島のお婦人の方です。そして、あと1人が大竹の企業にお務めの方です。その方たちも本業がありますよね。当然、本業があります。その合間という形で、すいていらっしゃる。それは、もちろん毎日毎日すくだけの量はありませんで、それでいいのかもわかりませんが。

でも、このままずっと、大竹、伝統文化というふうには声高には言うんだけども、果たして、じゃあ、それを継承していくためには、少なくとも何人かのすき手、刈り入れしたりとか、芽かけとかいうのは、それはサポーターでできるんですけども、実際には、それをゆでたり、いろんなことをしてやっていかなきゃいけない。すいていかなきゃいけない。そういう人たちが本業を持って、その片手間というちゃいけんですかね、それでやるということになると、生計が立たないから、わしゃ、やめたと、もし言われたときには、もうそれはそこでぱたっと切れるわけよね。ですから、少なくとも最低の方たちというのが専業でできるような、お金も少しはかかるかもわかりませんが、そういった意味では、私はちょっと行政としても、本当にこれを絶やさない、伝承していくんだということであれば、この辺のところをやっぱり考えていく必要があるんじゃないかなと思います。

来年が保存会結成の30周年になるとお聞きをいたしました。大きな山場と言っちゃあれですけども、転換期になろうかというふうに思います。若い人は手伝いに行くのはみやすいんですけども、みやすい言うたらいけんね、てやすいことなんですけども、本気でこの伝統文化を継承しようとするのであれば、市としても、それなりに、やっぱり知恵も、そしてお金もかかるとも思いますけれども、そういう支援をぜひぜひしていただきたいというふうに思うんですが、何か、市長さん、最後に一言答弁をいただけたらありがたいです。

○議長（児玉朋也） 市長。

○市長（入山欣郎） 私は、和紙には可能性がある素材だと、可能性をちゃんと含んでいるというふうに自分自身は考えております。そういう意味で、今、御苦労して下さっている皆様方とともに、知恵を出して、物、商品化していく、その知恵を募りながら、次の展開を考えていきたいというふうに考えております。

○15番（田中実穂） 終わります。

○議長（児玉朋也） 続いて16番、山本孝三議員。

[16番 山本孝三議員 登壇]

○16番（山本孝三） 皆さん、お疲れのようですが、6月定例会に当たりまして、私の3つの質問のテーマを順次、市長に質問をさせていただきます。御答弁のほう、よろしくお願

いをいたします。

御承知のように、5月27日に、現職のアメリカ大統領オバマ氏が広島を訪問されました。このことは長年にわたって、世界で初めて、核兵器による被害を受けた広島市民を初め被害者の多くの皆さんの願いが、粘り強く、アメリカ大統領の訪問を要請もしてきた結果だというふうに思っております。

また、昨年のニューヨークで開かれた核兵器廃絶の条約締結に向けての運動が、5年に1回開かれる総会においても、大統領の広島訪問を求める声が、多数の国際機関初め各国からも要望をされてきたことの背景もあったように理解をいたします。

広島での滞在時間は、わずか1時間前後でございましたが、この時間の中で、オバマ氏自身が原爆資料館を見学をされて10分間、皆さんも御承知だと思いますが、被爆を受けた広島市内の被爆模型図ですね、これをごらんになって、オバマ氏の世界に向けて、また日本の被爆者あるいは国民に向けてのメッセージ、訴えの時間は3分か5分だろうというふうに言われておりましたが、17分間の長い時間を費やして、オバマ演説を聞くことができました。

その要点は、期するところ、核兵器のない世界を追求する勇気をお互いに発揮しようではないか、こういう訴えだったというふうに思います。

そこで改めて、要約文が報道の中で記載をされた部分がありますので、改めて紹介をさせていただきます。

いつか被爆者の声は聞けなくなるが、8月6日の朝の記憶を風化させてはならない。

我が国のように核兵器を保有している諸国は、恐怖の論理から逃れ、核兵器のない世界を追求する勇気を持たなければならない。この目標は私が生きている間に実現できないかもしれないが、たゆまない努力で大惨事の可能性をなくすることができる。

我々は核兵器の破棄に導く経路を描くことができる。新たな諸国への拡散をとめ、死の物質が狂信者に渡らないようにすることができる。

我々は外交によって紛争を防止し、始まってしまった紛争の終結に努めるため、戦争そのものについての考え方を変えなければならない。

我々が選択できる未来とは、広島と長崎が核戦争の夜明けとしてではなく、私たち自身の道義的目覚めの始まりとして知られる未来だ。

こういうふうに述べられておることが報道もされました。

ここには、これから、冒頭述べましたように、多くの皆さんが核兵器のない世界を追求する勇気を持って、可能な行動と連帯を強めることが求められているし、そのことを呼びかけたものだというふうに、私なりに理解をいたしました。

それで、昨年の6月議会で、私が紹介をしたと思うんですが、昨年のニューヨークで開かれた核兵器削減の再検討会議、この総会が開かれました。ここにジュニアの代表が広島からも何名も参加をされて、各国の指導者、日本の外務大臣である岸田外相も含めて、コメントを求め、また多くの機関や組織の代表との接点の中で、取材をされたことを紹介しましたが、このたびのオバマ大統領の広島訪問に当たりまして、この会議を取材したジュニアの2人の方が、このようなコメントを新聞に寄せられております。

平和記念式典のある8月6日朝を思い起こさせるほど、熱気に満ちていました。幅広い世代の市民や国内外の観光客、メディアなど多くの人々が歴史的瞬間を一目見ようと詰めかけていました。昨年の再検討会議の取材で強く感じたことがあります。それは市民社会の重要さです。政治を動かしているのはどこか遠い存在でなく、私たちと同じ人間、核兵器廃絶を実現をさせるには、政治を動かす人の心を動かすことが欠かせません。その役割は市民社会にあると学びました。

ふだんの生活の中では、私たち広島市民でさえ、核兵器や戦争について深く考える機会は余りないかもしれません。今回、平和に興味のない人の心にも関心が芽生えたのではないかと期待します。世界の市民社会に訴える機会となり、核兵器廃絶に向け、大きな一歩が生まれるよう願います。

これは高校2年生の女性生徒の寄稿文です。

それから、もう一方、オバマ氏の訪問は、核兵器廃絶に向けた希望をもたらしたと感じます。過ちを犯した過去を学び、戦争を少なくするという演説に込めたメッセージ、自分が被爆者から何度も聞いた、過去を恨むのではなく、未来へ向けて協力したいという言葉と重なりました。昨年の再検討会議では、米国、ロシアが互いに非難し合ったあげくの果て、決裂に終わりました。核兵器廃絶はもう無理かもしれない、そんな空気を今回ぬぐい去ってくれたような気がします。

しかし、オバマ氏の言葉を直接聞き、表情を見ることができたのは、ごく一部の人でした。周辺に集まった国内外の多くの人、同じ空気を共有できませんでした。その中には被爆者も含まれており、残念です。大統領を退任してからも、広島での体験を忘れず、核兵器廃絶を積極的に進めてほしいと思います。

これも高校3年生の女生徒の寄稿文です。

こうした国際的にも多くの日本国民、被爆者、こうした人たちの願いの中で、オバマ氏が広島訪問した意義について、大竹市長はどのように受けとめられましたか。感想だけでもお聞かせ願いたいと思います。

また、大竹市が加盟する平和市長会議が、現在、これは4月段階の数字と言われておりますが、平和市長会議加盟の国や団体、地方自治体を初めとして、日本では7,000を超えたと、こういう報道がなされておると。この会長を務める広島市長の松井市長も、アメリカに代表を送って、アメリカの各都市にこの平和市長会議への加盟を呼びかける、そういう働きかけをするための代表団を早速派遣することを決められました。

また、広島県の被爆者団体協議会は、ことしの国連総会に向けて、最たる非人道性を持つ核兵器廃絶に向けての国際条約締結を早期に実現してほしいという核禁止条約国際署名を運動化するということを決めまして、その取り組みに向けての準備を進めております。

我々として、可能な範囲のこうした運動への連帯を込めた取り組みをどう具体化するか、このことがこれからの大きな我々の思いを行動に移すということになるかと思っております。

それで、市長にお考えをお聞きしたいんですが、こうした平和市長会議、あるいは被爆者団体協議会の取り組みについて、理解を持たれて、可能な範囲の市としての協力なり、具体化してほしいと思うんですが、そのお考えなり、お気持ちを聞かせていただきたいと

思います。

それでは、2つ目の質問に移ります。

公共施設の統廃合、耐震化については、既に私も幾度も機会をいただきまして、市長を初め担当課のほうに質問をさせていただきました。最近、ようやく基本計画あるいは施設の各論にわたる素案なるものが議会にも出されまして、この具体化のための取り組みがされる段階に来ておると思います。

特に、社会教育施設あるいは学校教育施設については、大竹市の総合計画の第6期計画、後期の5年間の計画の中で、既に具体化されたものもあります。ここ一、二年あるいは3年の間に計画の策定をするというふうなこともうたわれておりますけれども、現在、この施設の更新・統廃合の計画、年次計画はどのように具体化されておるのか、改めてお伺いをします。

とりわけ、皆さんも御承知のように、4月に熊本で大きな地震を経験しました。熊本といえば、熊本県全体が地震の少ない地域として、地域活性化や産業振興のために、企業誘致をする上では、こうした天災、特に地震などの少ない地域だということ売り物にして、これまで取り組んでこられたというふう言われておる地域で、あのような予想をしない地震が発生をし、今でも余震が続いているということを我々もニュース等で、心を痛めるほど、その被災に遭われた方、心配をしておる状況ですが、この熊本の耐震化基準、あるいは広島県内の、例えば、大竹市の耐震基準、あるいは東京を中心にした首都圏の耐震基準、これは必ずしも同じではないと。首都圏については、それなりの厳しい基準を履行するけれども、そうでない地域は、それなりの基準を引き上げてみたり、構造物の強度を緩めてみたりというようなことがやられているというふう言われるんですが、大竹市の場合、耐震基準を満たしておるといっても、果たして、安心できるような施工になっておるかどうか。

それで多くの場合、この公共施設、学校を含めて、大災害の場合の避難所に、これは指定されておるわけですね。その避難所が、予想もしない被害のために、避難所へ、また災害を受けたというようなことがあってはならんわけですが、一体、大竹市の、既に建築を完成された大竹小学校、あるいは小方学園、今、建築中の玖波小学校、こういう施設はどういう耐震基準にされて建築されたのか、そのことをまず明らかにしてもらいたいし、最初申し上げた社会教育施設等の耐震化についての手当てをどうするかということも幾つか問題になっておるし、予算出されたものもあるんですが、こうした場合の耐震基準は、どういう基準に基づいて施工されるのか、そのことも明らかにしていただきたいと思うので、2つ目の問題として、御答弁よろしくお願いをします。

それから、3つ目の問題ですが、安倍総理が、来年度、消費税を8%から10%に引き上げをするということを国会でも、あらゆる場面で国民にその必要性なり、財源措置としての社会福祉分野の充実を図る上での財源だということを繰り返し言ってこられました、結局、2年半先送りだということを決定されました。

私も、決して、消費税増税に賛成する立場ではありません。むしろ増税しなくても、財源措置を国の責任で、社会福祉分野の予算を削ったり、負担を重くしないような措置をす

るのは、消費税に頼らなくても、消費税とリンクさせなくてもやれる性質の問題だというふうに思っておりますから、消費税増税をやめたことに文句つけるわけじゃない。逆に、消費税とリンクさせることによって、消費税2年半先送りをしたがために、今後の社会保障分野にわたって、市民の負担、従来のサービスや給付のレベルが後退をしてはならない。その心配の気持ちの上で質問をさせていただくわけで、そこのところは、ひとつ理解をしていただきたいと思います。

それで、最近のマスコミ報道を目を通して見る上で、ことしの3月でしたか、昨年9月議会中の委員会だったか、私が質問をさせてもらった問題の1つに、例の乳幼児あるいは児童に対する医療費の無料化制度、これは全国の自治体全てが行っているんですね。程度の差はあっても、今、全国の市町村が、全てこの子ども支援、乳幼児の医療の援助については実施をして、ところが、こういうことについて、国がそういうことをやる自治体にペナルティーを課す。従来なら交付すべき補助金を削って、罰則として、国の援助を削減するという措置を長年ずっととってきたわけですね。

だから、国の言い分と実際やっていることはあべこべのことをやってきた。それが国会でも随分問題になりまして、ことしの3月の通常国会の会期中に、このことが論議をされた席で、厚生労働大臣は、これは見直しをやる、早期。こういうことを言明されたということが報道されました。ところが、現在は、これはまた検討するんだと。結論は年度内だと。だから、12月になるんか、来年3月になるんかわからん。

一方では、子育て支援、保育を含めて、充実させると、こうおっしゃっておるんですが、財源措置が消費税とリンクしたんでは、実際には裏づけがなくて、言葉だけで終わる心配がある。そういうふうに見てくると、国の施策の具体化を各市町村が、27年、28年と、予算上は実施をしましたが、果たして、こうした国の消費税値上げとの税率の引き上げとのリンクの中で、やれるんかどうかということをおは心配しているんですが、そういう財源の問題の上で、多くの新規事業、従来の社会福祉事業について、関係があるのかどうか、そこをまず明らかにしてほしいと思います。

以上、登壇しての質問を終わります。答弁をよろしくお願いします。

○議長（児玉朋也） 市長。

〔市長 入山欣郎 登壇〕

○市長（入山欣郎） 山本議員におかれましては、48年以上の議員活動、御表彰されました。おめでとうございます。

議員からは、オバマ大統領の広島訪問、消費税率引き上げの延期など、全国的に関心の高い大きなニュースを捉えまして、本市への影響等につきまして御質問をいただきました。ありがとうございます。

それでは、山本議員の御質問にお答えいたします。

1点目のオバマ大統領の広島訪問の意義、核兵器廃絶への取り組みについてお答えいたします。

このたびのオバマ大統領の広島訪問につきまして、被爆者の方々におかれましては、さまざまな思いや感情を抱かれていることと思います。被爆者の方々に思いを寄せながら、

現職のアメリカ合衆国大統領みずからが被爆地広島を訪れ、世界へ向けて核兵器廃絶のメッセージを発したことは、大変意義あるものであったと考えています。

特に、報道されました被爆者の方々、また広島県人のお言葉に、過去を全て受け入れ、未来を希望する人としての心の広さ、気高さを感じ感動いたしました。広島県人であることを誇りに思います。決して長い時間の訪問ではありませんでしたが、そこに至るまでのプロセスは長く、困難の連続であったことが、さまざまな報道からもうかがえます。

そうした中で行われた今回のオバマ大統領の広島訪問であり、これを1つの契機として、私どもは気持ちも新たに、核兵器廃絶へ向けて取り組む必要があると思っています。

被爆から71年目を迎え、戦争や被爆体験の継承はますます重要になり、自治体が果たす役割もさらに大きくなっています。失われつつある戦争や被爆の体験を次世代に継承するとともに、住民が安心して暮らしていける地域社会の実現のために、努力を続けていかなくてはならないと考えております。

次に、2点目の公共施設の統廃合、耐震化についてお答えいたします。

まず、公共施設の更新・新設・統廃合計画についてでございますが、現在、社会教育施設等につきましては、限られた人的・財政的資源で、施設の機能を維持することを目指して、既存施設の設置目的にとらわれない施設利用を進めるため、施設再編の方針と方向性を示した再編基本方針を定めております。

この方針の中では、建設後30年以上経過している施設を改修することにはしていますが、本市には該当する施設が多く、一度に多くの施設を改修することは財政的にも困難ですので、緊急度の高い施設から優先的に改修していく予定でございます。

また、社会教育施設を含めた公共施設全体につきましては、公共施設等総合管理計画を策定するよう総務省から要請されており、本市においては本年度中に策定する予定でございます。

次に、施設の耐震化及びその基準についてでございます。

地域によって構造計算に違いがあるのかという御質問ですが、建物の構造計算において乗じる地震地域係数というものに違いがございます。これは建築基準法施行令で定められた係数で、地域によって異なり、東京などの首都圏を1として、広島県では0.9となっております。

最近の建物はどのような基準で設計しているのかにつきましては、災害対策の拠点施設や学校、避難所など施設によって基準に違いはありますが、官庁施設の総合耐震計画基準に準拠し、1.25倍から1.5倍するなど、施設の重要性に応じて、地震動に対する構造強度を高めることとなっております。

3点目の消費税増税延期による本市の社会保障関連事業への影響についてお答えいたします。

平成29年4月1日に予定されていた消費税率の10%への引き上げが2年半延期されることになり、社会保障費の財源不足や財政健全化目標の達成への影響が懸念されています。国の社会保障と税の一体改革は、消費税率を引き上げることで安定財源を確保し、社会保障の充実、安定化と財政健全化目標を達成しようとするもので、消費税を10%に引き上げ

た場合の増収分14兆円のうち2.8兆円を子ども・子育て支援や医療、介護、公的年金制度の充実に充てることとし、各種の取り組みが進められています。

10%への引き上げが延期されれば、当初予定していた取り組みの開始を延期するなどの影響は避けられないと思われませんが、その詳細は把握できておりません。

また、社会保障と税の一体改革において、社会保障関連の充実、見直しを行うものとして掲げられた事業の多くは全国一律に行われるものであり、現時点で、国から消費税率引き上げの延期に伴う取り扱い等の情報も入っておりませんので、今後の対応については、国からの指示を待って検討したいと考えております。

こうした中、子ども・子育て支援関連施策につきましては、先ほどの2.8兆円のうち7,000億円の活用を見込んで、特に待機児童対策のための子育て支援の量の拡充と職員の配置や処遇の改善等による質の向上を目指すこととしており、平成27年4月から子ども・子育て支援新制度がスタートしています。

本市におきましても新しい制度の枠組みの中で、大竹市子ども・子育て支援事業計画を平成27年3月に策定し、現在は計画に沿った施策の充実を進めているところです。

このたびの増税延期によって、財源的にどのような影響が出るか、現段階では不透明ではありますが、既存施策には引き続き取り組み、新規施策につきましても、できる限り取り組んでいきたいと考えております。

以上で、山本議員の御質問に対する答弁を終わらせていただきます。

○議長（児玉朋也） 山本議員。

○16番（山本孝三） ただいま市長から私の3点にわたる質問にお答えいただきました。

それで、具体的な問題なんですけど、ことしも71回目の国際会議、原水爆禁止の大会など、広島で開かれ、既に平和行進団も全国から広島に向けて出発をいたして行進をしております。行進団が大竹を通過する場合に、あるいは休憩を求める場合もあろうかと思いますが、こういう場合には、できるだけ行進団の御苦労に対して、敬意を含めて、ひとつ対応をしていただきたいというふうに思います。

かつては、私も二階堂市長とともに、栄橋から本庁まで行進をともにしたことが数年ございました。こういう時代も経て今日があるわけで、入山市長もこうした、先代の市長の思いをひとつ引き継いで、大いに核兵器廃絶に向けての努力、協力をお願いしたいと思います。

2番目の耐震の問題ですが、ただいま市長がおっしゃった国の基準よりか1割程度、結局値引きするんですね、これ。だから、強度を弱めるということになるわけですね。10本鉄筋が必要なところを1本は手抜きをします。こういう格好で、大竹小学校も小方学園も玖波の学校も、今、建築中ですか。ところが、こういう基準があったがために、熊本市では大変な被害を受けたんですね。避難所に指定されている避難所が被害を受けている。

この国の強度に関する地震地域係数は、36年前につくられたものなんですね。阪神大震災を経験し、東北大震災を経験しながらも、この国の地震地域係数は改めていないんですね。ここにも大きな問題があると思うんですが、反面、熊本市に近い宇土市では、教育委員会の独自の判断で、逆に、1.25倍の強度を避難所に指定されている施設には指示をして、

あの余震にも耐えられるような施設をつくったと、こういうことを報道されているんです。だから、国の基準をうのみにして、学校も、今からやろうとしている社会教育施設もですよ、最近発表された南海トラフの地震、強度についても6弱以上来るだろうということを言われておる。

だから、そういうことを踏まえれば、文科省や国の基準が、果たして妥当なものかどうかは、こうした実態を経験した市町村にも問い合わせをして、どうあるべきかを検討してもらいたいんです。これ、宇土市の例がここへ紹介されております。熊本の実態も、多くの学校、避難所が被害を受けておるんです。調査してもらえますか。後から避難所が被害を受けた、耐震基準が至らんだったというようなことで、後追いの手当てをせにゃならんようなことがあっちゃいかん思うんですが、どうされますか。調査して、きちっとした検討をして、悔いのないようにやってもらえますか。

○議長（児玉朋也） 建設部長。

○建設部長（坪浦伸泰） 山本孝三議員からの御質問について、首都圏と熊本、広島での耐震の基準が必ずしも一致してないということでございますけども、まず最初に、建築基準法の施行令でいいますと、先ほど、市長のほうの答弁でもございましたように、地震地域係数というものがございます。こちらにつきましては、首都圏では1.0、広島県では0.9となつてございますけども、その他0.8の地域があったり、0.7の地域があったり、0.1刻みで地域ごとに係数が定められているものでございます。

こういうことで、広島県におきましては、広島市であろうが、大竹市であろうが、まずはこの0.9に対応します地震力からスタートいたしまして、先ほど1.25というお話がございましたけども、こちらにつきましては、建物の公共施設の重要度、例えば、学校であるとか、学校であつて避難所になっているとか、病院であるとか、そういった建物の重要度に応じて、1.0、1.25、1.5を加算するというふうなことになることになってございます。

今、こちらのほうで把握しているところで、私が記憶しているところで言いますと、玖波小学校につきましては1.25、学校であつて避難所になっているということで1.25の係数を掛けているものでございます。

○議長（児玉朋也） 建設部長。

○建設部長（坪浦伸泰） 都市の設計事例につきまして、確認をしたいと考えます。

○議長（児玉朋也） 山本議員。

○16番（山本孝三） せっかくやるんですから、ああしときゃよかつたということが、後悔されんようお願いをして、質問を終わります。

○議長（児玉朋也） 続いて11番、日域 究議員。

[11番 日域 究議員 登壇]

○11番（日域 究） 日域でございます。市民の味方を代表して、質問させていただきます。

今回、やけに項目が多いので、早速中身に入らせていただきますが、キーワードは、説明責任を果たす胆力を持ってほしいということでございます。誤解を恐れずと言いますが、市民が納得できる踏み込んだ答弁をぜひお願いいたします。

まず1番最初の問題ですけども、大竹市の財政の根本についてです。

本市には、多くの手つかずの都市計画道路があります。JR関連の整備もあります。箱物も老朽化しています。しかし、個々個別の事情ではなく、全てに共通して、財政的理由での先延ばしが行われています。

市長の常套句でございます。財源がないことはできない。確かに正論です。しかし、それで済む話ではありません。ゆゆしき問題だと思います。

本市は10年前、500億円の借金が問題にされました。今はそれが100億円ほど減ったと市長は自慢しているようにも見受けるのですが、昨年の決算特別委員会で、そのことについて、誰がやっても同じやり方とも答弁されました。それは一体どんなやり方なのか、お答えいただきたいと思います。

実は大願寺山開発の借金は、この10年間にわたって緊縮財政を続けて、やっと127億円から29億円ほど減って、現在、98億円になったところです。現在の将来負担比率は、大体230ぐらいだろうと思いますけども、少々乱暴な計算をすれば、大願寺山開発の借金残高98億円がなければ、将来負担比率は今の半分以下、約100程度にまで下がります。

何が言いたいかといえば、行政の借金にはそれぞれ返済財源が必ずついているということです。返済ができるから借金をするんです。資金繰りの借金は認められていません。この点が、民間とは決定的に違う部分です。

例えば、借金に見合う土地がある。土地という財産があってみたり、借金返済に見合うだけの収益が上がったり、借金の返済に交付税措置があったり、そういうふうになっております。ですから、完璧に財源があれば、幾ら大きな借金であっても、将来負担比率は1円も発生しません。

問題は、借金の総額ではなく、中身なんです。借金の総額で騒ぐのは間違いだと思います。だからこそ、借金したものの、その返済財源をつくり損ねた大願寺山開発の借金は、将来の大きな負担なんです。そして、現にこの10年間、市民生活の市民の生活予算を削って返済しているんです。だから苦しいんです。このペースでいけば、完済まで、あと30年もかかります。

市のいろんな施策について、PDCAということをよく言われます。このPDCAサイクルの手法で、この事業を検証し、一連の大願寺山開発を財政的に総括すれば、一体何が教訓として残りますか、お尋ねいたします。

話は変わりますが、本市には再編交付金というありがたい財源があります。その上手な使い方を考えたのは入山市長です。その点は大いに評価します。しかし、それでも、この交付金は使いづらいものです。

国交省の社会資本整備の交付金や補助金などは、補助率の上限が50%ですから、これらを上手に使って事業を進めるには、残りの50%に充てる自己資金が絶対に必要です。

大願寺山開発の借金返済は、その大事な自己資金を食ってるんです。このまま毎年毎年、使い道、フリーの自己資金から3億円を抜かれては、財政は日干しになり、まちづくりはとまってしまいます。大竹駅橋上駅化や小方新駅の事業内容の是非を問う前に、長年、事業用の土地すら買えない。大竹市の財政状況を打開するアイデアをお持ちであればお示してください。お願いいたします。

2番目の問題に行きます。

御園6号棟の件です。建設工事の契約議案が出ましたから、いよいよ最終段階かと思いますが、これも全くの説明不足でここまで来ています。一般質問のヒアリングで初めて聞く話が多くありました。思い切り踏み込んだ答弁をお願いいたします。

まず最初に、そもそも住宅市街地総合整備事業、住市総というらしいですけども、この住市総という国の補助金を受けて、黒川に建設すべく準備を進めていました。それが表現はよくないかもしれませんが、その国庫補助金を踏み倒してまで、黒川から御園に変更しました。しかし、その理由は述べられていません。明確な説明を求めます。

次に、平成19年には、御園2号棟、3号棟のことですけども、切り取りで対応するという説明を地元でされたみたいです。それが、なぜ全面補償を希望するに至ったのか。当然、希望するのは大竹市ですよ。国のほうは切り取って終わりだったら、そのほうがはるかに安上がりなわけですから、大竹市が、ぜひ全面補償にしてほしいと言ってお願いしたんだと思いますが、その理由を教えてください。

それと、最近のニュースですが、廿日市市阿品地区の県有地の売却ミスが報道されました。土砂法の警戒区域指定の話を知りながら、それを知らせずに売却したという瑕疵担保責任を問われたものだと、担当者は言っていました。広島県の担当部署、財産管理課によれば、地元の反対で、指定と公表がおくれている、担当課が気がつかなかったというのが原因だそうです。よく見れば、特別警戒区域はその中のほんの一部です。警戒区域を含めても、全体の半分以下しかイエローゾーン、レッドゾーン、入ってません。それでも再鑑定をすれば、40%も評価が下がってます。つまり、レッドゾーン、イエローゾーンというのは、評価ゼロなんかなと思います。そのぐらいに、やはり何かをするときには、そこを避けるんだろうと思いますね。

そもそもが、この土砂法という法律、ソフト的に対応を求めるものです。つまり安全を確保するために、土木工事で対応すれば、幾らお金があっても足りません。危険なところは公表するから家を建てないでほしい、そういう法律だと思います。であれば、行政は率先して、この考えを守るべきではないのでしょうか。鑑定評価からも警戒区域は売らな。だから無価値だといえば計算が合うんです。そんな場所でありながら、違法ではないと突っ張って公営住宅を建てる、そのこと自体、非常に寂しいことです。

御園6号棟の件は、どこか悪徳不動産屋のやり方に見えるのは私だけでしょうか。それとも、問題点はある。しかし、それを勘案をしても、あの場所しかない。あの場所はいいんだというやむを得ない理由があるのであれば、ぜひお聞かせいただきたいと思います。

また、1階分ですね、8階建てですから、1階低くして7階建てにすれば、その分、山から離すことができたはずですよ。2階下げれば、さらに川のほうに寄ります。そういう選択はなかったのか、お尋ねいたします。

次、3問目に行きます。

あたたハマチto(と)レモンでございます。このことについて、8,000万円を超える予算がついてます。しかも、レジ袋からふれあいチャンネルの加入経費まで全額補助なんですよ。さっきから、一般質問の内容でいろんなものがありましたけど、それらと比較し

て、考え方が全く違う。自腹を切るようになるから、ぜひやってくれというお願いが、さつき何回かありましたね。それは、皆さん、あれですよ。自分の利益のためじゃないんですよ。これは業ですからね、漁業という業ですから、ビジネスですね。それで、ここまで頑張るのは何だろうかというのが素朴な思いです。

お尋ねすることは、何を市が目指しているのか。フルーツ魚の技術なんでしょうか。それを具体的に商業生産する能力でしょうか。さらには販売手法、あるいは販売先の開拓でしょうか。または、それらを総合した事業採算の確立、事業の継続そのものでしょうか。

また、これは漁協ということになってますが、行っている業者が1社という話もあります。1事業者に対する補助金とした場合に、これでいいのかという気もします。そして、4年目が済みますね。28年度で4年目です。これで一応終わりということになってますけども、終わりですよ。来年はありませんよね。そこもお尋ねいたします。

それと、ことしの1月ですか、学校給食にレモンハマチ、2回登場しています。漁協が売り主だと思いますけども、だから、2回それぞれ漁協が売ったわけですから、漁協の売り上げですね、それぞれの総額と数量をお願いいたします。

そして、27年度に本格販売ということを言われていたみたいです。なぜその本格販売がだめだったとした場合に、その理由は何なんだろうという気がいたします。ひろぎん経済研究所のカレントひろしまという月刊誌があります。この前、図書館で見ました。そしたら、27年の3月号に、カラー写真つきで紹介されていました。何がまずかったのかなと思いますけども、その理由を教えてください。

それと、今年度は3,500万円の予算がついています。今年度、何をするかは私よく知らないんですけども、それもあわせてお願いいたします。

以上で、3つ目は終わりです。

最後は、選挙管理委員会というものそのもの、私よくわからないので、教えていただきたいと思います。

去年の市議会議員選挙のことですけども、選挙管理委員会というものがあって、その下というか、現場には選挙会というものがあるんだと。選挙会って何だろう。選挙会で決まったことを選挙管理委員会が異議申し出を受けてひっくり返したわけですけども、選挙会は選管の指揮下にあるとすれば、選管の委員長に一定の責任があるはずですよ。そこを明確にしてほしいと思います。

大竹市の選管が決めたことを県の選管がひっくり返そうが、どうしようが、それは全く別の組織だと思いますけども、大竹市選挙管理委員会がいて、大竹市議会が選挙管理委員さんを認めるわけですから、選挙管理委員さんが選挙の総括責任があるとすれば、選挙会が関係ないとは思わないんですが、そのあたりの考え方というものをぜひ教えていただきたいと思います。

それと、投票情報の公開ということがあるんですね。異議申し出をするときに、何を根拠に異議申し出をするか。誰かが、ああいうて言いよったという感じですよ。証拠はないわけですね。証拠はもうさわれませんから。情報はなくても、そういうことを言う人がいたら異議申し出ができるのかどうか、その辺も教えていただきたいと思います。情報が

なければ異議申し出をすることはできないはずですね。情報源はどこから出るのだろう、立会人でしょうか。情報は公平に提供されているのでしょうか。

守秘義務というものはどこにあるのか。例えば、開票作業をしているのは、多くの方たちは市の職員さんですけども、こんなんがあつたいや、あんなんがあつたいやと彼らが言っているのか悪いのか。あるいは立会人が、あんなんがあつた、こんなんがあつたと言っているのかどうか。写真を撮ったと言ったらいいのか悪いのか、そのあたりも私さっぱりわからないんですけども、その辺を教えていただきたいと思います。

以上で、壇上での質問を終わります。答弁のほう、よろしく願いいたします。

○議長（児玉朋也） 一般質問の途中ですが、議事の都合により暫時休憩いたします。

なお、再開は15時5分を予定しております。よろしく願いいたします。

~~~~~○~~~~~

14時49分 休憩

15時05分 再開

~~~~~○~~~~~

○議長（児玉朋也） 休憩前に引き続き、会議を開きます。一般質問を続行します。

日域議員の質問に対する答弁をお願いいたします。

〔市長 入山欣郎 登壇〕

○市長（入山欣郎） 日域議員の御質問にお答えいたします。

なお、4点目の、昨年執行された市議会議員選挙に関する御質問については、後ほど選挙管理委員会事務局長がお答えいたします。

まず、平成27年の決算特別委員会での私の発言についてでございます。

議事録を確認いたしますと、国の借金が増加している中で、本市の借入金総額が減少していることについての御質問に対し、職員トータルの給与削減、再編交付金、都市計画税の導入などによる収支の改善の取り組み、約500億円と言われた借入金総額が400億円を切ったことに触れ、もう一息頑張りますと。もう、どなたがやられても、この後は安心して運営できるような仕組みになるであろうと、自分なりに自負しておりますと答弁いたしました。

その後、議員から、全国の自治体の3分の1が実質無借金になったことの御指摘があり、大竹市の状況は、私になったからといって、特別に変わったというふうな思い上がりはしておりません。どなたがやられても、借入金の総額を減少させる努力をしていたと感じていますと答弁いたしました。

今でも、まさしく、そのように思っておりますし、この2つの発言が矛盾するものだとも思っておりません。どなたがやられても、こういうことを努力されたと申し上げましたのは、当時、多額の借入金残高が盛んに言われ、まちを閉塞感が覆っていた状況の中では、どなたがやられても、借入金総額の減少、いわゆる市債残高の減少に取り組んだという意味で申し上げたものでございます。

また、地方債の中には、後年度に一定程度の金額が交付税として措置されるものもありますが、安定した財政運営を続けるためには、市債残高の抑制というのは、やはり必要な

ことだと思えます。

続いて、大願寺山開発事業から何を学ぶのかということでございます。

大願寺山開発事業は、石油ショック後の産業界における事業再編や経済がグローバル化する流れの中で、工業立地を進める本市が、地域間競争に打ち勝てるよう、魅力向上を目指した大竹工業団地の造成事業のための造成用の土砂の確保と、人口5万人構想を掲げる中で、優良な居住用宅地の確保を目指して始まったものでございます。

議員も御承知のとおり、大竹工業団地は完売し、また、宅地につきましても、多くの方が家を建てて住んでくださり、本市の魅力の1つとなっております。しかしながら、当初のもくろみどおりには、社会情勢の急激な変化のせいで、うまいこといかず、大願寺山開発事業で126億3,000万円の起債残高を抱え、土地売り払い収入だけでは返済できない中で、48億9,000万円を自然公園整備事業として一般会計につけかえ、残り77億4,000万円に、大竹工業団地からの税収の一部を繰り出すなど、長い償還期間が財政面で大きな負担となっているのも事実でございます。

全ての事業について言えますことは、規模が大きなもの、期間が長期にわたるものは、特に事業計画を精査し、将来の財源など想定どおりにいけなかったときのリスク管理をしっかりと行い、事業を実行していくことが大切であるということを肝に銘ずる必要があると考えております。

また、大竹市の財政状況を打開するアイデアをとのことでございます。確かに、望まれることを全てやれば大変に喜ばれることだと思えますし、計画しても事業化に向けて動いていないものもでございます。しかしながら、安定した財政運営を継続的に行う必要がある中では、起債残高をふやすことなく、再編交付金を初め国や県の補助金を活用しながら、限られた財源の中で優先順位をつけ、事業選択し、少しずつでもまちの魅力が高まり、まちが発展していくための事業を展開してまいりたいと考えております。

次に、2点目の市営御園6号棟の見直しについてでございます。

まず、市営住宅の建設用地として、黒川地区よりも御園地区を選考した理由でございます。御園2号棟及び3号棟の入居者の移転先を黒川地区に求めた場合、現在、黒川団地に居住されております40世帯近い方の移転先として、新たな市営住宅の建設が必要となり、また、居住者全員の移転が完了しなければ、跡地に市営住宅を建設できませんので、建設に長い時間を要することとなります。その結果、御園2号棟及び3号棟の居住者の移転が円滑に進まず、岩国大竹道路の事業進捗にも大きな影響を与えることが懸念されます。

一方で、御園6号棟建設予定地は、市営住宅マスタープラン等に基づき、既に市営住宅建設用地が確保されており、岩国大竹道路の事業スケジュールに沿って計画的な住宅建設が見込めます。

このように、黒川団地と御園2号棟及び3号棟の居住者の移転先として、2つの市営住宅を建設することは予定していたこととはいえ、財政負担が大きくなりますし、何といても、岩国大竹道路建設事業を計画的に進めたいという思いから、御園6号棟の建設を決定したものでございます。

続きまして、御園2号棟及び3号棟が、部分切り取り補償でなく、全部補償を希望した

理由についてでございます。

岩国大竹道路整備事業は、御園2号棟及び3号棟だけでなく、御園集会所、御園第1公園、市営住宅駐車場なども移転の対象となっております。これらの施設を復旧するためには、ある程度まとまった用地が必要となりますが、周辺で確保することは難しい状況です。そのため御園2号棟及び3号棟、全部解体した跡地に、これらの施設を復旧するよう準備を進めてきたところであり、広島国道事務所の方針とも一致しているところでございます。

次に、土砂災害の危険性への懸念についてでございますが、本市の地形上、土砂災害警戒区域、いわゆるイエロー区域を含め、あらゆる災害のおそれがある区域を除いて、一定規模の敷地を確保することは容易ではありません。

御園6号棟建設では、建設に伴う法的な制限や基準等を遵守して計画しており、がけ崩れによる土砂対策についても、住宅管理者として可能な範囲で実施することとしております。また、御園6号棟の建設は、市営住宅マスタープランや住宅ストック総合計画のほか、大竹市営住宅等長寿命化計画に位置づけられており、当該敷地も市営住宅を建設する用地として準備をまいりました。岩国大竹道路のスケジュールに沿って、計画的に代替住宅の建設を行っていくためにも、この場所が適地であると考えております。

最後に、議員の7階建てにすることにより、川側に寄せられるのではとの御意見でございますが、建物の階数や配置につきましては、平成26年度に実施した基本設計において検討しており、現状の設計が最良と判断したものでございます。

次に、3点目の阿多田島漁業への養殖技術開発支援のための補助についてでございます。

本市では、養殖技術の開発を通じて、阿多田島の漁業振興、ひいては大竹市の漁業の発展と維持につながることを目指しております。そのため養殖技術開発支援として、阿多田島漁協に補助金を出しております。

また、1業者に対する補助金に見えるとのことですが、この事業は、阿多田島漁協自身の営利目的ではなく、漁協の組合員である漁業者のために取り組んでいるということを御理解いただきたいと思います。

この事業の結果として、将来的に、養殖業者の方たちの利益につながることを期待しており、そのためには業者自身のやる気と努力が不可欠であり、そこを引き出していくことも支援の1つであると考えております。

なお、議員御指摘の補助につきましては、今年度を最後の年とし、来年度以降は阿多田島漁業の自営事業として取り組んでいただくこととなっておりますが、漁業振興に対する支援は、これまで同様、可能な範囲で行ってまいりたいと考えております。

次に、学校給食へ提供したときの価格についてでございますが、仕入れ価格と納入価格を明らかにすることは、給食センターに納入されている業者の不利益につながるおそれがあると考えますので、控えさせていただきたいと思います。

最後に、平成27年度が本格販売ではなく、一部販売であったことについてでございます。

当初は、平成27年度の本格出荷を目標に、3年計画で事業を進めることとしておりましたが、計画内容や現状の把握など、精査する中で、出荷体制整備に時間がかかることが予想されたので、事業着手前に4カ年計画としたところでございます。

あたたハマチ to (と) レモンは、広く周知されるようになり、多くの方から、おいしいとの高い評価を受け、期待もされてきております。阿多田島、そして大竹市漁業の発展と維持のために、この事業の成功を期待し、漁業振興の支援を行ってまいります。

以上で、日域議員の御質問に対する答弁を終わらせていただきます。

○議長（児玉朋也） 選挙管理委員会事務局長。

〔総務課長併任選挙管理委員会事務局長 吉岡和範 登壇〕

○総務課長併任選挙管理委員会事務局長（吉岡和範） それでは、4点目の昨年執行された市議会議員選挙についての御質問にお答えいたします。

初めに、選挙管理委員会と選挙会の関係について説明をさせていただきます。

市の選挙管理委員会は、市議会議員選挙、市長選挙に関する事務を管理するとともに、法令の規定により、国や県の選挙に関する事務、これらに係る事務を管理することとされています。

選挙会は、選挙ごとに置かれ、各候補者の得票総数を計算し、当選人を定めるための選挙長と選挙立会人から成る機関でございます。また、この選挙会では、選挙区と開票区の区域が同じ場合には、開票事務と選挙会事務をあわせて行うことができますので、市の選挙におきましては、選挙会において開票事務もあわせて行っているところでございます。

選挙長の選任は選挙管理委員会が行いますので、選挙管理委員会が行う選挙長などの選挙管理機関の選任に関しましては、選挙管理委員会に責任があるというふうに考えております。しかし、選挙会の事務は選挙長が担任いたしますので、選挙会における決定に選挙管理委員会が直接関与することはありません。そのため、選挙会で定めた当選人について、選挙管理委員会が異議の申し出を受理し、その異議の申し出に対しまして、選挙会の決定とは異なる決定に至ったことにつきましては、法律上の手続として適法に行われたものと考えています。

次に、異議の申し出と投票情報の公開について説明させていただきます。

基本的に、各候補者等の得票数以外の投票情報を公開することはありませんが、今回、異議の申し出を受け、選挙会で無効票と判断した投票のうち、選挙管理委員会で審議した結果、有効と判断した2票につきましては、その写しを報道発表いたしました。これは、あくまでも投票の記載内容を示すもので、選挙人を特定できるものではございませんので、投票の秘密を侵害する行為には当たらないと考えています。

誰がどの候補者に投票したというように、選挙人の氏名と被選挙人の氏名などを結びつけて他人に表示した場合には、犯罪として成立する可能性がありますので、選挙長、投票管理者、立会人の職にある者、また事務に従事する者は、この投票の秘密侵害罪に問われる可能性がございます。

なお、選挙会におきまして、投票の効力を点検し、意見を述べることは、選挙立会人の職務の1つでございますが、その過程で見た投票の記載内容についての守秘義務につきましては、公職選挙法には明記されておりません。したがって、今回の異議の理由が選挙立会人からの情報提供であったとしても、直ちにそのことが法に抵触するものとは言えないというふうに考えております。

最下位当選人の当選無効を主張する理由が明確であったことから、異議の申し出の形式的要件を全て満たす以上、適法なものとして、これを受理したものでございます。

受理した異議申し出を慎重に審議した結果、最下位当選人と次点者の得票差が2票という僅差でもありましたし、異議の申し出に対する決定を行うためには検証が必要であるため、全ての点検済み投票のうち、申し出に関する最下位当選人、次点者、そして申し出にあった候補者、この3人の有効票と全ての無効票について、開披再点検を実施したところでございます。

開披再点検を経て、他の自治体で過去にあった異議申し出への対応状況も参照しながら、選挙管理委員会におきまして慎重に審議したところ、現在においても、なお、昭和32年の最高裁の判決の考え方が有力な根拠になると考えたところでございます。

この考え方を参考として、選挙会においては、無効票と判断した投票のうちの2票について、次点者の有効票と判断し、その結果、最下位当選人の当選を無効とし、改めて当選人を決定する必要があるとの決定に至ったものでございます。

このように、結果として、選挙会の決定とは異なる内容となりましたが、異議申し出を受理し、決定に至るまでの過程につきまして、選挙管理委員会の職務として、適法かつ慎重に対応してきております。現在、係争中のこの件につきましては、今後、裁判所における判決が確定した後も、同様に適法かつ慎重に対応してまいりたいと考えているところでございます。

以上で、日域議員の質問に対する答弁を終わります。

○議長（児玉朋也） 産業振興課長。

○産業振興課長併任農業委員会事務局長（中川英也） 3点目の阿多田島漁協への養殖技術開発支援のための補助の最後の御質問、平成28年度の内訳についてでございますが、事前のヒアリングの中で御質問がございましたので、私のほうから改めて、この場においてお答えをさせていただきます。

例年、これはかかっておるんですけれども、飼料代、餌代、そして、大学への研究委託料とか、広告宣伝費、それから漁業者の方が生産するための出荷体制の整備といったようなものが主なものでございます。今後、漁協の役員から通じて、これらの内容について固めていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（児玉朋也） 日域議員。

○11番（日域 究） どうもありがとうございました。

最初の順番に行きます。

財政の話ですけども、私の思っていることは、市長の今おっしゃったことと、基本的に変わりません。そのとおりだと思います。大願寺山開発というものがぼつんと1個あったわけじゃなくて、ダムとか、何とかから始まった一連のことですから、そう簡単にちょん切るわけにもいかないし、あの時代のことを思えば、それを誰が決めても、それこそおおむねあのようになったんじゃないかなと思います。

だから、それはそれ、しょうがないことはしょうがないんですけども。終わった後の問

題ですね。だから、今さっき、市長は127億六千何百万円と言われましたけど、その金額が起こって、最初は、さあどうしよう。それは大変だったと思います。そのころ、うまいぐあいに、栄町も企業立地が起こって、あのころから、ある意味では、いい方向に反転したかなという気は今でも思っておりますが、とは言いながら、この金額って大変なんですよ。そこのとこを大変だということを余りおっしゃってこなかったよねという気が、正直あるんです。

財政のことに首を突っ込めば突っ込むだけあるんですね。さっきの市長の御答弁の中にも、国の交付金とか補助金とかを利用しながらと言われましたよね。ここが、正直、キーワードなんですけども。日本の制度というのは、国税のほうが多いですよ。国が基本的に、まず多目の税金を集めて、大きな予算を組むと。地方は地方で、それぞれがまた税金取るんですけども、その地方に対して、多目にとったお金を地方に再配分することによって、国は自分たちの考えを示したり、自治体間のバランスをとったり、そこで政策を意味あらしめるわけですね。

そういうときに必ず、今の阿多田じゃありません。普通は自己負担ですね。私が知っているんですけども、民間に対する補助金、防衛だったら90%です。そういうふうに、やっぱり何がしかの自前のお金を求めて、それに対して、国が何かを、半分なら半分のお金を出してあげますよとやるわけなんですけども、大竹市の場合は、一番肝心の自己資金の部分が、10年間で30億返したとすれば、毎年3億円ずつ、栄町から上がる固定資産税の歩どまり分ですね。それとか、小方ヶ丘の固定資産税とか、そういうものは、本来、それを含めて、大竹市の歳入のはずなんですよ。それがあっちへ出ていっているということは、それさえあったら、もっと大きな事業ができるよねと。まさに、市長が都計税導入のときにおっしゃった理屈ですよ。

1億円の税収があったら、補助金を使って2億円の事業ができますと言われましたよね。まさに、そのとおり、日本というのは、そういうふうな仕組みになってますから、そう考えたときに、やはりいろんな部分で、お金がないからできないというのは、ここに原因があるんじゃないかと思うわけですよ。

再編交付金もいいですけども、あれは、やっぱり補助金の裏には使えないという、そういう物すごい難しい制約がありますから、その工夫を考えたのは入山市長で、その点、さっき言いましたけど、すごく評価します。

しかし、やはり自助努力というんじゃないかなと。ふるさと納税も結構ですし、それは今回、最後のほうに議案出ますけども、国へ対する地方財政のちゃんとしてくれという、そういう意見書もちろん結構です。でも、その前に、大竹市さんは、ちゃんと自分で課税してますかという部分があったら、あれですよ。自助の部分が欠けてませんかということですよ。

例えば、夕張市も、この10年で95億円、借金を返したそうです。あそこは、市長の給料はすごい少ないですよ。職員の給料は、一旦3割カットして、退職者が余りふえ過ぎたんで、仕方なく、15%カットまで緩めて、でも、いろんな税金とか、それこそ保育料とか、目いっぱいやって、それで何とかやりますよね。あそこはもう限界ですから、何もでき

ません。

でも、大竹市は、そこまでじゃなくて、近隣市町と比べても、大竹市のほうは緩いんじゃないですかという気がするんですけどね。集めるものは集めて、すべきことをする。それが必要なんじゃないかという気がするんですが、そういう認識はお持ちじゃないですか。市長がそういう考えがおありであれば、私は、その点について応援したいと思います。

ただ、虎の子の税金を単純に借金に返してしまうというのは、随分すべき仕事を失って、それこそさっきの都市間競争じゃありませんけども、この前、廿日市市に行って、廿日市市役所に議会で行ったわけですけども、それは、あっちとこっちじゃあ、本当に別世界みたいですね。廿日市市が全ていいとは、もちろん言いませんよ。言いませんけども、やはり大竹市って、道もできなけりゃあ、土地も買えない。この10年で買った土地は、玖波の西口のわずかな土地しかないと聞いて、ぞっとしたんですけども。都市計画道路は、それこそ玖波青木線が平成3年、ごめんなさい、中市立戸がありますね。あれは私わかりますけども。あれも10年たってますよね。何もできてないんですね。その主な理由が財政ということであれば、やっぱり考えるべきじゃないかなと思うんですが、よろしく願います。

○議長（児玉朋也） 市長。

○市長（入山欣郎） 自分が就任した当初の議会の最初で、大竹市の財政は約6億ぐらい収入をふやさないかんのこと、動物的な勘で、そういうふうに感じますということをお願い、そして、都市計画税を導入させていただきました。都市計画税を導入したときの報告、総務省と財務省に行ったときに、よく上げれましたねと、勇気がありますねというふうなお褒めの言葉をいただいたこと、いまだに覚えております。

その中で、2期目を迎えたときに、総務省にお伺いしたときに、税金上げて2期目、よう通ったねということでもございました。負担増を求めるときに、政府でもそうですが、大体政権が変わっているというような中で、大竹市の財政を考えると、広島市は、都市計画税、大竹の3倍、廿日市市は2倍、岩国市2倍というような状況の中で、市民の皆さん方が力を合わせて、このまちをよくしようということを努力されています。

私は、いつも申し上げているように、まちをつくるのは市民の皆さん方です。市民の皆さん方の御負担がなくては、まちは変わりませんと。だから、収入でもってしか支出ができないのが行政でありますということを言い続けております。

そういう意味で、この財政をどのように立て直していくかという部分につきましては、自分なりに、都市計画税の分については、今すぐに皆さん方に御負担を申し上げなくても、何とか運営できるような仕組みのところまでは来れたかなというようなところを今感じているような次第でございます。

ただ、次の時代に向けて、この大竹をさらに発展させ、いいまちをつくり上げていくときに、どの時点で市民の皆さん方に御負担をお願いするかということ、これは、いつも腹の中に据えておく必要はあるんだろうというふうに思います。

ただ、今の時点では、おかげさまで、市債については、いろんな事業展開を行いながら、都市計画街路等につきましても、南栄下白石線も、今年度中には完成をしてこようかとい

うふうに思います。そして、もう1つの都市計画街路の大竹駅を通ります自由通路につきましても、近いうちにJRとの話がつこうというふうを考えております。

そういう意味で、さらに、その次の都市計画街路をどのように取り組んで、どのような優先順位でまちを変えていくのか。また、雨水計画をどのようにしていくかということ等について、その時代が来たときには、どうか議員の皆様方のお力をいただき、市民の皆さん方が支える覚悟を持っていただくような事業展開をやっていく必要があるんだろうというふうを考えております。

ただ、今時点では、職員みんな、また議会の皆さん方の御協力により、緊急に焦って市民の皆さん方に負担増をお願いするような、今のときではないというふうを考えております。

○議長（児玉朋也） 日域議員。

○11番（日域 究） これまあ判断の問題ですから、100人いれば100人違うと思いますけどもね。いつも思い出すのは、駅前油見線の、市長が市長になられてしばらくでしたけどね、あそこの方が家を壊して、買いに行けと言ったら、金がないと言われたと、市長おっしゃっていましたよね。やっぱり大竹市は、緊急の状態からとりあえず、とりあえず低空なりにですよ、水平飛行ができる状況になったのかなと思いますけど、この高度じゃ、ちょっと不安定ですから、先を見れば、少し高度は上げるときには上げていかなきゃいけないのかなという気がします。

かなり、やっぱり厳しいとは思いますがね。都市間競争とかありますけども、さっきのほかの議員さんの質問を利用するのはよくないかもしれませんが、ふるさと納税で、下水がどうか、そういうことはないと思います。やっぱりふるさと納税においても、何においても、やはりさっきの総務省の方は、どういう意味でそういうことをおっしゃったかわかりませんが、お褒めの言葉かもしれませんが、やっぱり自助努力です。皆さんに、お金を出してくれと、いいものつくるからという、信頼といいますか、そういうものがないといけませんよね。

今回もヒアリングのときに、町内会費を上げるんでも反対されますからねと言われましたけど、町内会費というのは、生活保護の方から、所得の多い人、資産家の人まで同じです。消費税は消費の動向によって違います。例えば、都市計画税なんかは、月とスッポン、違うわけですね。払わない人はゼロですし、企業においてもそうですけども、個人においても、そういうもの、対象物を持っている人はたくさんかかります。その辺は、この格差の社会を考えたときに、町内会費を上げるのとは全然意味が違いますからね。

最後に一言だけ、ある方に聞いた話を紹介させていただきます。

市長が都計税を導入したときに、当然、マスコミが報道したんですよ。大竹市の職員さんですよ。最近ですけど、あるところで聞きました。その職員さんのお父さんは広島市内に住んでるみたいですけども、大竹市は、あんな税金入れるんかと言ったというんですね、広島市に住んでいる方がですよ。何言っとんね。広島は0.3もあるじゃないかと言ったというんですけども、市民の人も広島市の人も含めてでしょうけども、意外に知らないんですね。だから、後になって導入するのは厳しいです。みんながするときに、同じようにし

とったら楽ですよ。そういうことはありますけども、やはり安かろう、悪かろうというのはよろしくないですから、少しは高くても、さらによくなれば、トータルでプラスと思いますし、やっぱり国の税金というのは、国の補助金を上手に使うためにも資金は要ると思いますので、その辺はよろしくお願ひしたいと思います。

次へ行きます。

6号棟の件ですね。これ、確かにそうなんです、これももちろん、とんでもないことをやっているという意味ではないです。ただ、住宅市街地総合整備事業という、住市総というもの、これ、補助金をもらって着手していたわけですから、それを途中でやめて御園に移るということは、何かの出来事ですよ。今、御園、契約をしないというのは、もちろん現実的ではないと思います。しかし、一旦ああいうプランをつくって、補助金をもらって、着手していたものを何かの都合でやめて、こっちへ来たんだと思いますが、そこには相当な理由がないと、行政の継続性とか、一般的なことを考えて、何かあるだろうと思ったんですけども、そこをもう1回、よくわからなかったんで、丁寧に説明してほしいと思います。お願ひいたします。

○議長（児玉朋也） 都市計画課長。

○都市計画課長（中司和彦） 住宅市街地総合整備事業でございます。この計画では、晴海地区の住宅整備とあわせ、黒川地区のアパート建設を予定をしておりました。しかしながら、平家住宅の居住者の移転が進まない等の事情で、計画期間内の事業進捗が見込めないということから、晴海地区の住宅整備が終了した段階で、一旦完了ということで国に報告をしております。

また、測量等で補助金を受け入れておるわけですが、適正に業務をしておるということで、国のほうには報告をしております。

以上でございます。

○議長（児玉朋也） 日域議員。

○11番（日域 究） 今の説明には岩国大竹道路って出ましたかね。岩国大竹道路がなくして、黒川の住宅がこっちへ引っ越したりしないと私は思うんですけども。最初にですよ、切り取りといったのが、もちろん1つのアイデアだったんかもしれません。しかし、切り取り補償と言ったのは平成19年ですね。それで、20年に土砂法で指定されているんですよ。土砂法で指定された後になって、さらに何年かたって、それも黒川のことについて、国の補助金をもらって、測量やらしていたのは平成20年になってからですよ。20年、何年かな、22年、23年とか、そのころだと思いますが、その状況を終了して、もらった補助金は意味はなかったんでしょけども、とりあえずちゃんと使ったよねと言って、許してもらったというか、返却をしないというお話だと思いますが。

それで土砂法の危険性がある。あそこは活断層も通ってますけども、そういうとこに引っ越していったわけですけども。いつかの議会の中の答弁であったように思うんですけども、ああいうイエローゾーンの中に、新たに公営住宅をつくるというのは他に例がないと、たしかあったような気がするんですがね。どっちにしたって、余り普通のことではありませんよね。

今のお話の中に、確かに、晴海のほうの何かがあったというのは、それで結構ですし、それは終わったんでしょう、私、よくわかりません。しかし、あっち側に引っ越していく。ましてや、土地なんかは、その時点ではどうか知りませんが、その後、大竹市は、あちこち空き地がいっぱいありますよね。あんな立派なものをつくるのであれば、もうちょっといいところという話はなかったんだらうかと、そのあたり、もう1回お願いします。

○議長（児玉朋也） 都市計画課長。

○都市計画課長（中司和彦） 先ほど答弁の中にもありましたけども、御園の住宅については、岩国大竹道路の移転の方が移ってもらうということで建設するというにしておりますんで、岩国大竹道路の事業スケジュールに沿って、計画的な住宅建設をしないといけないということで、御園に決定をしております。

以上です。

○議長（児玉朋也） 日域議員。

○11番（日域 究） それと、さっきの1階分下げたらどうなる、2階分下げたらどうなると言いましたけど、私のような素人が、そんなことわかるわけじゃないですよね。去年の9月、10月かな、管内視察ってあるじゃないですか。あのときに、議員の中のどなたかが、職員さんもどなたかですけども、に対して話をしていたのを私がへりで聞いてたんですよね。もうちょっと川側に寄しゃあええんじゃないと。そしたら、何と言ったかと。いや、川に寄せたらねと、あの建物の影が、対岸の民家の日影になると。だから、寄せたいけど、これ以上、川のほうに寄すことできんのよって、そういう説明でした。

だから、そう考えたら、変な話で、最初から8階建ての80戸が決まっていたからと言うた市長のさっきのお話もうそとは言いません。しかし、でも、あそこのスペースが、あそこまで山にひつついて、ちょっと、これは変よねと言ったら、じゃあ、減すかというぐらいの柔軟性はないんですかね。何もなかったら、そんな答弁というか、管内視察の場で、そんな聞けばぽんと出てきましたから、そう思っておられるんでしょうね。

そういう考えが一方でありながら、あれはもともと8階で決まっておるんじゃないけえ、もう変えることはまかりならんという、鉄筋コンクリートみたいな頭脳じゃあ困るなという気がするんですが。市長がされることに全部反対しとるわけじゃありませんよ。せっかくつくるんですから、何十年も多分あるでしょう。そのときに、やっぱり、あのとき頑張ってたつったんよと、自慢できるようなものをつくりたいじゃないですか。

そういう意味で、ちょっと余りにも、南側の山に向いて突っ立っている8階建ての、大竹で一番高いビルでもないかもしれませんが、かなり目立つランドマークですね。それがああいうところに建っているというのは、やっぱり奇異に感じまして、ちょっと何とかしたいなという気がするんですが、何せ、もう契約まで済んでいる段階ですから、今さら無理かもしれませんが。

今回、この経緯を知りたくて庁議の記録を見せてもらいました。ただ、ちょうど福山のラブホテルの火災がありましたよね。あの直後だったんですよね。この庁議の記録の中に、市長が挨拶がされています。そのときのコメントが、その福山の火災を踏まえて、我々の使命は市民の命を守ることですとあるわけですよ。その後、このイエローゾーンのどこ

ろに、市営住宅を移転することに決めたというのは、私から見たら、脈絡が合わないというか、前半と後半が違うやないかという気がいたします。

そのときに、このイエローゾーンを何とか避けることはできないか、もっとほかに土地はないかというのも、ひょっとしたら、さっきの話に戻りますけど、財政的問題があるのかもしれない。そういうところで、貧すれば鈍するで、財政のことが心配だから、もうとにかく絶対に変なことにならないように、少々変なものでもいいから、お金がかからんほうがいいという選択しかないのであれば、やっぱりこれも財政の問題に絡んでくると思いますが、すけどもね。

そのあたり、もう変更の余地はないとは思いますが、もちろん議会が否決すれば契約チャラですけども、そういうことはないでしょうけどもね。何かコメントがあったらお願いします。

やはり、この時代に、私がここにいるときに、これをつくってしまうというのは、私にとっても余りおもしろいことじゃないんですよ。もう言うことはないと言われそうですが、何かコメントがあったらお願いします。

○議長（児玉朋也） 市長。

○市長（入山欣郎） たしか、平成20年でしたか、土砂法ということ、これの指定につきまして、広島県大竹市が、多分、自分の記憶では、最初に認めたところだというふうに思います。その時代は、まだ広島の土砂災害がない時代で、大竹の多くの方々から、これを指定することについて大変な反対の御意見もいただきました。そのときに確認したことは、イエローゾーンにつきましては、いわゆる建築法に一切かかることではないですよ。危ないから逃げ方を気をつけてくださいよという地域ですよ。レッドゾーンについては、建物を建てかえたり、いろんなときについては規制がありますよというような話をいただき、そして、いろんな方々からの反対をいただく中で、やはり市民の皆さんの安全のために、きちっとお知らせすることが大切だということで、大竹は、これを公表することについて、広島県で一番最初にさせていただきました。

そのとおりで、イエローゾーン、今度また、小方地区、見直しがございまして、立戸地区、ほとんどが全部イエローゾーンでございまして。これから大竹地区、見直したときに、多分、油見地区、ほとんどのところが全部イエローゾーンにかかってくるような時代に、間もなくなってくるんだろうと思います。それによって、イエローゾーンがあるから、土地評価が下がるとか、そういうことじゃなしに、そこはちょっと気をつけましょうよという地域にしないと、大竹の土地、全体の土地が全部当初の市民の皆さん方が危惧される、評価が下がるということにつながってまいります。

そういう意味で、玖波の小学校も見ていただけるように、きちっと安全な建物をつくらせていただき、今度の御園の6号棟についても、きちっと建築法にはないようなところで、安全対策をさせていただき、安全なような格好でさせていただくということで、大竹のこれから先の土地利用を考えたときには、このこと、きちっと御理解をいただきながら進めていくことが大切だというふうに思いますので、どうか議員の皆様方もそのことを御理解をいただきたいというふうに思います。

○議長（児玉朋也） 日域議員。

○11番（日域 究） わかりました。最後に、今思いついたことですが、これは提案ですけれども、設計図が出ましたよね。南側にベランダがあるというのは、この世界のあれですかね、標準形ですかね。今、議員の控室がありますね。あれ北側向いているんですね、窓が。わかります。北側向いているということは、南から日光が当たった映像が窓から見えるわけです。もちろん陽は入ってきませんよ。陽は入ってきませんが、議員控室の景色というのは、ゆめタウンがあったり、広島方面が見えるわけですが、非常に鮮やかです。あの辺に座っている方がよく言うんですけども。南向きの部屋が一等地というのは、あれは昔の考えよというのがあるんですけども。

今回、御園の6号棟、私に何か1つだけ提案していいと言われたら、ひっくり返したらどうかと思うんですね。ベランダからあけたら山しか見えない。それよりかは、ベランダから川が見えて、大願寺の小方ヶ丘のほうが見える。反対向けるほうが広いんですね、見える範囲が。実際に行ってみたら、どうかわかりません。でも、やっぱり南向きに窓をつくる、ベランダつくるとというのが1つの固定観念だと思いますが、必ずしもそうじゃないかもしれないなと思います。

災害は、実際は鉄筋コンクリートのものですから、リアルに、中にいて、何か起こると私は思ってません、正直言って。本当は、あの場所につくるのが、あと、住みにくいだろうなというのがありまして、ちょっと思ったんで言ってみました。終わります。

3番目のハマチについてに移ります。

これ、私も別に阿多田のことは反対なわけではありませんよ。阿多田のフェリーのこと、今年度、案に入れていただきまして、ありがとうございます。本当に阿多田も何とかしなくちゃいけないとすごく思います。ただ、20年前ぐらいしか、私は知りませんが、あの時代に比べて勢いがなくなっていることは、どうも本当らしい、それは思います。

だから、何とかしなくちゃいけないんですが、このハマチについて、どこまで検討してやったのかなというのがありまして、最後は、やっぱり、きょうの和紙じゃありませんけれども、和紙はビジネスにはならないと。だから、教育委員会が担当していますよね。それは文化財として残していきたいと。それはそれであり得ますね。

これはビジネスですから、文化財じゃありません。何とかして、マーケットで生き残っていかなくちゃいけない。そのとき、どの段階で、どのぐらいのスケールだったら生き残っていただけるか、それとも、これはもう将来厳しいか。その決断をしなくちゃいけないですよ。

中国新聞が5月の12日に書いていまして、きのうでしたかね、おとといか、きのうか、そのことをまたチラシの中に挟んでましたけど、1キロ1,500円で売ること考えているというふうに書いてありますけども、幾ら何でも、これは無理だろうと思うんですよ。それで、何かにつけて、1個1個、味はいいかもしれない。それはどうやらマルでしょう。その次に、じゃあ、味がいいからといって、倍で売れるか。

さっき、魚の値段のことを聞きましたけど、答弁してもらえませんでした。それは一応理にかなうというか、難しいかもしれませんが。でも、給食センターが買った金額について、

私、教えてもらいました。1グラムが1円というのが1回目、1グラムが3.8円というのが2回目でした。100グラムが380円というのと、100グラムが100円ということですね。これ、基本的には照り焼きというか、そういう焼き物というか、そういうものの素材なんだと思いますが、まちの魚屋さんから納入されてました。私は魚の値段はわかりませんが、スーパーに行ってかなり見てきましたけど、どっちかというとなら3.8円というよりか1円に近かったですけども、なかなかマーケットってシビアですから、もうちょっと詰めていかないといけないんですが、これ、過去の資料を見ると、平成25年の段階で、もう8,000万円という数字が出てるんですね。

これ、防衛に対して、要は4年間で8,000万円の予算をつけるとなっているんですけども、これ、議会でそういう長期的な予算というのは説明はされたんだったかなと、私は記憶がないのは、私の記憶力のせいかもしれませんが、ちょっとその辺をお尋ねいたします。

○議長（児玉朋也） 産業振興課長。

○産業振興課長併任農業委員会事務局長（中川英也） マーケットで生き残っていける規模というようなお尋ね、1点目にあつたかと思えますけれども。確かに、1生けす約3,500匹で生産すれば、それは採算ベースに合っていくだろうというような計算は、独自に漁協さんのほうでされております。

それを、じゃあ、何生けす、これを生産していくかというのは、これは買い手との、今度は話になってこようと思います。それについて、次のキロ1,500円というふうな話とも関連してくるんですけども、一般の流通において、キロ1,500円で卸し、市場に出すというのは大変難しい価格でございます。

これらについて、通常のこれまでのルートを継承して出すのか、それとも直販を主題にしてやっていくのかというような問題も出てまいります。これらについて、このキロ1,500円というのは直販の価格でございます。

それと、4年間で8,000万円の事業の予算の説明ということでございますけれども、ちょっと私の記憶では、御説明した記憶はございません。

以上です。

○議長（児玉朋也） 日域議員。

○11番（日域 究） 阿多田を何とかしたいという気持ちは、すごくよくわかるんですけども、やり方が、ちょっと詰めが甘いなという気がします。

100%補助って何度か課長からも聞きました。要綱を見ると、100%補助とは書いてなくて、定額補助と書いてあるんですね。さっきもイノシシの話が何かありましたけど、私、定額補助というと、イノシシの防御のトタンとかあるじゃないですか、あれが1個当たり幾らとか、1エリアで幾らとか、定額補助しますと。その範囲でやってくださいというか、何かそんなのがありますけども、一般的に定額補助というと、額が小さくて、対象者が多いという気がします。

今回、対象者が1社ですね。1人しかいませんね。それで、こんな金額ですけども、補助金の交付要綱に書いてある定額というのは一体どういう意味なんじゃろう。さっき言いましたけど、定額というのはまあオーダーオーダーごめんなさい。オーダーメード、レデ

イメージ、うん、レディメイド、既製品の補助があって、こういうのをしますよ。希望者は手を挙げてくださいと言って、はい、どうぞというのが定額補助というイメージです。

今回の阿多田のやつなんかは全くオーダーメイドですから、阿多田の島の状況を考えた上でやっているわけですから、そのときに定額補助というのは、全額補助と読んだらいいのかもしれませんが、そういうことなんですかね。

今後のことはないと言われましたけど、よく車を買ってやるんだったらガソリン代も払ってやれというのがありますけども、よくありますよね。国が箱物つくるとき補助金くれるけど、あとランニングコストはくれんから、あと困るという、そういうのもよくありますけども、最初の段階で何でもかんでも100%行政が負担して、それが終わったらほっとく。もちろんほっとかないだろうと思いますが、やはりその落差というのは、それがまた別の問題を生むこともありますしね。

定額というのはどういうものか、お願いいたします。

○議長（児玉朋也） 総務部長。

○総務部長（政岡 修） 定額、市が定めた額という意味で、そこへ表記してあると思います。

以上です。

○議長（児玉朋也） 日域議員。

○11番（日域 究） そうでしょうね。もちろん読んで字のごとくですから、そのとおりでと思いますが、ここに要綱があるんですけどね、かなりミスプリントがあるんですよ。よかったですお見せしますけどね。

要するに、定額というのは、市長のさじかげん次第ということでもいいんですかね。

それはそれとして、今回のハマチの事業ですけども、うまくいけばいいなと思います。正直思いますけども、なかなか厳しいだろうなというのも反面思います。

実をいうと、定額がどうこうじゃなくて、先週の金曜日にNHKの番組で、近大ですよ、例の近畿大学がブリをやっているというのを流してました、テレビが。同じ日の読売新聞が、同じ先生を紹介してました。彼は、読売新聞のほうは、ブリではなくて、ウナギ味のナマズをつくって、何かLCCですよ、ローコスト、飛行機ですね。LCCのお弁当に使うとか何とか、そんなことが載ってましたけど、彼が何やっているかということ、同じなんですよ。

ただ、近大マグロやった人たちですから、その先生の生き立ちが、お父さんがフグの養殖業者、食糧不足を救うのは養殖しかないというのが親の口癖だったというんですけど、それで京大を出て、今、近大の先生ということでしたけど。

やはり魚を海外に売ろうと思ったら、魚臭さ、どうしてもマイナスになると。フィッシュスメルと言ってましたけどね。それをなくすのはどうするかということ、基本的に、餌は魚粉だと。ただ、魚粉だけだったら、そのにおいが消えないから、大豆をまぜるんだというわけですね。もちろん、それより詳しいことはテレビじゃ言いませんけども、なるほどなと思います。

よく考えてみたら、広島県はレモンがあるからレモンを食わせろとか、高知県はユズが

あるからユズ食わせろとか、徳島はスダチだとか、そういうふうに適当に地産地消か何か知りませんが、目先でやって、そんなもんがマーケットでそんなに通用するとは思いませんよね。こういう連中は、世界を相手に何とかしようと思って、発想の土台が違うわけです。

今回、私、こういうことを言おうと思っていましたよ。市長がいつも、ビジネスというか、商売というのは生き死にをかけた戦いなんだとおっしゃいますよね。それで100%補助が、じゃあ、商売にも何もならんやないかと私は言いたかったんですが、それは今言ってしまいましたけど。今、生き死にをかけた戦いをしているのは大学なんです。近畿大学がいて、高知大学がいて、広島大学がいるわけですよ。広大はレモンチヌか何かやっていますね。

ただ、側から見て、圧倒的に近畿大学がリードしていますね。このように適当にやって、補助金もらってやろうなんていうことをやっても、多分成就しないだろうなと。だから、これはこれで、ここまで来たら、もう終わってますけども。

阿多田の振興策というのは、今ある人たちを助けるのかもしれないけども、ひょっとしたら、今いる人たちじゃない人が住みついてくれるのもアイデアですから、どうしても今いる人というのに目が行くんですね、行政というのは。でも、今いる人だけを見ていたら、将来は展望開けないというのもあります。だから、両眼といいますか、2つの目で物を見てほしいなという気がいたします。

それと、さっきの出荷までと言われましたよね、課長は。出荷じゃない、要するに、今はハマチの1本を売ってる。それを今年度、もっと調理といいますか、6次産業といいますからね、要するに、もっと消費者に近いところまで加工してから売ろうという発想ですか。そうすると、まちの魚屋さんを敵に回すということではよろしいですか。

○議長（児玉朋也） 産業振興課長。

○産業振興課長併任農業委員会事務局長（中川英也） 切り身にして、何ていうんですかね、スーパーと同じような売り方を漁協さんがするというようなことは、まず考えられませんので、生産者が養殖して、それにブランドの商標の登録、その商標をつけて出すのは漁協のほうで管理して出していただくようになります。それは小口販売もありますし、大口販売も当然あります。そして、また年末には、ふるさと納税の返礼品の1つのほうに加えていけないのかなというふうな思いもあります。そのためには、1本売りだけではなしに、半身にして真空パックにして郵送させていただくというようなことも考えられますので、そういうふうな形での販売を、今いろいろと検討しているところでございます。

○議長（児玉朋也） 日域議員。

○11番（日域 究） ふるさと納税という言葉が出ましたね。ふるさと納税がいいか悪いかはさておいて、ああいう制度がある以上、あそこに、これ出んかったらおかしいわけですよ。それが出なかったということが、私は逆に驚きだったんです。これはまずいんだなと思わざるを得ませんよね、そうなったら。そのぐらいであってほしいし、もちろんあんまり末端の魚屋さんと競争するようなことをしたら、何のことかわからなくなりますから、やはり1本、基本的には1本、もちろんふるさと納税だったら半身とか、ある程度切った

ものになると思いますけども。今回、給食のほうでは言われました。漁協は1本で売って
ますと。給食センターが1本で買ったら困るんです。だから、切ってもらいますと。だか
ら、まちの魚屋さんを通して買ってます。そうでしょうね。

だから、それぞれ役割分担があるんで、ましてや、よそへ行って何してもいいですよ。
広島のだ真ん中に、阿多田漁協の直販店をつくってみたらいいんですよ。そのぐらいのビ
ジネスマインドというか、やる気を持ってやったら、ひよっとしたらおもしろいかもしれ
ません。終わります。

じゃあ選挙管理委員会です。次行きます。

私は、きょう、選挙管理委員長さんに来てもらえるものと期待してたんですが。ここに
市長がおられて、それぞれ独立委員会ですから、教育長がおられて、当然あれじゃないで
すか。それぞれ長がつく人間が責任者ですから、それが選管はそうじゃないという気がし
ますよね。答弁にあらわれる方を見るだけでも、教育長がいなくて、課長が答弁するんだ
ったら、教育委員会というのは課長が中心なのかと思いますけども、選管は事務局長が中
心なんですかと言いたいんですよ。

さっきおっしゃったことは、もちろんうそじゃないと思います。これ何回聞いてもよう
わからんですけども。選挙事務って、私、今回のことがいけないと言っているんじゃない
ですよ。裁判所というのは、けんかするところじゃありませんから、どっちが正しいか
を、まさにどこかの知事の言葉を借りれば、第三者に決めてもらうのが裁判所ですから、
その最たるもんですからね。それでいいんですよ。そこに変に感情を持ち込む必要はない
んですが、ただ今回、私から見たら、例えば、市のトップは市長ですけども、当然、権限
移譲とかもあって、それぞれ決済の権限があって決済してますよね。当然、部長だったり、
課長だったりも決済するわけですけども、その決済が間違っていたときに、あれがしたん
じゃけん、わしゃ知らんと市長が言うわけにはいきませんよね。

同じように、大竹市選挙管理委員会というのがあって、そこに選挙管理委員さんという
のを議会が認めて、そこで組織して、その中で長を決めてやっているわけですから、それ
から下は我々は見えないわけですよ。選挙会が決めたんだと言っても、選挙会って、立
会人の集まりですよ、数からいえば。そこに選挙長なる者がいて、大竹の場合は選挙管
理委員さんが、順番に選挙長を務めていたということです。でも実際は、今回、選挙管理
委員長さんに来てほしいと私は思いましたけど、答弁したのは課長ですよ。

同じように、選挙会とか選挙管理委員会とかいうんがあってもですよ、特段の大きな出
来事がなければ、実際は選挙管理委員会の職員さん並びに市の職員さんたちが選挙事務に
携わって、開票したり、そういうことをやっているわけですね。

そのときに、最初のときには、同じ大竹市選管の中の作業として、一番最初のときには、
昭和28年の最高裁判例に基づく決定をして、異議申し出があったら、今度は昭和32年の参
議院の全国区ですよ。あの参議院の全国区、私、新聞見ましたけど、何て書いてあったか
といたら、憲法改正ならず。社会党が3分の1を超えたというんで、そんな見出しの新
聞でしたけど、そのときのトラブルが最高裁まで行って、ああなったわけですけども。今
度は同じ大竹選管が、そっちに変わったわけですよ。それ、やっぱりおかしいように感

じるんですよ。

大竹市選挙管理委員会が決めたことを異議申し出があつて、そんなことはないよ、わしらちゃんと決めたんじゃないかと言って、そして、さらに上へ行って、県の選管が大竹市がやったのは違いますよというのはわかりますけども、要するに、課長が決めたことを市長がひっくり返したといたら、じゃあ、市長は監督責任はなってますかと言いたくなるじゃないですか。

やはり課長なり部長なりが決めたことを市長は問われたら、いや、わしの信頼している課長や部長がルールにのっとってやったんだから、それ間違ってるわけじゃないかと言えば、整合性がありますよね。

今回、ひっくり返るのであれば、何で最初からそうならなかったのかな。あのときに使う、あれ何とかノートでしたかね、私もコピーもらいましたけど、そういう手引書があつて、そこに書いてあるわけですね。

それとも、こういうことはめったにないことですから、長年、余り深く考えずにワンパターンでやってきたのは、今回、異議申し出があつて、慌てて考え直したら、やっぱりそうよねと言って、ひっくり返ってしまったということでもいいんですかね。今、長の方がおられないんで、事務局長さんになりますけど。そういうことですか。

やはり選管と選挙会の関連というんが、イコールじゃないにしても、やっぱり要するに課長を初めとした選管の職員さんたちがサポートしてできておるものですから。1回決めたもんが、いや間違っていましたと言ったら、やはりそこに、そんなんでええんという気がどっかするわけですね。よろしくお願いします。

○議長（児玉朋也） 選挙管理委員会事務局長。

○総務課長併任選挙管理委員会事務局長（吉岡和範） 選挙の仕組みのお話にもかかわってこようかと思ひます。我々、公職選挙法というものが、日本の中では選挙について定めた法律ということになります。これは何を定めているかという、選挙についての手続を定めたものだということになっております。その手続を執行するために、特別に管理するための機関として選挙管理委員会を置いているということでの法律の建前になっております。

その中で、何をどうするかということになるんですけども、一応、求められているのは、客観的に公正だということとをきちっとやっていく必要があるということでございます。それから、もう1つ、利害関係者を基本的には排除していこうという仕組みでつくられております。それから、もう1つ、住民の人みずからが、選挙人の方が、自分たちでそういう機関の代表の方を選んでいこうという仕組みになっているものでございます。

選挙管理委員会は、その全体の事務の執行を管理していくというのが仕事でございますので、その中で、選挙の実際に行われる中におきましては、例えば、投票については投票管理者に任せましょうということになっておりますし、開票については開票管理者に任せましょうと。当選人を確定するということにつきましては、選挙長というものに任せていきましょうということ、これ基本的な流れで、その選任については、先ほど申し上げたように、選挙管理委員会が選任いたしますので、その点については、確かに責任がないとは言いませんけれども、それぞれは独立して権限をもって判断をするというのが、法律

上の決まりということでございます。

その建前でいけば、今回、選挙管理委員会の中から選挙長を選任したということが、本当に適当であったのかどうかということといえば、多少の疑問は残りますけれども、法的な手続として、そこは納得いくようなものではないということでも申し上げさせていたいただきました。

確かに、議員さんの言われる違和感というのは、わからないわけではないんですけども、法的な手続として、特に間違ったことではないし、選挙管理委員会の合議の中において、選挙長が行った判断とは違うものが出てきたとしても、それがおかしいということではないというふうに考えているところでございます。

以上です。

○議長（児玉朋也） 日域議員。

○11番（日域 究） いや、もちろん法律にのっとってやっておられることはわかりますよ。ただ、同じようなメンバーの方がいて、同じような手引を使いながら、ある日はこっちだって判断して、違うだろうと言われてたら、こっちに変えたわけですから、それはそれで柔軟性があっていいと言えば、それまでですけども。基本的に、同じようなメンバーが見ていて、最初の段階では28年だって思っていたやつが、言われてみたら、言われてみたらかどうかわかりませんよ。いろいろ言われたからかどうか知りませんが、後から32年の判例のほうに従って変えたということですね。

そのときのメンバーは、さっき言いましたけど、県と大竹だったら、それは違いますが、同じ大竹市選挙管理委員会という組織の中で判断がひっくり返ったということについては、何となしに不安感といいますか、何かそこに、だから、よく見れば柔軟性がある。悪く言えば、ちょっと言われたら変わるんかいと、そういう見方もできます。

ここにも選挙管理委員会の委員長さんは出てこない。長って何やって、私は思うわけです。やはりなんていうのかな存在感のある長であってほしい。そういうことで、何らかの機会でも、選挙って、憲法のしょっぱなに書いてあるじゃないですか。あれは国会議員のことですけども。やはり世の中の形を決めるのは選挙ですから、トラブルを解決するのは裁判所ですから、その選挙というのは大事なんですけども、選挙そのものが、管理するのが選挙管理委員会だと法律になっているのであれば、その長は、やはり一定の存在感とプライドと迫力を持った人であってほしいという気がするんです。

そのの、こう言ったらまことに申しわけないですけども、職員さんですよ。その方が右代表で、こういうとこでしゃべって、それが公式発言だというのは、私は納得いきません、正直言って。言い方変えたら、議会軽視です。大竹市選挙管理委員会は、議会を軽視している。そんな気がいたします。

何かありますか、市長でも結構ですけども。やはり大事なことですからね。

○議長（児玉朋也） 選挙管理委員会事務局長。

○総務課長併任選挙管理委員会事務局長（吉岡和範） 今、選挙会と選挙管理委員会、同じメンバーだというふうにおっしゃられましたけれども、選挙長は独任機関でございますので、お一人でやられておられます。選挙管理委員会は合議制の機関でございます。当然、

お一人、選挙管理委員会の中で意見が割れれば、多数決で決めるということになっておりますので、結果が違うということはあるかというふうに思います。

それから、委員長が出席してないということにつきましては、まことに申しわけないというふうには思っておりますけれども、あらかじめ議長には事務局長がかわりにということとで通告をさせていただいております。

以上です。

○議長（児玉朋也） 日域議員。

○11番（日域 究） わかりました。課長とは関係ないですけども、議長から私には何もありませんでしたから。私は、きょう、どうするのかなと思いつつ、ここに立ってます。

要するに、責任ある人間は、責任を持って、覇気を持って、それは反対するやつもいるでしょう、何やってもね。でも、堂々と自分の意見を述べて、オープンの中で物事を決めていくと。そしたら、周りもそれなりに納得してくれるんじゃないかなと思います。代表者が出てこないとか、どこで決まったかわからないとか、そういうものは余りあってはいけないんじゃないかという気がいたします。

それがまちの品格をこれから決めていくのではないかなという気がします。ぜひ、ここは議論の場ですから、ここに皆さん出てきて話をしてほしいと思いますし、例えば、ここじゃなかったら、選挙管理委員会の委員長さんとどこかで会えますか。要するに、私が質問したときに出てこなかったという、一定の負い目はありますよね。どこかで修復できますか。答えにくいかもしれませんが、一応聞いてきます。

○議長（児玉朋也） 選挙管理委員会事務局長。

○総務課長併任選挙管理委員会事務局長（吉岡和範） 選挙管理委員長、一般の市民でございますので、委員長という肩書は持っておりますけれども、一般市民でございますし、選挙管理委員と定例で会議等も、まだ入れてございませんけれども、毎月、会議等も開いておりますので、その場に、公開の会議ですから、出席は可能かと思いますし、そういう場を利用してお話しされるということは、会議中はできませんけれども、会議が終わった後にお話しするという事は、普通の人間同士の話としてできるかと思います。

以上です。

○議長（児玉朋也） 日域議員。

○11番（日域 究） 終わります。

○議長（児玉朋也） 続いて3番、賀屋幸治議員。

〔3番 賀屋幸治議員 登壇〕

○3番（賀屋幸治） 3番、大竹新公会の賀屋でございます。

今回の一般質問は、先般、4月14日に発生をいたしました熊本地震を踏まえて、大竹市の地震対策の現状と課題、また、今後の取り組みについて、改めてお伺いをいたしたいと思っております。

まずは、熊本県、大分県で発生をいたしました甚大な被害をもたらした、犠牲になられた皆様に哀悼の意をあらわすとともに、いまだ終息宣言が出されていない中、不安と不便な避難生活を送られておられます被災者の皆様に、心からお見舞いを申し上げたいと思いま

す。

今回の地震は、4月14日の夜9時26分に震度7の余震と、2日後の4月16日の未明1時25分に再び震度7の本震が発生をしたという、過去に例を見ない想定外の地震でありました。震源は熊本県中央部を東西に延びる布田川断層帯と日奈久断層帯であると言われております。この断層帯の長期評価といたしましては、30年以内の地震発生確率が、布田川がほぼゼロ%から0.9%、日奈久がほぼゼロ%から6%であり、マグニチュードは7程度であると国の地震調査研究推進本部が、平成25年2月に発表しております。また、過去のこの地方の地震の記録といたしましては、127年前の明治22年7月28日にマグニチュード6.3の熊本地震が発生をしており、6日後にも同様の地震があり、死者20名、全半壊家屋366棟の被害があり、今回の地震と似た経緯をたどっていると考えられる専門家もいるところがございます。

しかしながら、国においても、熊本県民の中にも、今回のような連続地震を誰もが想定はしていなかったことと思います。今回の熊本県内の被害状況は、5月末の時点でございますが、死者が49名、重軽傷者約1,600人、住宅の被害としては、全壊約7,000棟、半壊約2万棟、一部損壊が8万3,000棟、なお、187カ所の避難場所ですべて約8,000人余りの被災者の方が不自由な避難生活を送られておられます。現在の科学の粋を結集しても、この地震予知がいかほど困難であるかを改めて示したものであると思います。

さて、それでは、ことし1月に修正をされました大竹市地域防災計画の地震対策編についてでございます。大竹市に影響を及ぼす地震の想定と被害予測が、広島県地震被害想定調査報告書、これは平成25年10月に発表されておりますが、これに基づいて公表をされております。

これによりますと、最も警戒すべき地震は南海トラフ地震でございます。発生確率は30年以内に70%であり、地震の規模はマグニチュード9クラス、大竹の沿岸部の一部では最大震度6強または6弱であり、その他の地域でも震度5強の予測になっております。また、建物被害としましては、全壊が約1,600棟、半壊が約4,000棟余り、人的被害は、死者が212人、負傷者は586人となっております。

次に、発生確率は不明ではございますが、被害予測が大きいとされるものは安芸灘断層群、これは広島湾から岩国断層帯に向けての断層群でございます。それと、また同規模とされる岩国断層帯、この2つの地震が想定されております。なお、岩国断層帯の中には大竹断層も含まれており、30年以内の発生確率は0.03から2%であります。

この2つの地震の規模は、マグニチュードは7.4から7.6とされ、最大震度は南海トラフ地震と同クラスとなっております。建物被害としては、全壊が1,400余り、半壊は3,600から3,800棟余りとなり、人的被害は、死者が70人余り、負傷者は800から900人余りとなっております。

また、最も注目すべき想定地震としては、断層は確認されておられませんけれども、どこでも起こり得る可能性がある直下型地震として想定をされております地震でございます。震源を大竹市役所、この直下としております。この地震による被害予測は、直下型ということで、最大・最悪の数値となっております。建物被害としては、全壊が4,754棟、半壊が1万

1,211棟、焼失家屋は36棟で、人的被害は、死者が93人、負傷者は1,358人というものであります。

建物被害の合計が1万6,000棟弱という壊滅的な数値は、全く信じられない、いや信じたくない被害予測ではありますが、国の地震調査研究推進本部の長期評価に基づき、広島県地震被害想定調査報告書が作成をされておりますので、これが最新の被害想定だということになると思います。

そこで、このような被害予測を踏まえて、次の3点について、市長の見解をお伺いをいたします。

1点目として、市民の生命、身体及び財産を保護するためにも、大竹市地域防災計画の震災対策について、具体的な行動計画等、早急な対応が必要であると思いますが、今後の地震対策の取り組みについての御見解を伺います。

2点目に、現在取り組んでいる住宅改修補助事業は、大竹市耐震改修促進計画に基づいて、昭和56年5月31日以前に着工した戸建て住宅の耐震化のための補助事業であります。この事業の活用の推進によって、建物被害の減災につながると思いますが、今後の対応について、さらなる充実と強化に向け、どのように取り組みされるのか、御見解を伺います。

次に3点目として、今回の熊本地震での火災被害はほとんど報告をされておりませんが、地震の発生時期によっては、地震火災の発生が問題となっております。平成7年の兵庫県南部地震、これは阪神・淡路大震災でございますけれども、このときには地震の停電後の電源復旧時に通電火災と言われる火災が多く発生をして、これによる死傷者が数多く出たと報告をされております。この対策といたしましては、今、住宅用感震ブレーカー、これは震度によってブレーカーが落ちるという仕組みの装置でございますが、この設置が有効だというふうに聞いております。この普及のための新たな補助事業等を新設するなど、新たな震災対策に向けての取り組みをしていただきたいと思います。御見解をお伺いいたします。

以上、地震対策についての質問でございますが、昔から、怖いものの順番として、地震、雷、火事、おやじと言われております。今では、最後のおやじ対策は不要となっておりますが、地震だけは防ぎようのない天災であります。しかし、減災対策によって救える命は数多くあると思います。住民の安全・安心のため、地震対策の充実と強化を改めて要望いたしまして、壇上での質問を終わります。御答弁よろしく願いいたします。

○議長（児玉朋也） 市長。

〔市長 入山欣郎 登壇〕

○市長（入山欣郎） 賀屋議員におかれましては、具体的な提案をもつての御質問、ありがとうございます。

日本中が地震の活動期に入っている現在、みずからできることを知ることは、大変重要でございます。何度でも繰り返しお知らせし、市民の皆様の災害への備えを充実させていきたいと思っております。御指摘ありがとうございます。

それでは、賀屋議員の御質問にお答えいたします。

初めに、大規模地震に対し、市民の生命、身体、財産を確保するため、具体的な施策の

推進に向けた計画の作成等、今後の地震対策の取り組みについてお答えいたします。

本市では、災害時に避難場所ともなる小中学校などの公共施設について、耐震化や耐震補強に順次取り組んでいるところでございます。ただし、東日本大震災のような想定を上回る災害では、堤防や防潮堤が機能しなかった例があるように、ハード対策には限界があることも事実でございます。

こうした中で、大規模地震災害において、死傷者を減らす、いわゆる減災のためには、まずは発生した場合の被害想定を市民の皆様にご覧いただき、災害に備える意識を持った上で、皆様と地域ぐるみで、自発的に災害への備えをしていただけるような取り組みが重要であると考えております。

このことから、これまでも広報紙や出前講座、自主防災組織のリーダーを対象とした研修会、防災講演会の開催など、市民の皆様へ防災・減災に関心を持っていただくよう取り組んでまいりました。

昨年7月からは、市民みずからが防災情報を取得できるよう、大竹市防災情報等メールサービスを開始しました。さまざまな機会で行い、現在、約1,500人の登録をいただいております。

議員御指摘のとおり、南海トラフ巨大地震など発生した場合に、本市に甚大な被害をもたらすおそれのある地震については、平成25年度に広島県の被害想定に基づいて、地震・津波のハザードマップを作成し、規模や被害状況、発生した場合の対応、平素からの心構え、事前の対策など、重要なことのほとんどを網羅しております。また、ハザードマップの情報を市民の皆様によく知っていただくために、自主防災組織の研修会や関係団体の会合などでお話をさせていただいております。

先般の熊本の地震直後には、本市の断層などに関する問い合わせもございましたが、地震に対する備えという点では、本市に限らず、住民の個々の意識は必ずしも高いとは言えません。本市では、防災意識の向上が、防災・減災の基本と考えており、第五次総合計画においても主要な施策の基本方針に据えて取り組むこととしています。

家具などの転倒防止策や食糧・水の備蓄をするなど備えをすることで、助かるはずの命や財産を守ることにつながります。このようなことを一人一人、また地域ぐるみで取り組んでいただけるよう、今後も啓発活動に努めてまいります。

一方、大規模災害になりますと、市だけでは到底対応できないため、国や県、他の自治体、防災の関係機関などと応援・協力関係を築いています。これらの関係をより実効性のあるものとするために、今年度、地震を想定とした総合防災訓練を計画しております。実施は来月の1日を予定していますが、国土交通省など国の機関やライフライン事業者、警察や医師会など大規模災害時の初動対応に不可欠な組織を初め地域の自主防災組織や自治会にも参加していただくことにしております。この総合防災訓練は、災害時に、市、住民、関係機関、民間事業者等がそれぞれの分野ですべきことを時系列に訓練するものでございます。市民が参加する訓練となりますので、災害を意識し、実際に行動できるよう、内容についても、できるだけ実践的のものを想定して計画したいと考えております。

減災の取り組みは、一朝一夕に結果が出るものではありませんが、意識と行動をテーマ

に、これからも地道に取り組んでいきたいと考えております。

続いて、2点目の住宅耐震改修補助事業の制度拡充策についてお答えいたします。

大竹市耐震改修促進計画は、建築物の耐震診断、耐震改修を促進し、既存建物・建築物の耐震性能の向上によって、地震がもたらす被害を軽減し、市民の生命と財産を守ることを目的としています。この計画を踏まえまして、本市では、旧耐震基準で建てられた木造住宅の地震に対する安全性を向上させ、耐震診断や耐震改修工事に要する費用の一部を補助する支援制度を設けておりますが、昨年度の利用状況は、耐震診断が1件で、耐震改修工事は利用がありませんでした。

支援制度の利用状況が低調な理由としましては、耐震改修工事を行うためには多額の費用がかかるため、建物所有者の高齢化等により、工事費用の負担が難しくなっているという状況があります。また、本市に、これまで比較的地震被害が少なかったため、多くの費用をかけてまで耐震改修工事を行おうとする方が少なかったのではないかと考えられます。今年度は耐震改修計画の更新・見直しを行う予定としておりますので、この計画の中で、耐震化を促進する上で重要となります建築物所有者の意識啓発の取り組みについて、検討してまいりたいと考えております。

最後に、震災火災の予防対策についてお答えします。

阪神・淡路大震災、東日本大震災時に発生した火災の約6割が、電気関係に起因するものとなっております。本市では、震災以降、防災訓練や火災予防運動等の機会を捉え、分電盤のブレーカーを落として避難することの重要性について、市民の皆様に説明しているところでございます。

また、本年3月には、国から分電盤への感震ブレーカーの設置は、大規模地震時における電気火災の抑制に有効との検討結果が示されたところであり、今後は、各種訓練や広報紙等で、住宅用感震ブレーカーの普及・啓発に取り組むと考えております。

以上で、賀屋議員への答弁を終わらせていただきます。

○議長（児玉朋也） 副市長。

○副市長（太田勲男） 済みません。市長の答弁の中で、今年度ですか、総合防災計画の実施日を来月の1日と申し上げましたが、来年の1月に予定しております。

よろしく願いいたします。

○議長（児玉朋也） 賀屋議員。

○3番（賀屋幸治） ありがとうございました。

まず、住民の皆さんに、地震対策について、もう少ししっかり啓発をしていただきたいということがございます。これにつきまして、先ほども答弁もありましたけども、地震ハザードマップ、これは全世帯に配られていると思います。これを見る限り、先ほど言いました南海トラフ巨大地震と安芸灘地震、岩国断層の地震の震度予測が、この地図上でぼやっと見えるわけがございますけども、果たして、自分の家が本当に震度幾つなのかというのは、地図そのものが縮尺が小さいもんですから、なかなか確認もしにくい、そういう状況であろうかと思っております。

こういったものを含めて、先ほど質問の中で御紹介させていただきました被害想定の中

身、数値は、この分厚い大竹市地域防災計画の震災対策編というのに、ちゃんとうたわれております。これそのものが各家庭に全部行けば、かなり周知もされてくると思うんですが、なかなかこういう分厚いものを配るわけにはいきませんし、もらっても、なかなかこれをずっと目を通すということも難しいかと思えます。

そういうことで、これと同じように、地震の想定ですね、どういう地震がどれぐらいの確率で来るんじゃないかという想定のもとに、また、どれぐらいの被害があるというふうに想定しているのかということも、わかりやすく、概要版のような、そういったものをしっかり全世帯に配っていただくなど、そういう取り組みをまずはしてもらいたいと思うんです。

というのは、今回の熊本地震の中で、これは6月6日の日経コラムの中の記事でございますけども、国の地震調査委員会というのがありまして、そこでの警告として、自治体の地域防災計画には、今回の熊本県の地震、先ほど言いました、布田川断層と日奈久断層の予測といえますか、そういった想定は地域防災計画の中に、ある程度、反映をされていたと。熊本市が、昨年、改定した地域防災計画には、この断層は3パターンの地震の想定で、一部、震度が6ないし7、揺れによる建物の全半壊は6,000棟弱、死者は89人になりますよと予測をしてあります。しかし、こういうリスク情報が住民に浸透していたとは言えないよというのが、ここへコラムとして書かれております。

住民に防災対策を促す上で何が欠けていたのか、これは明治大学の教授が言っておりますけども、国が幾ら情報発信しても、自治体が地震防災に消極的なのでは限界があるよと。自治体が地震対策の重要性を認識して、耐震補強の意義などをわかりやすく伝える必要があるんだと、このようにコラムで掲載しております。

確かに、地震ということに対しての不安と、また、それに直面する怖さというのはありますから、本当は信じたくない、あってほしくないというのが本心だと思います。しかし、一度起きると、熊本のような震災になってしまう、そういう危険性は本当にあるというふうにつくづくと思いました。

そういう中で、先ほども言いましたように、もっと住民に丁寧に周知をしていくという活動をしていただきたいというふうに思います。これは最終的に、私も益城町に先月の15日に行ってまいりました。ちょうど1カ月たったんで、そろそろ落ちついたかなという思いで、現況の調査といいますか、確認に行ってまいりました。もうすごく凄惨な状況です。1回目の余震でかなりダメージを受けて、でも、そのときにはほとんどの家は建っておりました。2回目の本震で、今度は逆に、ほとんどの家が全壊なり半壊になった。たまたま余震のときに避難をしていたということもあって、犠牲者が少なくなったというふうにも考えられますけども、そういう中でも犠牲者が出たまちというのは、本当に行っても暗いです。笑い声一つもありません。

カメラを片手に写真を撮らせてもらおう。済みません、写真撮らせてもらえませんかと言うこと自体、とても言えません。それぐらいまちが沈むんです。そういう実態を、やはりどう受けとめるかということはあるんですけども、一番大変なのは、自治体の職員でございます。これは阿蘇市の50歳代の職員が自殺をしております。これはストレスと過労と、本

当にそういう場面に直面しますと、逃げ場がないということで、大変な悲惨な二次災害と
いいますか、自殺という道をとられたんだと思いますけども。それぐらい、市の職員に負
担がかかるということです。

自分も被災し、家族も被災し、家も壊れ、でも家に帰れない。住所は、大竹でなくても
家に帰るわけにいきません。そういういつ終わるかわからないように、今回、特に余震が
ずっと続いてますんで、その余震がある限り落ちつくことはありません。それだけずっと
緊張感、負担が住民、また職員にかかってくる、そういう状況でございます。

でも、これは仮に、死傷者、犠牲者がゼロだったとしたら、命だけ助かってよかったね
と。壊れたのは直しゃあええけどね。少し前向きになれると思うんですが、犠牲者が出る
ことによって、本当に全体が暗くなります。白い歯なんか出しません。それぐらい切実な
状況でございます。ということで、そういう犠牲者を1人も出さないためにも、しっかり
した取り組みをしていただきたいと思うんですが。

その中で、2点目の大竹市の耐震改修促進計画、これはこういうふうにありますけども、
これはもう既に、平成27年までの5カ年の中の計画でございます。また、その中でいけば、
これ、平成22年につくっておりますけども、その当時、改修が必要な建物が、全体で1万
3,000棟あるうち、耐震化が約7,000棟終わっていると。今から残りの6,000棟のうち、目
標を80%に掲げておるわけでございますけども、3,387棟の耐震化に取り組みますよとい
うこの第1次の計画でございます。

補助要綱でいきますと、1件当たり40万円の補助を出しますと。上限が40万円です。2
分の1の40万円ですから、80万円の耐震工事やったら40万円出しますよという中身なんで
すが、実際に、先ほども報告ありましたように、昨年度は1件しかない、という状況
でございます。

仮に目標の80%を達成するとしたら、今度、改めて総合計画の後期の基本計画の中にも
同じものが掲載されておまして、平成31年度までの5年間で80%にしますということは、
先ほどのこの前の計画を踏襲しておるわけでおまして、5年間で3,387、1年間で677
棟の耐震化に取り組むと。仮に耐震費用を上限40万円の補助をするとしたら、年間に2億
7,000万円の予算が要ると。

それだけで数としたら、80%にしようと思ったら、それだけ本気でやろうと思ったら、
予算を組まないといけないんですが、実際、今年度の予算案を見ると、全部で住宅改修等
補助事業は545万9,000円です。そのうちリフォーム等の補助金として400万円、耐震診断
補助金が70万円、土砂災害改修補助金が75万9,000円という、とてもじゃないけども80%
に向けての取り組みというのは、全く絵に描いた餅のような感じを受けるわけございま
す。

そういうことで、本当に被災から命をどうやって守るかということを考えたときに、私
の地区でも、この地震の話をしますと、ひとり暮らしだし、年金生活だし、今さら、あと
何年生きれるかわからん中で、家をいらうということはできまへんと。地震が起きたら家
と一緒に潰れるんです。もうそれでおさらばですというふうに言われる方もおられます。
しかし、それで本当にいいんでしょうかと。

さっき冒頭にありましたように、住民の生命、財産、身体ですね、それを確保するということが行政の大きな役割でもあります。そういう中で、しっかりした、そういう地震対策について、本気で取り組んでいただけないと、いつ、熊本地震が大竹地震になるかもわかりません。そういうことを踏まえて、再度取り組みについて、先ほどの最後の感震ブレイカーの件につきましては、答弁の中でしっかりと取り組みを検討していきたいというふうに御答弁ありましたんで、本当に前向きな答弁でありがたいなと思いますけども、これも1個が3,000円程度で設置できると思いますんで、できるだけ早く、こういう制度をつくっていただいて、取り組んでいただきたいと思います。

ということで、再度、この防災計画の概要版のような、全戸に配布して、いわゆる地震対策の啓蒙に取り組んでいただけるかどうかということの質問をもう1回させていただいて、御答弁よろしくをお願いします。

○議長（児玉朋也） 一般質問の途中ですが、本日の会議は議事の都合により、あらかじめ延長いたします。

危機管理監。

○総務課危機管理監（高津浩二） 御提案ありがとうございます。

現在つくっておりますハザードマップ、これもできるだけ視覚に訴えられるように努力してつくったつもりではございますが、なかなかそれが活用されてないという状況もあるようです。我々の責任だと思っております。

今、御提案いただきました概要版、これにつきましては、やはり数字的なものをまたあらわしながら、皆さんに、本当に手軽に手にとって見ていただけるような、感じていただけるような、そういったものをつくって、また啓発活動を進めていきたいと思っております。

ありがとうございます。

○議長（児玉朋也） 賀屋議員。

○3番（賀屋幸治） ありがとうございます。

もう1点、ちょっと忘れてました。先ほどの耐震改修の促進事業で、なかなか予算的にも厳しい、進まないんじゃないかというふうに申し上げましたけども、人命を守るということだけでいけば、先ほど、想定で4,000件が全壊するよということもありましたけども、家が潰れても、そこにいるスペースがちゃんと確保されていれば命だけ助かる。そのために、今、耐震シェルターというのがあります。これは、静岡県というの、非常に東海地震の発生のための危機感が強いところでございますんで、そこでは耐震シェルターというのをいち早く考案をして、浜松市のメーカーが開発・販売をしておりますけども、島田市でも住宅耐震化よりも安価な耐震シェルターに30万円の補助金を出して、震災対策をしておるといふふうに記事も載っております。

必ずしも家を耐震工事に大金かけてするというのは、なかなか難しいところありますんで、本当に1部屋だけでもいい。あるいはその部屋の中に1つのシェルターを置くということで、地震が発生したらそこへまず逃げ込むんだと。そのことによって、家は壊れても命だけは助かるんだという耐震シェルターの意義があります。このことについても、また検討いただいて、先進地は、本当に危機感が高いところは、こういうことをどんどん取り組ん

でおりますので、今、インターネットで幾らでもこういう情報はとれます。とにかく住民の命、このことを一番に取り組んでいただきたいと思います。

それをお願いしまして、質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（児玉朋也） お諮りいたします。一般質問の途中ですが、本日はこの程度にとどめ、6月14日の本会議に一般質問を継続いたしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児玉朋也） 御異議なしと認めます。よって、一般質問は6月14日の本会議に継続することに決しました。

お諮りいたします。本日の会議はこの程度にとどめ、延会といたしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児玉朋也） 御異議なしと認めます。よって、本日はこれにて延会することに決しました。

お諮りいたします。本日議決された各案件につきましては、その条項、字句、数字、その他の整理を要するものにつきましては、その整理を議長に委任されたいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児玉朋也） 御異議なしと認めます。よって、条項、字句、数字、その他の整理は議長に委任することに決定をいたしました。

この際、御通知申し上げます。明日6月14日は午前10時に開会いたします。ただいま御出席の各位には、別に書面による通知はいたしません。お含みの上、御参集をお願いいたします。

本日はこれにて延会いたします。

17時01分 延会

(28. 6. 13)

上記、会議のてん末を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成28年6月13日

大竹市議会議長 児 玉 朋 也

大竹市議会議員 山 崎 年 一

大竹市議会議員 日 城 究